

安中市景観計画



令和4年2月
安中市

『妙義山を望む豊かな自然と歴史を守り

みんなで磨いて未来へつなぐ景観まちづくり』を目指して

安中市は関東平野の北西端に位置し、妙義山をはじめとする山並みの景観、中央部には碓氷川や九十九川が東西に流れる水辺の景観など様々な自然景観に恵まれています。また、古くから東山道や鎌倉街道が整備され、江戸時代になると中山道の整備とともに、板鼻・安中・松井田・坂本の4つの宿場が置かれ、碓氷関所が設けられるなど、交通の要衝として栄えてきました。めがね橋として知られる碓氷第三橋梁や隧道などが国指定重要文化財となっている旧碓氷峠鉄道施設、旧中山道に現存する歴史的資産など、数多くの歴史的な景観も残されています。



これらの貴重な景観資源を守り、次世代に引き継ぐとともに、新たに良好な景観をつくっていくため、景観法に基づく景観計画を策定いたしました。本計画は、市民・事業者・行政がそれぞれ協力しながら、景観まちづくりを推進していく指針となるものです。今後は、「安中市景観計画」に基づき、良好な景観形成に向けて取り組んでまいります。

また、近年、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、本市においても高齢化や人口減少は顕著となっております。本市の特徴ある景観資源を活かした景観まちづくりを進めていくことにより、観光・交流の促進、生活環境の魅力向上、地域産業の振興などに効果が期待できます。これらを通して、定住人口の増加や交流人口の維持を目指してまいります。

最後に景観計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様をはじめ、慎重審議を賜りました景観計画策定委員会の皆様、都市計画審議会の皆様、その他関係者の皆様方に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和4年2月

安中市長 茂木英子

目 次

第1章 はじめに.....	1
---------------	---

1-1 景観計画の目的.....	1
1-2 景観について.....	1
1-3 景観計画の位置付け.....	2

第2章 現状分析.....	3
---------------	---

2-1 上位・関連計画の整理.....	3
2-2 市の概要.....	10
1. 市の成り立ち.....	10
2. 主要な交通網.....	10
3. 位置、地勢.....	11
4. 市内における景観形成の取組.....	13
2-3 景観資源調査.....	14
1. 景観資源の考え方.....	14
2. 本市の景観資源.....	15
3. 【参考】各種景観資源の分布.....	31
2-4 住民意向の状況.....	49
2-5 景観形成の現状と課題の整理.....	50

第3章 景観形成に向けた基本方針.....	51
-----------------------	----

3-1 景観計画区域.....	51
1. 景観計画区域.....	51
2. 景観重点区域の指定について.....	51
3-2 基本方針.....	52
1. 景観形成の目標.....	52
2. 景観形成基本方針.....	52
3. 景観形成の地区別方針.....	53

第4章 景観形成のための行為の制限..... 75

4-1 届出対象行為..... 75

- 1. 建築などの行為実施の際の届出..... 75
- 2. 届出対象行為..... 76

4-2 景観形成基準..... 78

- 1. 共通事項..... 78
- 2. 地区別の景観形成基準..... 81
- 3. 建築物・工作物の色彩基準..... 83

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針..... 86

5-1 景観重要建造物指定の方針..... 86

- 1. 景観重要建造物の指定の方針..... 86
- 2. 景観重要建造物の指定に係る手続き..... 86
- 3. 景観重要建造物の保全・活用の方針..... 86

5-2 景観重要樹木指定の方針..... 87

- 1. 景観重要樹木の指定の方針..... 87
- 2. 景観重要樹木の指定に係る手続き..... 87
- 3. 景観重要樹木の保全・活用の方針..... 87

第6章 良好な景観形成に向けて必要な事項..... 88

6-1 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項..... 88

- 1. 景観重要公共施設の指定の方針..... 88
- 2. 景観重要公共施設の指定..... 89
- 3. 景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準..... 89

6-2 景観農業振興地域整備計画の検討に関する事項..... 94

6-3 屋外広告物の制限に関する事項..... 94

第7章 計画の実現に向けて..... 95

7-1 景観まちづくりの推進に向けた考え方..... 95

7-2 景観まちづくりの推進体制..... 98

第1章 はじめに

1-1 景観計画の目的

安中市(以下「本市」という)は、西部に碓氷峠、南部に本市及び富岡市・下仁田町にまたがる妙義山、中央部には碓氷川及び九十九川が東西に流れる美しい自然景観を有しています。また、古くから畿内から陸奥の国へ至る東山道による信州と関東を結ぶ交通の要衝であり、江戸時代になると中山道が整備され、碓氷関所や宿場が設けられる街道のまちとして栄えるとともに、安中藩の城下町としても知られており、現在でも当時の趣が感じられる風情ある街並みが残るほか、目には見えない多くの歴史・文化が継承されています。

本市は、これらの自然・歴史・文化によって育まれた本市の特色ある景観を守り・育てていくことで地域の魅力を高めていくため、平成31年4月1日、景観行政を主体的に担う「景観行政団体」となりました。

景観行政団体として、自然・歴史・文化によって育まれた特色ある景観を守り、未来に向けた地域の魅力向上を目指します。また、本市としての景観形成の目標及び方針を示し、それを実現していくため「安中市景観計画」を定めます。



1-2 景観について

「景観」とは、自然や街並みなどを、人が視覚的に捉える景色や風景のことです。

本市の景観は、本市の自然・歴史・文化等と人々の生活・様々な活動によって形作られ、本市の特徴・個性として捉えられるものです。

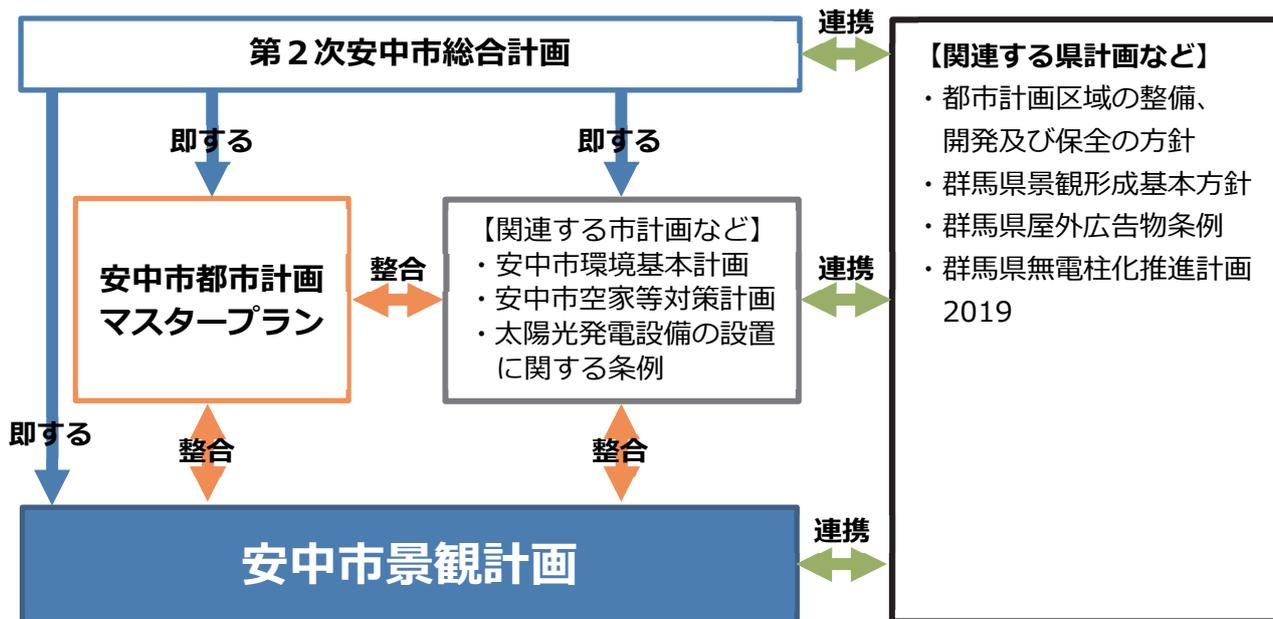
景観を良くしていくことは、本市の魅力や価値を高め、地域の活性化につながると同時に、市民の潤いのある生活環境をつくっていくことにもつながります。それには、現在ある自然や歴史などを守るだけでなく、それらを活かしながら、さらに良いものを生み出していくことが重要です。

優れた景観を形成していくには長い期間と、市民・事業者・行政がそれぞれ協力しながら取組を進めていくことが必要です。

1-3 景観計画の位置付け

安中市景観計画は、景観行政団体である本市が景観法に基づいて定めることができる良好な景観形成に関する計画です。

景観計画では、本市の最上位計画である「第2次安中市総合計画」に即しつつ、安中市都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と整合を図り、本市の景観特性や関連する群馬県全体の関連計画を踏まえた景観形成の方針・取組などを定めます。



第2章 現状分析

2-1 上位・関連計画の整理

1. 第2次安中市総合計画（平成30年3月策定）

【計画期間：平成30年度から令和8年度】

(1) 基本構想

■まちの将来像

みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働¹のまち あんなか

■基本目標

まちの将来像	政策大綱	基本目標
みんな元気で 市民総働のまち いきいき暮らせる あんなか	1 都市基盤	人にやさしく、快適に暮らせる魅力的なまち
	2 環境・安全	豊かな自然に包まれ、安全・安心に暮らせるまち
	3 健康・福祉・子育て	いつまでも健やかでいきいきと暮らせるまち
	4 教育・文化・交流	生涯を通じて学び、人を育むまち
	5 産業・雇用	地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち
	6 行財政・市民総働	効率的な行財政運営と、市民総働のまち

[資料：第2次安中市総合計画]

図 政策大綱・基本目標の対応

1 『市民総働』とは、市民・事業者・行政などの多様な主体が、共通の課題認識のもとに、それぞれの得意分野を活かして、『オール安中』で自主的・自立的に関わっていくことをイメージした、本市のまちづくりを象徴するキーワードです。

■都市整備の構想(土地利用の方針)

【土地利用エリア】

- ・ **市街地エリア**：「まちのまとまり」ごとに、コンパクトな市街地の形成を図る。
(安中・板鼻地域、原市・磯部地域、松井田地域)
- ・ **山林自然環境エリア**：自然環境の保全と広域観光交流や環境学習の場としての活用を図る。(市域西部の自然公園地域や森林地域)
- ・ **田園集落エリア**：自然環境・農業生産環境との調和を図り、集落地の生活環境の改善整備を進め、地域コミュニティの維持増進を図る。(農地・里山に介在する集落地)

【交通軸・都市軸】

- ・ **広域交通軸**：国道18号、西毛広域幹線道路((都)3・6・10南北中央幹線)
- ・ **地域連絡交通軸**：鉄道駅周辺の拠点地区と周辺地域を南北に連絡する幹線道路
- ・ **都市軸**：国道18号沿道、旧中山道沿道・JR信越本線沿線

【都市の拠点地区】

- ・ **都市拠点**：市役所・安中駅周辺
- ・ **地域生活拠点**：原市交差点・磯部駅周辺、松井田・西松井田駅周辺
- ・ **産業拠点**：大規模産業用地や工業団地
- ・ **広域観光交流ゾーン**：地域固有の資源を活かし、相互に連携して広域観光交流を促進する。(安中宿・安中城址周辺、磯部温泉、松井田宿、横川駅周辺・坂本宿・碓氷峠、秋間梅林、妙義山麓)



[資料:第2次安中市総合計画]

図 安中将来都市構造図

(2) 基本計画（景観に関する施策）

■適正な土地利用

・適正な土地利用

市街地では、住宅、商業、工業のバランスのとれた土地利用を推進するとともに、農村・中山間地域では、農地や集落地の環境改善・保全に努める。また、自然が多く残る地域における無秩序な開発を抑制し、自然環境の維持・保全を図る。

・太陽光発電設備に係る無秩序な開発の抑制

急傾斜地等の自然災害の危険性が高い地域への無秩序な太陽光発電設備の設置抑制を図り、良好な生活環境の保全と安全・安心な生活の確保に努める。

・景観の計画的な保全・維持

景観計画を策定し、地域固有の景観の保全と良好な景観の形成を推進し、地域の魅力を向上させる施策の計画的展開を図る。

■道路交通網の整備

・生活道路の整備

市民生活の利便性向上や安全性の確保、人にやさしい道路環境の充実と併せ、「道路里親制度」による、市民と行政との協働による美化・清掃活動を推進する。

■計画的な市街地の整備

・計画的な既存市街地の整備

地域ごとのまちづくりの経緯や特性を踏まえた魅力ある住宅地の形成を促進する。また、国道18号や旧中山道沿道の既存市街地、鉄道駅周辺を中心として相互に連携が図られた商業・業務地の形成を促進する。

・計画的な土地利用の推進

地区計画の活用、特定用途制限地域の指定や地区計画を併用した用途地域の変更等の検討により、用途地域内や用途地域縁辺部、特に西毛広域幹線道路周辺の地域における開発の適正な誘導を図る。

■住環境の整備

・空き家等の適切な管理と活用促進の計画的な推進

「安中市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適切な管理や活用を計画的に推進する。

■健全で良好な生活環境の維持

・健全な生態系を維持し、生物の多様性を確保するため、道路や河川などの基盤整備等にあたって、生態系への影響の軽減に努める。また、生物の多様性やその保全の重要性、外来種の影響、自然との共生などについて学習できる機会の充実を図る。

・里地・里山の役割について周知を図るとともに、市民や関係機関・団体等との連携による維持・管理活動を推進する。また、身近な自然環境や自然との共生について学習できる場としての活用を推進する。

■環境保全活動の促進

- ・環境について学び、行動するきっかけとなるイベントや情報提供を積極的に行い、市民、事業者の環境意識向上を促進するとともに、環境教育や活動を担う人材の育成を推進する。

■農業の振興

- ・農業者や市民と行政の協働により、農地と農業基盤が果たす環境保全や景観形成等の多面的機能の保全を図る。

■観光の振興

- ・市民総働による地域の観光資源の磨き直しや地域振興の検討などを促進し、地域活性化による観光振興を図る。
- ・広域的な観光連携を強化し、市内外の歴史文化遺産を観光資源として活用する広域的なネットワークの見直しと再構築を推進する。

2. 安中市都市計画マスタープラン（平成27年3月策定）

【計画期間：平成27年度から令和16年度】

■将来都市像

豊かな自然と歴史に包まれて
穏やかな暮らしが営まれ、いきいきした交流が育まれるまち
あんなか

■都市づくりの基本理念

1. 誰もが安心して住み続けられるまち
2. 多くの人を訪れいきいきと交流するまち
3. 働きやすく社会参加しやすいまち
4. 穏やかで美しくやすらぎの感じられるまち
5. あるものを結び付け、活かし、使いこなすまちづくり

■土地利用の方針

- ・山林自然環境エリア、田園集落エリアについては、山林・農地などの自然的土地利用を保全し、都市的土地利用を抑制する。また、市街地エリアについても用途地域の指定や地区計画などの土地利用に係るルールの方針により周辺の自然環境・農業環境と調和する土地利用を誘導する。
- ・用途地域外の田園集落エリアについては、無秩序な都市的土地利用、開発・宅地化を防止し、良好な自然環境・農業環境を保全するため、環境阻害の恐れのある用途の建築物を制限して、用途地域内への計画的な立地を誘導する特定用途制限地域などの制度の適用を検討する。

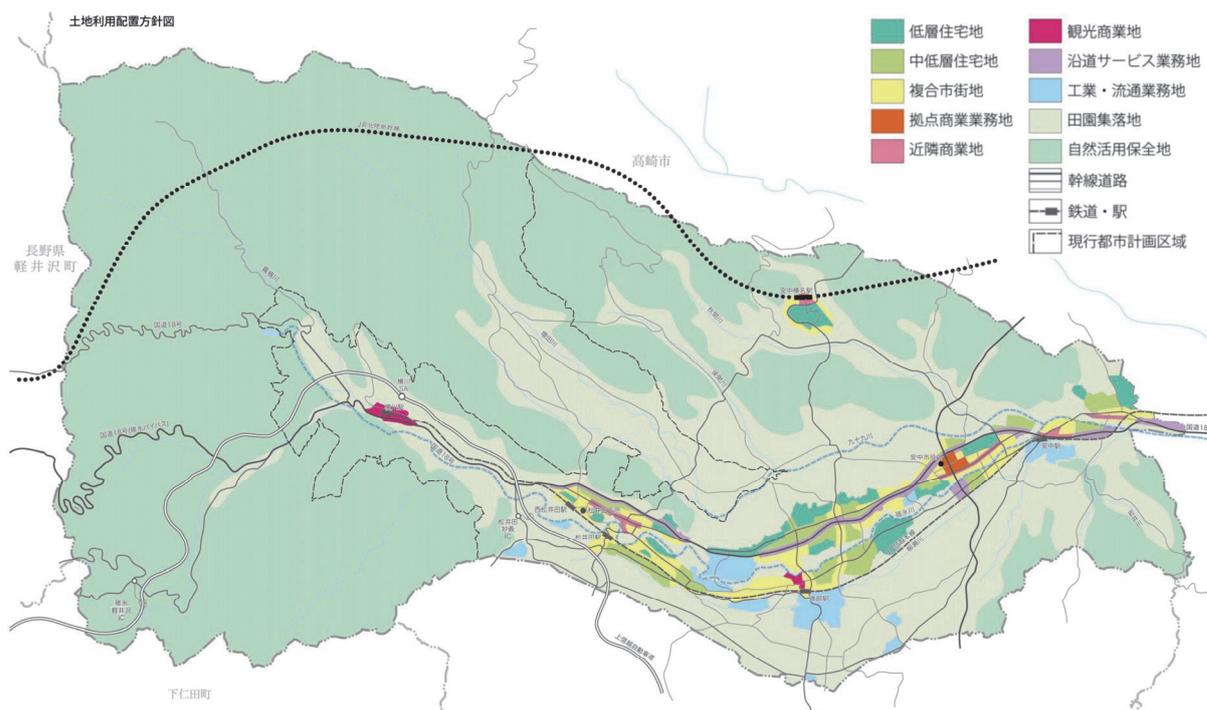


図 土地利用配置方針図

■市街地整備の方針

- ・広域観光交流ゾーンに位置する市街地については、旧街道沿道の街並みなど地域の歴史的資源を活かして広域交流が育まれるよう、交流の場となる道路・広場や訪れる人の利便に供する駐車場・休憩所の整備、商店街の環境整備など、一体的で特色ある市街地整備を推進する。

■自然・農業環境の保全・活用方針

- ・山林・農地など自然的土地利用とその環境については、保全を基本とし、山林自然環境エリア、田園集落エリアにおける都市的土地利用については、周辺の自然環境・農業生産環境と調和するものに限定する。
- ・利根川上流水源地の河川環境・水環境を保全するとともに、市街地に隣接する身近な自然環境である碓氷川・九十九川の河川敷については、水に親しむことができる緑地、広場、歩行空間として活用する。
- ・山林・農地については、自然環境や農業生産を学ぶ場、市民や広域から訪れる人々が交流する場として活用し、環境・土地利用の荒廃の防止を図る。

■公園・緑地の整備の方針

- ・地域の歴史遺構や良好な自然環境を保全し、歴史文化や自然を体験・学習する場、広域観光交流の場となる公園・緑地・広場の配置整備、施設機能更新を進める。
- ・河川自然環境と親しみながら憩い、交流する場として、治水機能の維持管理と調整を図りつつ、広がりのある河川敷については、親水性のある公園・緑地・広場、スポーツ施設の整備、機能更新を促進する。

■河川整備の方針

- ・水と親しめる自然環境、空閑地として河川自然環境、河川敷の環境の保全と活用を図る。

■都市環境・景観の整備・形成の方針

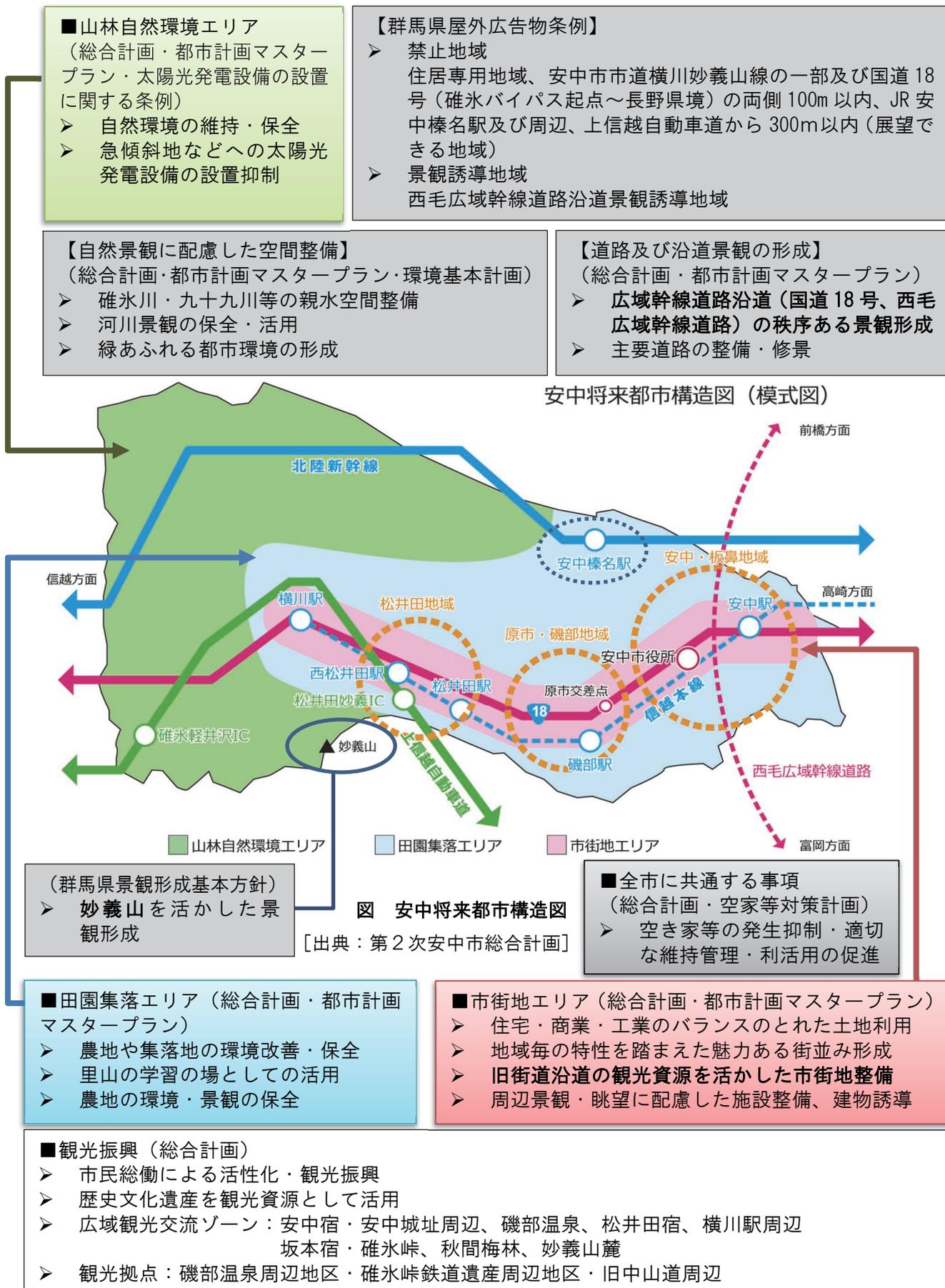
- ・宅地内と公共施設の緑化を促進し、公園・緑地・広場、保全緑地と合わせて、緑のネットワークを形成し、緑あふれ心やすらぐ都市環境を形成する。
- ・都市の基盤施設整備、市街地開発整備にあたって、地域の自然環境、生態系に配慮して自然と共生する形態、機能と工事手法による整備を促進する。

■都市景観形成の方針

- ・美しい景観・眺望を日々眺めて暮らし、囲まれていきいきした交流が育まれるよう、市街地の整備や施設・建築物の形態の誘導を進める。
- ・広域観光交流の資源となり、地域の歴史・文化を感じ、学び、継承することができる旧中山道の宿場町の風情ある街並みの保全、形成を図る。
- ・土地利用転換の動向が著しい広域幹線道路沿道では、沿道敷地の建築物の形態の誘導により、秩序ある沿道景観の形成を図る。

3. 上位・関連計画のまとめ

第2次安中市総合計画に示す将来都市構造図をもとに、本市における景観形成に関する上位・関連計画の位置づけを以下のように整理します。



2-2 市の概要

1. 市の成り立ち

昭和 29 年に 3 町 3 村が合併して松井田町、昭和 30 年に 4 町 4 村が合併して安中町が誕生しました。その後、昭和 33 年に安中町は市制施行し、安中市となりました。

平成の大合併の流れの中で、平成 18 年 3 月 18 日に、安中市と松井田町が合併し、現在の安中市が誕生しました。



本市は、旧石器時代より人々の居住が見られ、横穴式石室を有する前方後円墳として関東地方ではもっとも古い特徴を備えている築瀬二子塚古墳(国指定史跡)などの歴史的資産を有しています。また、古くから峠越えの交通路が集中する交通の要衝の地であり、古代には東山道、中世では鎌倉街道が、江戸時代には中山道が整備され、板鼻・安中・松井田・坂本の 4 つの宿場町が繁栄しました。中山道は江戸と京都を結ぶ重要な街道であり、碓氷関所跡や五料の茶屋本陣、宿場町のまち並み、杉並木など多くの人々が行き交った当時の面影が今も残っています。明治時代には、碓氷峠を越えるアプト式鉄道²が建設され、峠を越える重要な公共交通として運行されました。現在も、碓氷第三橋梁や旧丸山変電所などの関連施設が国指定重要文化財として保全、活用されています。

2. 主要な交通網

主要な道路としては、東西に通る国道 18 号と松井田妙義、碓氷軽井沢の 2 つのインターチェンジを擁する上信越自動車道を軸とした道路網が形成されています。また、県内を結ぶ主要幹線道路の一つである西毛広域幹線道路の整備が進められています。



鉄道は、東西方向に JR 信越本線が通り、安中、磯部、松井田、西松井田、横川の 5 つの鉄道駅があります。また、市北部には北陸新幹線の安中榛名駅があり、JR 信越本線とともに市内の鉄道公共交通を担っています。

² 信越本線に採用されていた鉄道形式の名称。

『アプト』の発音は英語に近く、形式を示す正式な読み方です。

市内の遊歩道『アプトの道』はもとのドイツ語の発音に近い読み方を採用しています。

3. 位置、地勢

本市は、群馬県の西部に位置し、高崎市、富岡市、下仁田町及び長野県軽井沢町と接しています。市域は、東西約27km、南北約12kmにわたり、面積は約276.31km²です。

市域西部には上毛三山の一つである妙義山や碓氷峠を擁する霧積山地などの標高1,000m級の山々を有し、東部には丘陵地及び平地が広がり、その標高差は1,000mを超えています。

また、市内を東西に流れる碓氷川や九十九川によって起伏に富んだ河岸段丘が形成され、段丘面の平地が市街地や農地として利用されてきました。特に、碓氷川左岸の高台上には本市の中心市街地が形成され、右岸側は農地が広がっているなど、地形の違いに合わせ土地利用の仕方が異なる点も本市の特徴の一つです。

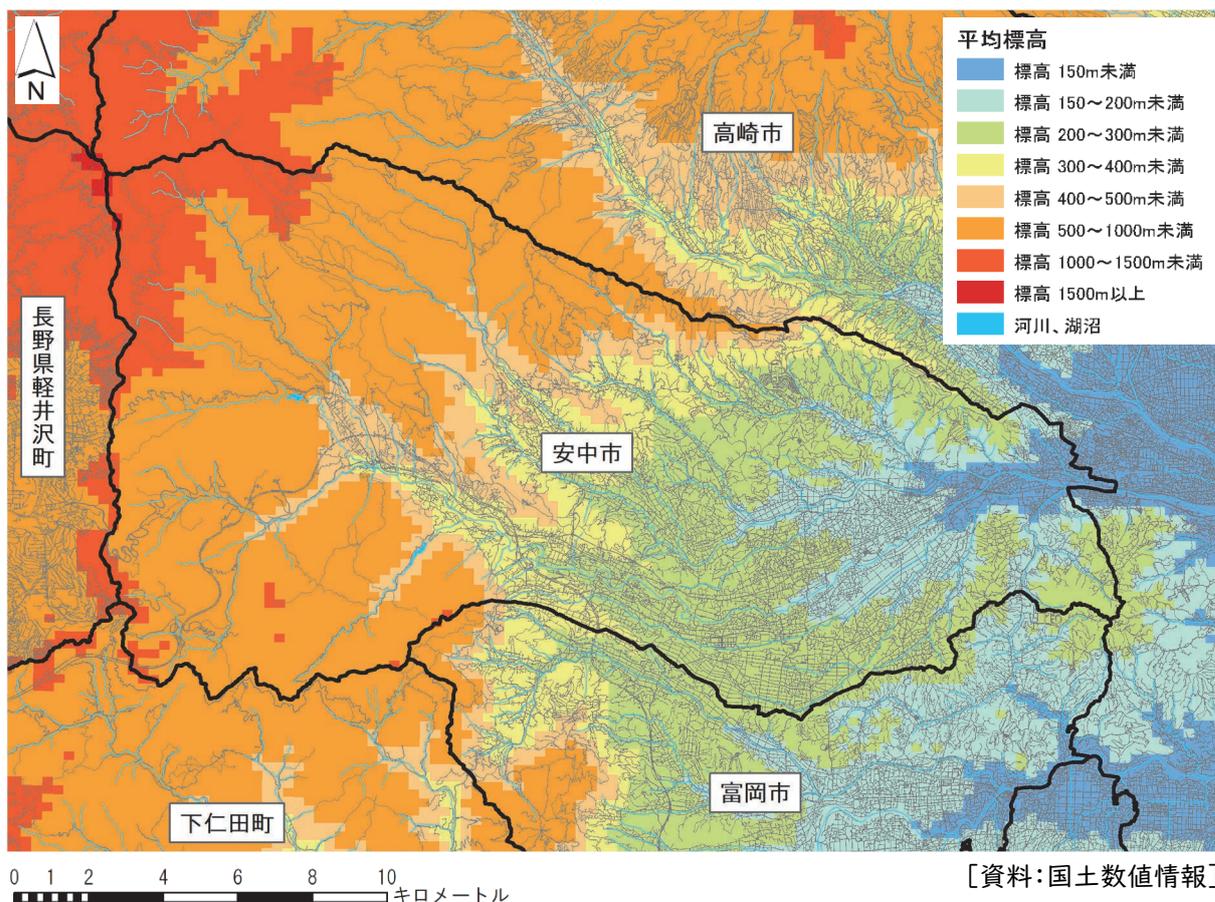
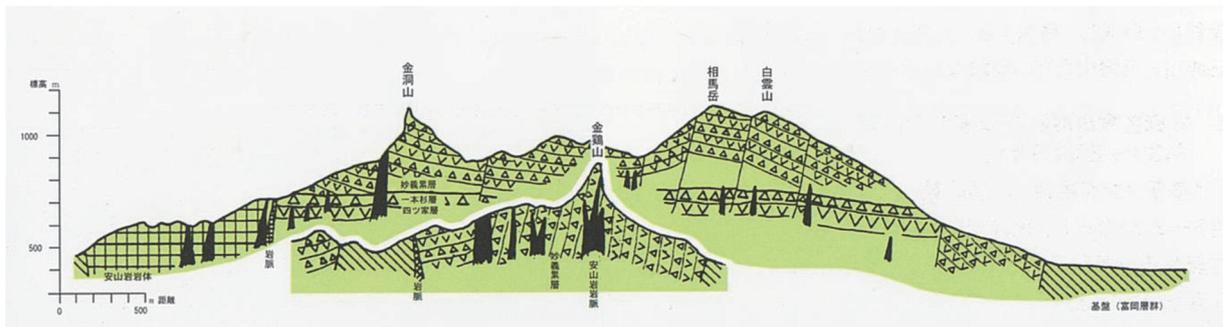
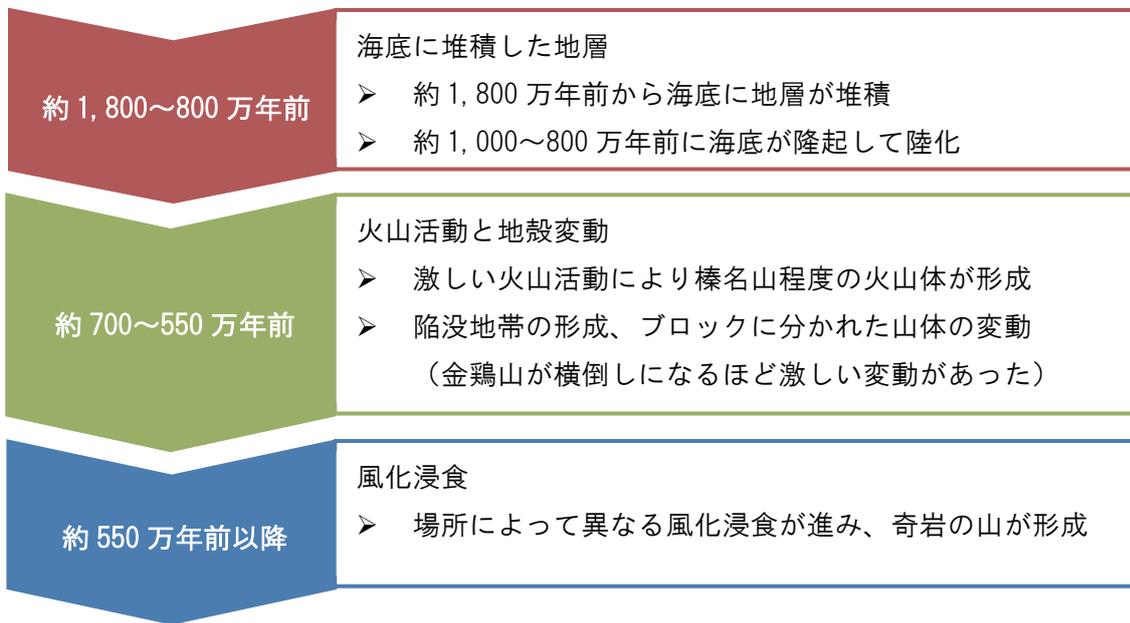


図 位置図

■妙義山の成り立ち

妙義山は、大分県の耶馬溪、香川県の寒霞溪とともに日本三大奇勝に数えられ、おき出しの奇岩が特徴的な、本市を代表する景観をつくり出しています。

この地形は、約1,800万年前以降、当時本市周辺に広がっていた海底の地層が隆起して陸化し、火山活動と地殻変動によって火山体ができ、風化浸食作用により形成されたことが明らかになってきました。特筆すべき点が、激しい地殻変動により陥没地帯が形成された上、火山体が10数個のブロックに分かれて動いたことであり、それぞれの断層に沿ってマグマの上昇が起こり、世界的にも珍しい複雑な地質の火山体が形成されました。この火山体は、地質の複雑さから場所によって風化浸食に違いが生じ、長い年月をかけて刻まれていくことで、奇岩やそそり立つ絶壁を有する現在の妙義山の山容となりました。



[出典:『上毛三山』赤城・榛名・妙義の歴史と信仰]

図 妙義山地質断面概念図

4. 市内における景観形成の取組

市内では下記のような景観形成に向けた取組が進められています。

■道路や河川の清掃美化活動

市内の道路・河川では、地元の皆様のご協力による清掃美化の取組が行われています。

市では、「安中市道路里親制度」として、住民の団体や企業を募り、道路や河川など一定区画の清掃美化にご協力をお願いしています。

目的	住民や企業と行政が協力して快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護精神の高揚を図ること
対象	安中市市道
協力内容	道路の清掃および除草、道路の破損・危険箇所などの情報提供など
市の取組	物品（軍手など）や用具（ほうき・塵取りなど）の支給や保険の加入を行い、活動を支援

また、群馬県が管理する道路・河川において、住民の団体や企業による環境美化活動を支援しています。また、一定の条件を満たした住民団体には奨励金の交付を行っています。（「花と緑のクリーン作戦」）

■旧中山道の歴史の道整備

旧中山道、碓氷峠、堂峰番所、碓氷関所跡の国指定史跡指定を目指し、旧中山道の史跡活用について検討を進めています。現在は有識者に加わって頂き、江戸時代の道筋の確定や、歩行者空間の整備について検討しています。

■おもてなし花壇（あんなかオープンガーデン）

市民や団体・企業の協力により、所有されている方が育てた花壇や庭を一般に公開する取組です。花と緑のぐんまづくり 2017 の事業の一つとして始まりました。

■西毛広域幹線道路沿道の景観整備

西毛広域幹線道路の整備に際して群馬県は、「ぐんまの風景を魅せるインフラ整備」³として、県民が地域の社会資本に愛着を持ち、誇りに思える県土を築くため、地域特性を踏まえたデザインの採用による、道路とその周辺における整備検討を進めています。

³ 『ぐんまの風景を魅せるインフラ整備』とは、地域の魅力を高め、『もっと住みたくなる・もっと訪れたくなる・もっと自慢したくなる』群馬県をつくるために県が進める取組です。

2-3 景観資源調査

1. 景観資源の考え方

景観資源は、文化財などの文献などによる机上調査による抽出と、現地調査による確認・追加、市民意向調査結果を踏まえ、設定します。

本市の景観資源は、自然や歴史、日常生活や交流などに関わるものなど様々なものがあります。本章では、下記の7つの観点で整理します。

● 自然的な景観

基本的な景観の骨格や地域の特性を形づくる自然的な景観

【景観資源】

- (1) 山：地形・山なみ、森林
- (2) 河川と湖：川、湖、滝などの水辺

● 歴史的な景観

過去の社会・経済やまちづくりの状況等の歴史的な流れを伝えてくれる歴史的な景観

【景観資源】

- (3) 歴史：旧中山道、史跡、文化財、社寺、祭事、重要樹木

● 日常生活や交流に関わる景観

現在の産業、文化、生活を反映する土地利用、交通網、建築物等の景観

【景観資源】

- (4) 田園と農村：農地・集落地景観
- (5) 市街地：用途地域（住・商・工）
- (6) 施設：公共・公益施設、レクリエーション・集客施設等
公民館等、公園運動施設、学校、レジャー施設
- (7) 交通：道路、鉄道

図 景観資源の種別

2. 本市の景観資源

(1) 山

500m を超える標高差を誇る長野県境の碓氷峠を擁する本市は、関東平野の西端に位置し、平地から溪谷や急峻な山岳まで、変化のある特徴的な地形に恵まれています。

市街地や農村集落は丘陵や里山に抱かれるように形成され、市内の各所から、群馬県を代表する山である妙義山・赤城山・榛名山の「上毛三山」や、上信国境の秀峰である浅間山などを眺めることができます。

なかでも妙義山は、市民を対象としたアンケート調査でも高い人気を誇り、市民に愛されている本市を代表する景観資源といえます。妙義山はその複雑な形状や連なりのため、見る場所により異なる姿を現します。市民はそれぞれ、自分が生まれ育った場所からの眺め、あるいは思い出の場所からの眺めなど、自慢の妙義山の眺めを持っています。

また、里山には地域住民等により遊歩道や登山道が整備されているものがあり、手軽に登って雄大なパノラマを楽しむこともできます。



【妙義山】

妙義山は安中市・富岡市・下仁田町にまたがり、白雲山(1,104m)、金洞山、金鷄山の三山で象徴される表妙義と、谷急山(1,162m)、烏帽子岩、赤岩、丁須の頭、御岳などの山々で構成される裏妙義を総称しての呼び名です。妙義荒船佐久高原国定公園の一部となっているほか、国指定名勝となっています。また、日本三大奇勝の一つといわれており、自然の造形美ともいえる奇岩奇石群に圧倒されます。

妙義山の鋸歯状の奇岩峰は、太古の火山が、度重なる爆破作用と長い年月にわたる風雨に浸食され、岩盤の最も堅固な部分だけが残ったものといわれています。

安中市側の裏妙義には、金槌型をした奇岩である丁須の頭や、落差 40mの麻芋の滝、オシドリ越冬地として知られる妙義湖などがあり、四季を通して多彩に自然を楽しめます。特に秋は、モミジやカエデなどの紅葉が見事で、多くの人々が登山や紅葉狩りに訪れます。





石尊山の麓からの眺め(東上秋間)

【里山】

石尊山は、安中市北部、高崎市との境にある標高 571mの里山です。古くから石尊信仰が行われており、所々に置かれた石の祠や山頂の石宮がその歴史を物語っています。

山頂はもとより、麓の道路からでも筑波山、南アルプス、妙義山、浅間山などのパノラマや、市街地や農村集落の俯瞰を楽しむことができます。遊歩道も整備され、近くの赤穂義士四十七士石像を巡るハイキングコースにもなっています。



崇台山からの眺め(上間仁田)

崇台山は、安中市南部、富岡市との境にある、地元の人々に親しまれているふるさとの山です。標高 299mの低山ながら、山頂は 360 度のパノラマを楽しむことができます。春にはおよそ 130 本の桜が咲き誇り、花見を楽しむ人で賑わいます。

登山道は地元の人々により手入れされ、天気が良いければ、眼下に集落や谷津田を俯瞰しながら、浅間山や上毛三山などを遠望できます。

(2) 河川と湖

本市は碓氷川が東西に横断し、その 37 の支川と共に、地域の人々の生活にうるおいをもたらしています。流域の西部にはダム湖や滝が点在し、中央部から東部にかけては河岸段丘が見られます。



碓氷川

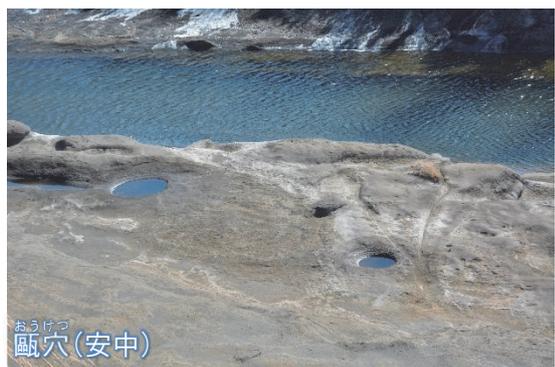
【碓氷川】

碓氷川は、利根川水系烏川の支川で、本市と長野県軽井沢町の境界に位置する一ノ字山に源を発し、途中で霧積川、中木川、九十九川、柳瀬川等を合流しながら市内を貫流する本市を代表する一級河川です。

上流部から中流部では大きく蛇行し、中流部から下流部には河岸段丘が発達しています。

特に、河岸段丘は碓氷川の特筆すべき地形的特徴です。分布範囲は碓氷川と中木川の合流点付近から岩井川合流点まであり、面積は約 46 km² に及びます。

原市付近では世界最古、1,130 万年前のマイルカ科の化石が発見されているほか、安中の扇城橋付近では甌穴も見られます。



甌穴(安中)



九十九川と桜並木(安中)

【九十九川】

九十九川は、上流部に仙ヶ滝を擁する緩やかに蛇行した一級河川です。下流部にはサイクリングロードが整備され、上流方向に視線を向ければ、妙義山の見通しを楽しめます。安中市スポーツセンター前の桜並木は市民に人気の花見スポットになっています。



碓氷湖(坂本)

【湖】

碓氷湖は、中尾川と碓氷川の合流点をせき止めて造った人工湖で、四方を国有林の大木に覆われています。四季折々美しい姿を見せますが、特に秋の湖面に映る紅葉は素晴らしいもので、多くの観光客が訪れます。

湖畔を一周する遊歩道が整備されており、ゆっくりと景色を楽しむことができます。



妙義湖(五料)

妙義湖は、裏妙義のそそり立つ岩山を映すダム湖で、春は桜、夏は青葉、秋は紅葉と、どの季節も素晴らしいですが、オシドリが群れ泳ぐ冬は格別です。

ダム堤体の下流側正面には橋があり、タイミングが合えば、ダイナミックな放流シーンを見ることができます。



霧積湖(坂本)

霧積湖は、碓氷川支流の霧積川をせき止めたダム湖です。霧積ダムは、群馬県施工第1号のダムとして、昭和51年度に完成した、堤高59m、堤頂長305mの治水を目的としたダムです。

湖からさらに奥に向かうと、軽井沢が開かれるまで避暑地として名を馳せた秘湯霧積温泉があります。かつて霧積には多くの文人墨客が訪れており、旅館には伊藤博文が明治憲法草案を起草した部屋が残されています。

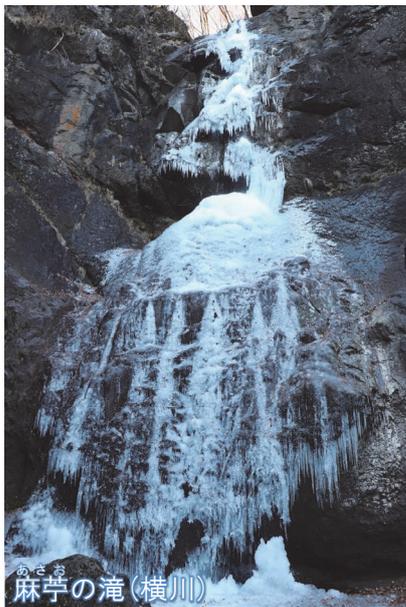


【滝】

仙ヶ滝は、九十九川の上流にある美しい滝です。ごうごうと音を立て、15mの高さから放物線を描き落ちる様は見ごたえがあります。四季を通して楽しめますが、新緑や紅葉の時期が見頃です。

この滝は、松井田城落城のとき、城主の娘お仙が身を投じたという伝説から名付けられました。

滝の裏側に石仏が並び立ち、裏見の滝の形態を有していますが、落石の危険があるため滝つぼめぐりは禁止されています。



麻苧の滝は、横川駅の南西、碓氷川に注ぐ鍵沢にあり、その高さは約40m、断崖から麻の簾を垂らしたような飛瀑からこの名が付けられています。

この滝は、古くから山岳信仰の修験場として知られ、山中には数多くの石仏が散在しています。岩間を流れ落ちることから水量は降雨状況に左右されますが、夏はひんやりと涼しく、厳冬となれば全面結氷して見事な氷瀑が姿を現します。

付近にはほかに6つの滝があり、合わせて麻苧七滝と呼ばれ、「麻苧の滝自然公園」として遊歩道が整備されています。

(3) 歴史

本市には旧碓氷峠鉄道施設など、全国的に知名度が高く歴史的価値の高い景観資源があるほか、旧中山道沿いには宿場町の名残が多くみられます。



碓氷第三橋梁「めがね橋」(坂本)

【碓氷峠鉄道遺産】

旧碓氷峠鉄道施設は、かつての信越本線の碓氷峠越え区間(横川～長野県軽井沢町、約 11.2 km)に現存する橋梁や隧道などの建造物から構成されています。

旧碓氷線は、最大 66.7 パーミル(1,000m進む間に 66.7m上がる、もしくは下がる)という幹線としては日本で最も急であった勾配に対応するため、ドイツの山岳鉄道で用いられていたアプト式(歯形を有する複数のラックレールに機関車の歯車を噛み合わせる方式)が採用されました。明治 26 年(1893 年)に開通し、その後、昭和 38 年(1963 年)の粘着式(摩擦に頼った一般的な運転方式)による新線の開通によりその役目を終えています。

現在、旧碓氷線の線路跡のうち横川～熊ノ平の区間は、遊歩道「アプトの道」⁴として整備されています。コース中には、国指定重要文化財の橋梁やトンネル、建造物などが残されており、四季折々の周囲の自然と鉄道施設の組み合わせは多くの人々を魅了しています。



旧丸山変電所(横川)

⁴ PIO の注釈をご参照ください。



旧中山道(安中原市の杉並木)



五料の茶屋本陣



碓氷関所跡(横川)



坂本宿と勿石山



坂本宿の浮世絵
(提供：中島徳造氏)

【街道】

東山道は畿内から陸奥国に至る東山道諸国の国府を結ぶ駅路として設けられ、旧松井田町の丘陵地帯から旧安中市を通り、高崎市に続いていく道とされています。また、『延喜式』や『和名類聚抄』によると、坂本駅と野後駅が置かれたと記されていますが、発掘調査でははっきりとした遺構は確認されていないのが現状です。

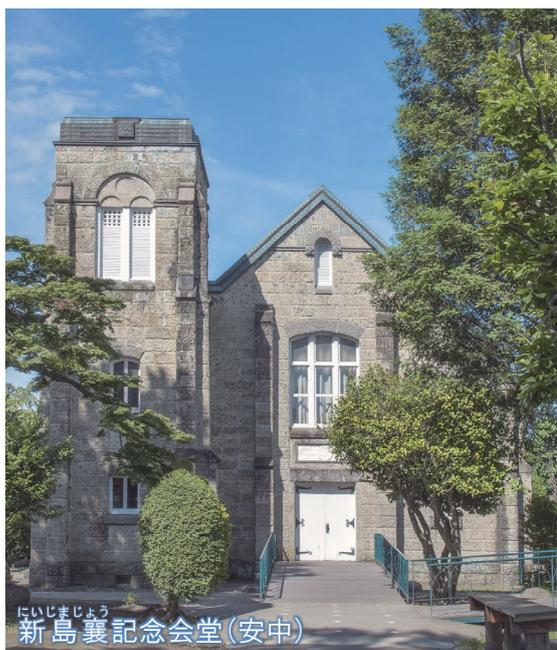
鎌倉街道は、軍事道路として鎌倉幕府と各地を結ぶ道として作られましたが、鎌倉街道と呼ばれるようになったのは、近世になってからとされています。鎌倉街道は、「上道」「中道」「下道」と呼ばれる3本の主要幹線があり、その中でも上野の国府を通り、碓氷峠を越えて信濃へ行く「上道」が市内を通過していたとされています。

中山道は、江戸時代の五街道の一つであり、江戸と京都を結ぶ幹線道路として、海沿いを行く東海道と並び日本の大動脈でした。

延長 132 里余(530 km)。木曾の山中を通ることから、俗に木曾街道・木曾路とも呼ばれ、碓氷峠や和田峠などの難所も多くありました。しかし、東海道に比べて大川が無く、川越しや川留めなどの障害が少なく、夏は涼しいという利点があったので、参勤交代の大名行列はもちろん、幕末の和宮の御降嫁をはじめ諸姫君の通行や日光例幣使の通路としてもよく利用された街道です。

道中には 69 の宿駅が設けられ、そのうち現在の安中市内には、板鼻・安中・松井田・坂本の4宿が置かれました。また、宿から宿までの間の“間の宿”として原市・五料・横川などの街村があり、横川には「入り鉄砲に出女」を厳しく取り締まった「碓氷の関所」が置かれていました。

市内の旧街道沿いには国指定の天然記念物である安中原市の杉並木、五料の茶屋本陣、碓氷関所跡など、往時の面影を伝える史跡が数多く残されています。街並みは変わっても、山や川の風景などの中に、浮世絵に描かれたままの姿を見つけることができます。



にいじまじょう
新島襄記念会堂(安中)

【安中教会】

日本キリスト教団安中教会の礼拝堂は、^{にいじまじょう}新島襄の死去後 30 年を経た大正 8 年(1919 年)に竣工しました。正式には「新島襄記念会堂」といいます。設計者は後樂園スタジアムや多くの教会建築を手がけた^{ふるはしりゅうたろう}古橋柳太郎です。大谷石造の建物としてはフランク・ロイド・ライト設計の帝国ホテル(大正 12 年(1923 年)竣工)より古く、建築史上の意義が高く評価されています。

新島襄は、天保 14 年(1843 年)に安中藩板倉家の江戸上屋敷に生まれました。元治元年(1864 年)国禁を犯してアメリカに渡り、キリスト教を学んだ後、明治 7 年(1874 年)明治政府下の日本に帰国しました。その後は明治 8 年(1875 年)に同志社英学校を創立するなど、キリスト教の伝道と教育に尽力しました。

安中教会は明治 11 年(1878 年)、新島襄が安中に滞在した際に、30 人の求道者が洗礼を受け設立されました。日本人の手で創立された日本で最初の教会です。



松井田八幡宮本殿(新堀)

【社寺】

市内には他にも松井田八幡宮本殿や不動寺の仁王門など、歴史的価値のある建築物などが多く残っています。市の重要文化財として登録されている社寺や、それらが所有する塔や鐘なども数多くあり、歴史的景観資源として継承されています。また、^{あんせいとおあし}安政遠足マラソンのゴール地として知られ、群馬県と長野県の県境に位置する熊野神社や恋人の聖地として認定された赤城神社、全性寺の^{ごるふん}悟留譜観音菩薩、羊の形をした狛犬がある羊神社などは、市民だけでなく市外からの人からも親しまれています。

(4) 田園と農村

市内では標高差を活かした様々な農業が営まれており、特徴的な農業景観を形づくっています。

碓氷川・九十九川流域に発達した水田地帯や、東横野・西横野の台地上の畑作地帯では、碁盤の目のように耕地整備された大規模な農地が見られます。山間部では、谷津田や果樹園など、懐かしさを感じさせる農地・農村景観が残っています。

代表的な農畜産物は、秋間梅林を中心に山間部で梅が生産されるほか、野菜は水はけの良い土壌条件からネギ、ナス、コンニャク栽培が盛んです。農業産出額ベースでは耕種農業と畜産農業の割合がほぼ半々となっており、農村部には畜舎も点在しています。



水田と妙義山(東上磯部)



畑と妙義山(中野谷)



山間部の棚田(上後閑)



谷津田(上間仁田)



櫛ぐね(人見)

【櫛ぐね】

農村集落には「櫛ぐね」と呼ばれる生け垣を備えた屋敷が見られます。櫛ぐねは防風のために母屋の屋根の高さに合わせた背の高い生け垣で、本市をはじめ、からっ風の吹く群馬県に特有の景観です。



碓氷製糸(新堀)

【養蚕】

かつては養蚕が栄えており、現在も一部に残る桑園や、蚕の飼育のため、屋根の上に「気抜き」と呼ばれる越屋根付きの檜を備えた農家が往時の面影を伝えています。

碓氷製糸株式会社は国内に残る製糸工場で最大のもので、ここで行われている器械製糸は国内では碓氷製糸を含めて2か所にしか残っていません。高品質な生糸を生み出す器械製糸は、戦前まで日本の輸出産業の花形でした。碓氷川のほとりに佇む製糸工場では、最高品質である6Aをはじめとする生糸が生産され、日本の近代化を支えた養蚕王国群馬の伝統を継承しています。

【花めぐり】

市内には花めぐりができる公園や施設、花の名所が数多くあり、梅、桜、ろうばい、アイリス、バラ、山吹、ポピーなど四季折々の花や、イベントを楽しむことができます。

秋間梅林は「ぐんま三大梅林」の一つで、秋間川上流の丘陵地に広がる梅林です。開花期には面積約50haの敷地に約35,000本の紅白梅が咲き誇り、春の香りに包まれます。



秋間梅林



桜と菜の花畑(中後閑)

(5) 市街地

安中・板鼻地区、原市・磯部地区、松井田地区にまたがる国道 18 号や旧中山道沿道を中心に住宅地が広がり、それぞれの地域ごとに趣を感じられる街並みが形成されています。各主要道路沿道には沿道型の商業施設やサービス施設、市役所や文化センター、病院などの地域の主要な公共公益施設が集まっています。

北陸新幹線が停車する安中榛名駅は、群馬県の西の玄関口として東京都や長野県方面からの往来を促すとともに、駅周辺の秋間みのりが丘地区には緑豊かでゆとりのある住宅地が整備されています。

また、市内には魅力ある集客施設や温泉街があり、訪れる人を楽しませています。また、大きな工場など特徴ある景観も楽しめます。



みのりが丘の街並み



みのりが丘の街並み



みのりが丘パノラマパーク

【安中地区】

安中地区は安中城と安中宿を中心に市街地が形成されています。中心部は碓氷川と九十九川に挟まれた東西に延びる河岸段丘に発達しており、それぞれの川に南北方向に架かる橋とそれに続く坂道、そして全体的に西に向かって緩やかに登る勾配が特徴的です。本市の重要な都市機能が集積し、都市拠点としての景観を形成しています。

安中城址周辺には郡奉行役宅や武家長屋など当時の城下町を偲ぶことができる建物や、丸石が積まれた石垣の景観が残り、落ち着いた佇まいを見せています。安中の地名は、戦国時代にこの地を治めた安中忠政が永禄 2 年(1559 年)に城を築いたことに始まると言われています。

安中宿や中山道沿いには蔵造りやレンガ造りの歴史を感じさせる建物や昭和の雰囲気を残す建物が見られ、往時の活気を偲ばせます。市街地の中心部には多くの寺社やキリスト教の教会もあり、まち歩きを楽しめます。

国道 18 号沿道では新しい商業施設や飲食店が建ち並び、現代の都市景観を形作っているほか、整備中の西毛広域幹線道路沿道では建物の移転や建替えが進んでいます。



安中の街並み



石垣

【板鼻地区】

板鼻地区は高崎市と接し、本市の東の玄関としての役割を担っています。

かつて板鼻宿は旅籠の数が 50 軒を超える中山道有数の宿場でした。中山道の開通後しばらくの間、関東防衛のため幕府が宿場の西を通る碓氷川に橋を架けることを許さず、県内の中山道で唯一の徒渡りかちわたが行われていました。いったん川止めになると多くの人や物資が溢れてしまうため、渡し場を控える伝馬宿場としての役割から栄えたとされています。

現在でも皇女和宮宿泊所や商家、板鼻堰などが往時の面影を残しています。板鼻堰は、灌漑と宿場での利用を目的に、約 400 年前に作られた用水路です。かつては蚕の蛹を餌にした鯉の養殖も盛んで、用水を各家に引き込んだ名残が見られます。宿場の裏手をゆったりと流れる様子は情緒に溢れています。



板鼻の街並み



板鼻堰

【原市地区】

原市地区は碓氷川左岸の段丘上に開けた集落です。中山道はここでは道幅が狭くなり、沿道には土蔵や大きな屋敷が所々に残っています。

市街地中心部を囲むように比較的新しい住宅地が形成され、国道 18 号沿道には商業施設や飲食店が並び、賑わいを見せています。

築瀬にある築瀬二子塚古墳やなせふたご塚古墳は 6 世紀初頭に造られた大型の前方後円墳です。全長約 80m、高さ約 8m、横穴式石室を有する前方後円墳として関東地方で最も古い特徴を備えており、国指定史跡にもなっています。この古墳は墳丘の残りが良好だったことから、平成 23 年度(2011 年度)以降、古墳の保護を目的とした整備が行われ、美しく均整の取れた姿を取り戻しています。現在は原市地区のシンボルの一つとして市民に親しまれています。



原市の街並み



築瀬二子塚古墳

【松井田地区】

松井田地区は松井田宿を中心に形成された市街地で、碓氷川中流部の段丘上に位置しています。現在は国道 18 号と JR 信越本線に挟まれるように商店や住宅が建ち並び、地域の生活拠点となっています。

中山道を西に向かって進んでくると、妙義山や浅間山の眺めもいよいよ間近になり、鋭さを増す妙義山の稜線に圧倒されます。

地区の北側には松井田城址があります。松井田城は東西 1 km、南北 1.5 km の広大な山城で、弘長 2 年(1262 年)に青砥藤綱が築城し、戦国時代にはさまざまに主を変え、天正 11 年(1583 年)から北条氏家臣大道寺政繁により大改修されました。天正 18 年(1590 年)、秀吉の北条攻めにより、北国勢(前田利家、上杉景勝、真田昌幸ほか)3 万 5 千の大軍を前に 1 ヶ月以上持ちこたえた後、落城しました。現在は地元の保存会により整備が行われており、群馬県内で原形を残す最大規模の山城に触れることができます。



【磯部温泉】

磯部温泉は碓氷川沿いに開けた温泉街で、鎌倉時代の歴史書「吾妻鏡」に「磯部村此所に塩の湧き出る所あり」と書かれていることから、鎌倉時代には既に温泉が湧出していたと推測されます。万治4年(1661年)に、付近の農民の土地争いに関して江戸幕府から出された評決文の添付図に、磯部温泉を表した温泉記号が2つ描かれています。この温泉記号は日本で使われた最古のものであり、磯部温泉は温泉記号発祥の地とされています。天明3年(1783年)の浅間山大噴火のときに湧出量を増したと言われており、泉質は塩化物・炭酸水素塩強塩温泉でドイツのベルツ博士にも高く評価されています。泉温は52.6度です。

また、磯部には古くから舌切り雀の伝説が伝わっており、明治の児童文学者巖谷小波^{いわやささなみ}は磯部温泉を訪れ取材し、現在よく知られている舌切り雀の昔話を書き上げました。舌切り雀のおとぎ話は各地に残っていますが、巖谷小波が児童文学として現代に残したことにより、磯部温泉は舌切り雀伝説発祥の地とされています。

温泉街には食堂や土産物店、鉱泉水を使用しサクサクとした食感の磯部せんべいの店などが軒を連ね、郷愁を感じさせる昭和の雰囲気が残っています。碓氷川に特徴的な河岸段丘による高低差がある街並みを路地や階段が繋いでいます。



愛妻橋より温泉街の眺め（磯部）



日本最古の温泉記号（磯部）



磯部温泉



温泉街（磯部）

【大規模な工場】

本市は交通の便が良いことなどから、内陸の工業都市として工場の立地が進んでいます。市内には、丘陵の斜面に沿って、要塞のように立体的にそびえている建物や、化学工場のプラントが立ち並ぶ様子など、安中駅や磯部駅周辺に特徴的な大規模工場景観が広がっています。これらの工場景観は、近年注目されている工場夜景としても人気を集めています。



安中駅前の工場



磯部駅前の工場

(6) 施設

市役所本庁舎・支所、各公民館などの公共・公益施設をはじめ、碓氷峠鉄道文化むらや碓氷峠くつろぎの郷など観光拠点となるレクリエーション施設が点在しています。また、碓氷築といった地域の自然・風情を感じる特徴的な集客施設も期間限定で設置されているほか、多世代の交流の場となる、あんなかスマイルパークやゴルフ場などのレジャー施設にも市内外から数多くの人が訪れています。



あんなかスマイルパーク（原市）



碓氷峠鉄道文化むら（横川）



磯部築（磯部）

(7) 交通

本市は古代より東山道、江戸時代には中山道が整備され交通の要衝として栄え、板鼻・安中・松井田・坂本の4つの宿場が設けられました。現在では市中央部を東西に横断している国道18号やJR信越本線の車窓から、市の賑わいを感じられる商業施設や、園場など市の様々な一面を見ることができます。

市域西部には上信越自動車道が数々のトンネルや橋で山々の間を縫うように走っています。この道路の碓氷橋、赤松沢橋、遠入川橋は「碓氷三橋」として平成4年(1992年)の土木学会田中賞を受賞しました。碓氷橋は斜張橋で、高さ113mの曲線を活かした逆Y字型の主塔は上信越自動車道のシンボルタワーになっています。

また、市域東部で国道18号と交差し県央地域と西毛地域を環状に連絡する西毛広域幹線道路沿道では、景観に配慮した整備が進められています。



【碓氷峠】

国道 18 号は高崎市から新潟県上越市に至る一般国道で、中山道と北国街道を継承する主要幹線道路です。本市においては碓氷川に沿って走り、県境の碓氷峠で長野県軽井沢町に接続します。

碓氷峠は、木曾のかけはし、太田の渡しとともに中山道三大難所の一つとして知られていました。明治 11 年(1878 年)の明治天皇北陸東海御巡幸の際に改良がされ、一部に新道も造られました。当時の記録には、明治天皇が新道の「屏風ヶ岩」のあたりで輿を降り、自ら坂を登ったとあります。その歩きぶりは素早く力強くて、同行の者が付いていくことが大変であったと記されています。この道は「御巡幸道路」と呼ばれ、現在も一部を歩くことができます。

明治 17 年(1884 年)には現在の国道 18 号(旧道)にあたる「碓氷新道」が完成し、その後も拡幅や改良工事が進められましたが、カーブが 184 か所もあることなどから交通量に限界があり、昭和 46 年(1971 年)、南の入山峠を通る碓氷バイパスが開通しました。

バイパス開通後、国道 18 号(旧道)には旧碓氷峠鉄道施設へのアクセス道路として駐車場や歩道等が整備され、近くの碓氷湖とともに観光客を楽しませています。特に新緑や紅葉の季節のドライブでは、カーブのたびに変化する景色を堪能することができます。

碓氷峠はそれぞれの時代の通行者に強い印象を残し、古くは日本書紀や万葉集の時代から現代の小説やマンガ、アニメまで様々に表現されてきた日本有数の峠です。



3. 【参考】各種景観資源の分布
(1) 山

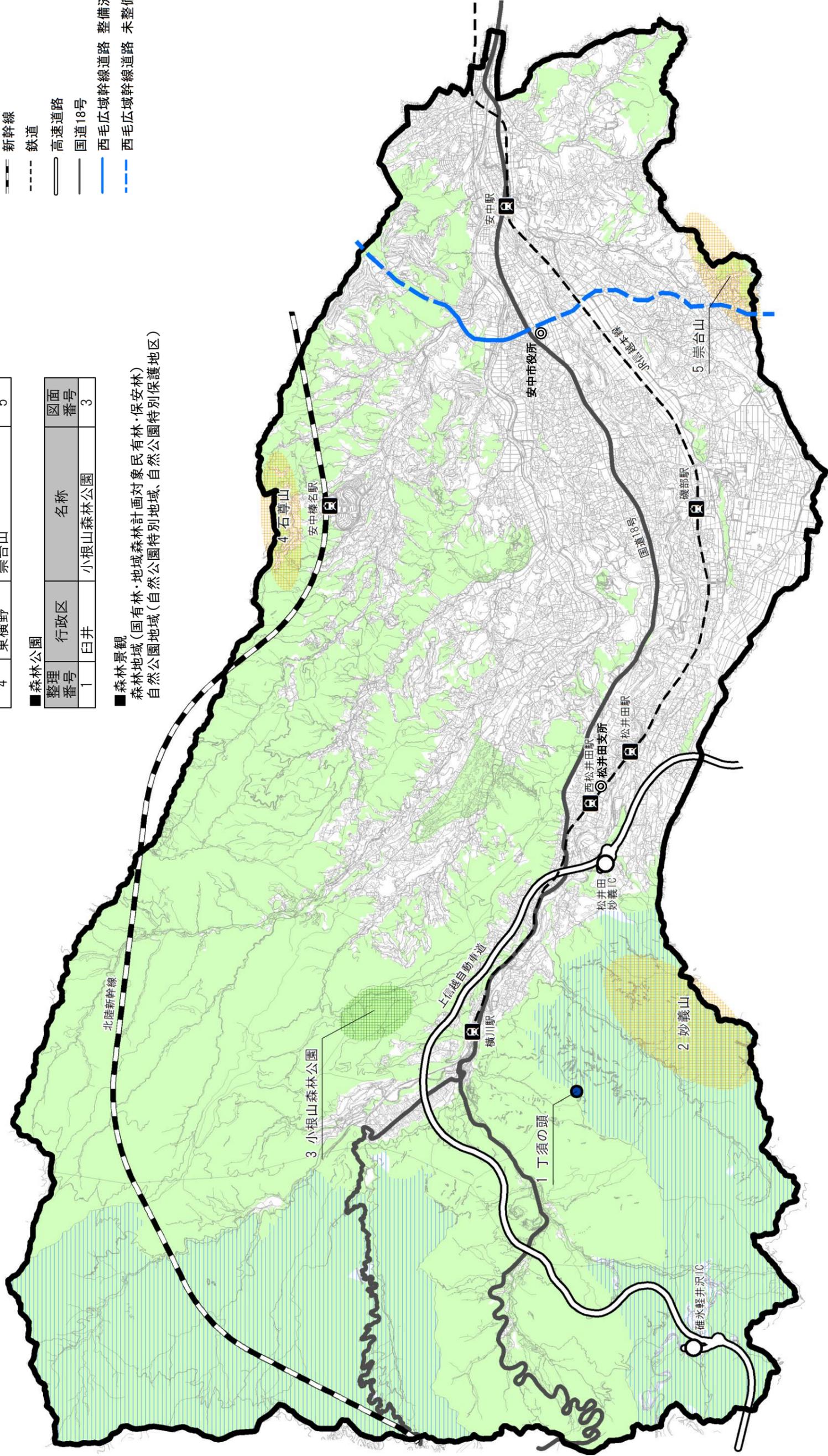
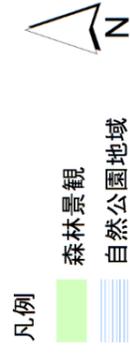
■ 地形、山なみ

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	臼井	丁須の頭	1
2	—	妙義山	2
3	秋間	石尊山	4
4	東横野	崇台山	5

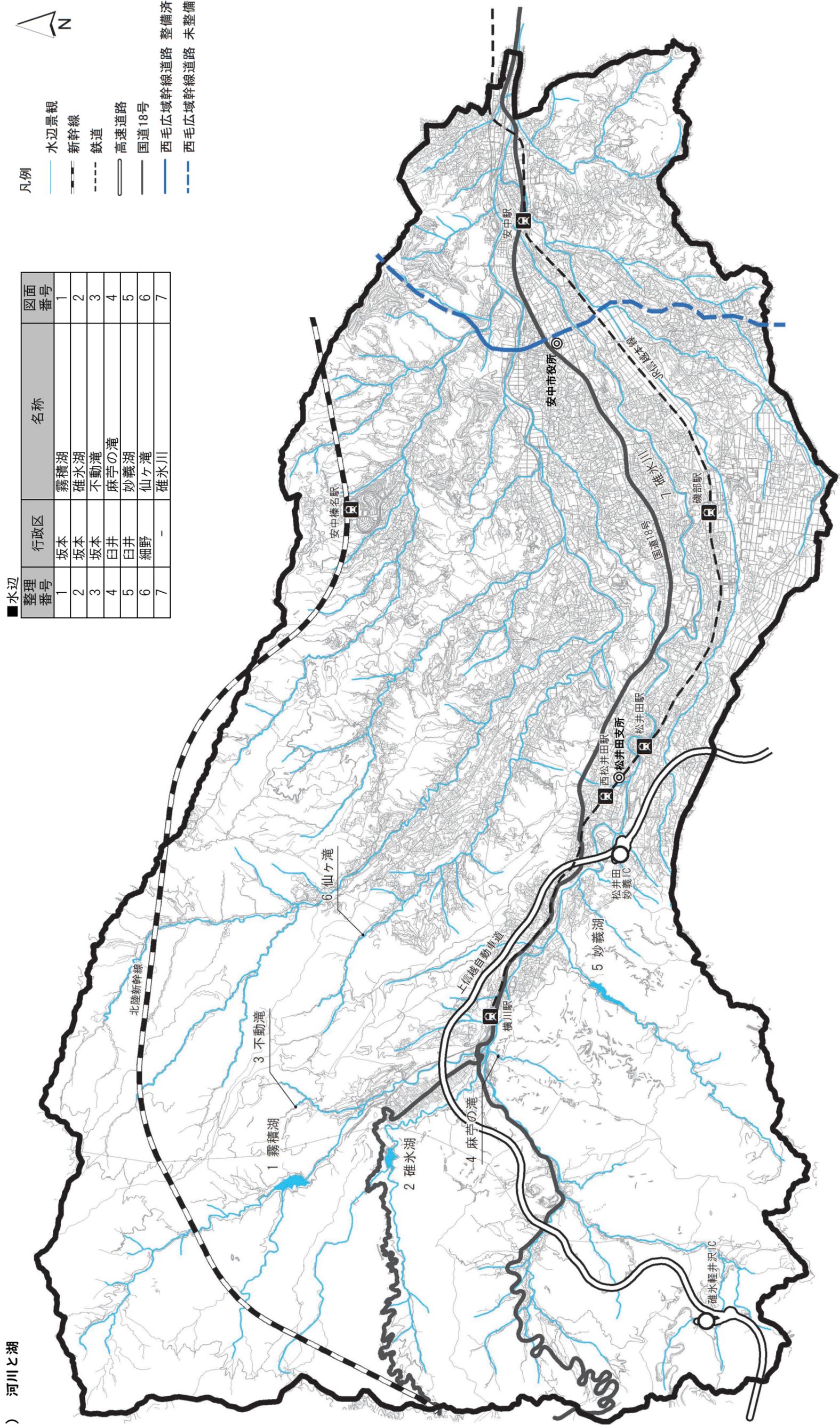
■ 森林公園

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	臼井	小根山森林公園	3

■ 森林景観
森林地域(国有林・地域森林計画対象民有林・保安林)
自然公園地域(自然公園特別地域、自然公園特別保護地区)



(2) 河川と湖



(3) 歴史

■ 史跡

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	板鼻	小野良佐栄重の墓	92
2	臼井	碓氷関所跡	8
3	臼井	五料の茶屋本陣 お西	12
4	臼井	横川の茶屋本陣	9
5	坂本	千駄木遺跡	4
6	臼井	五料の茶屋本陣 お東	13
7	磯部	仙石因幡守の石祠及頌徳碑	40
8	原市	築瀬八幡平の首塚	50
9	岩野谷	野殿天王塚古墳	91
10	秋間	元助遺跡義土供養塔	44
11	秋間	元助遺跡義土石像	48
12	安中	新島襄旧宅	65
13	板鼻	荒木寅三郎之墓	95
14	後閑	後閑城址	38
15	安中	太山融斎の墓	87
16	安中	山田三川の墓	68
17	安中	漆園の記碑	66
18	安中	石川忠房生祠之碑及び生祠	81
19	安中	井伊直政正室の墓・直好生母の墓	82
20	坂本	仁田遺跡	3
21	西横野	堀込家上段の間	35
22	細野	岩井重遠の墓	15
23	松井田	松井田城址安中郭跡	25
24	板鼻	寒念仏橋供養塔	96
25	安中	便覧舎跡	69
26	秋間	館の百体馬頭観世音	64
27	安中	柏木義円の墓	88
28	後閑	後閑三号墳	45
29	秋間	万福原古墳(秋間12号墳)	62
30	秋間	下秋間後平の百庚申	63
31	原市	築瀬二子塚古墳	51
32	九十九	下増田上田中1号墳	32

■ 寺社

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	龍昌寺(和合の鐘)	67
2	原市	海雲寺(招き猫の寺)	39
3	磯部	赤城神社	43
4	東横野	羊神社	53

■ 祭事

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	安中中宿の燈籠人形	89
2	東横野	咲前神社太々神楽、 鷺宮太々神楽保存会	60
3	西横野	八城の人形浄瑠璃 (附頭50個)	22

■ 重要樹木

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	原市	安中原市のスギ並木	58
2	細野	細野のヒガンザクラ	16
3	臼井	中木のサザンカ	10
4	安中	西広寺のツバキ	84
5	安中	大櫓	85
6	安中	安中小学校の大きいちょう	74
7	坂本	五郎の大杉	6
8	西横野	行田の彼岸桜	14
9	坂本	恩賀のぐみ樹	2
10	磯部	磯部神明宮のヒイラギ	57
11	細野	木馬瀬の福寿草自生地	11
12	細野	乾窓寺のもくせい	17
13	原市	榎下神社の社叢	49
14	細野	細野の一本桜	19

■文化財

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	坂本、臼井	旧碓氷峠鉄道施設	7
2	安中	日本基督教団安中教会教会堂	76
3	安中	日本基督教団安中教会温古亭	79
4	安中	日本基督教団安中教会義圓亭	78
5	安中	日本基督教団安中教会宣教師館	77
6	安中	栄朝禅師木像	90
7	坂本	古鐘	1
8	松井田	石塔婆	27
9	松井田	不動寺木彫不動明王	29
10	松井田	松井田八幡宮本殿	24
11	松井田	不動寺の仁王門	28
12	磯部	松岸寺の五輪塔	52
13	後閑	木造地蔵菩薩立像 1 軀	31
14	後閑	満行寺木彫神像等 4 軀	30
15	原市	旧碓氷社本社事務所 1 棟 附棟札 1 枚・来賓便所 1 棟	55
16	秋間	三角の橋供養塔	47
17	秋間	恵宝沢の道標	37
18	東横野	聖観音碑	70
19	安中	熊野神社社殿	86
20	松井田	天龍朝陽・錦山古賀の碑	21
21	坂本	芭蕉句碑	5
22	板鼻	称名寺の鐘	94
23	秋間	桂昌寺の鐘	75
24	原市	真光寺の鐘	54
25	原市	地蔵菩薩像	46
26	九十九	磯貝雲峰の碑	33
27	原市	郷原の妙義道常夜燈	34
28	原市	郷原自性寺の宝篋印塔	36
29	細野	乾窓寺山門（附懸額）	18
30	松井田	上町の山車	26
31	安中	旧安中藩武家長屋	71
32	安中	旧安中藩郡奉行役宅	73

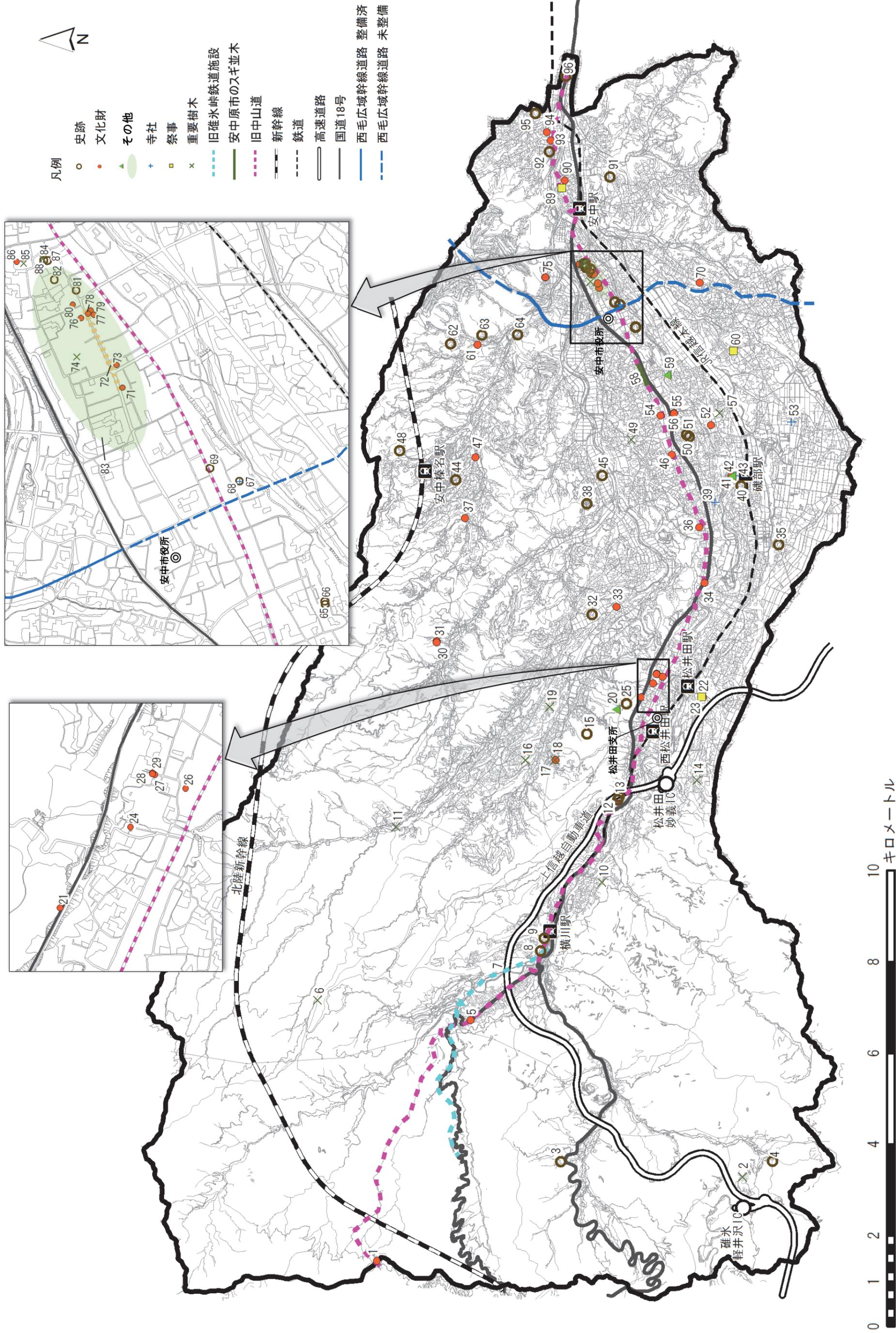
整理番号	行政区	名称	図面番号
33	西横野	八塔石紅地蔵	23
34	安中	旧碓氷郡役所	80
35	秋間	下秋間藤ノ木の地蔵菩薩石像	61
36	安中	大名小路	72
37	板鼻	板鼻本陣跡（皇女和宮御宿泊所）	93
38	原市	旧碓氷社本社事務所	56
39	磯部	磯部公園詩碑	41

■その他

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	市内各所	妙義道	
2	安中	石垣のまち並み （安中城周辺）	83
3	磯部	温泉記号発祥の地	42
4	松井田 九十九	松井田城址	20
5	原市	世界最古のマイルカ化石	59
6	なし	鉄道建造物 （JR 信越本線沿線）	
7	市内各所	近代化遺産	

■歴史的街道

旧中山道

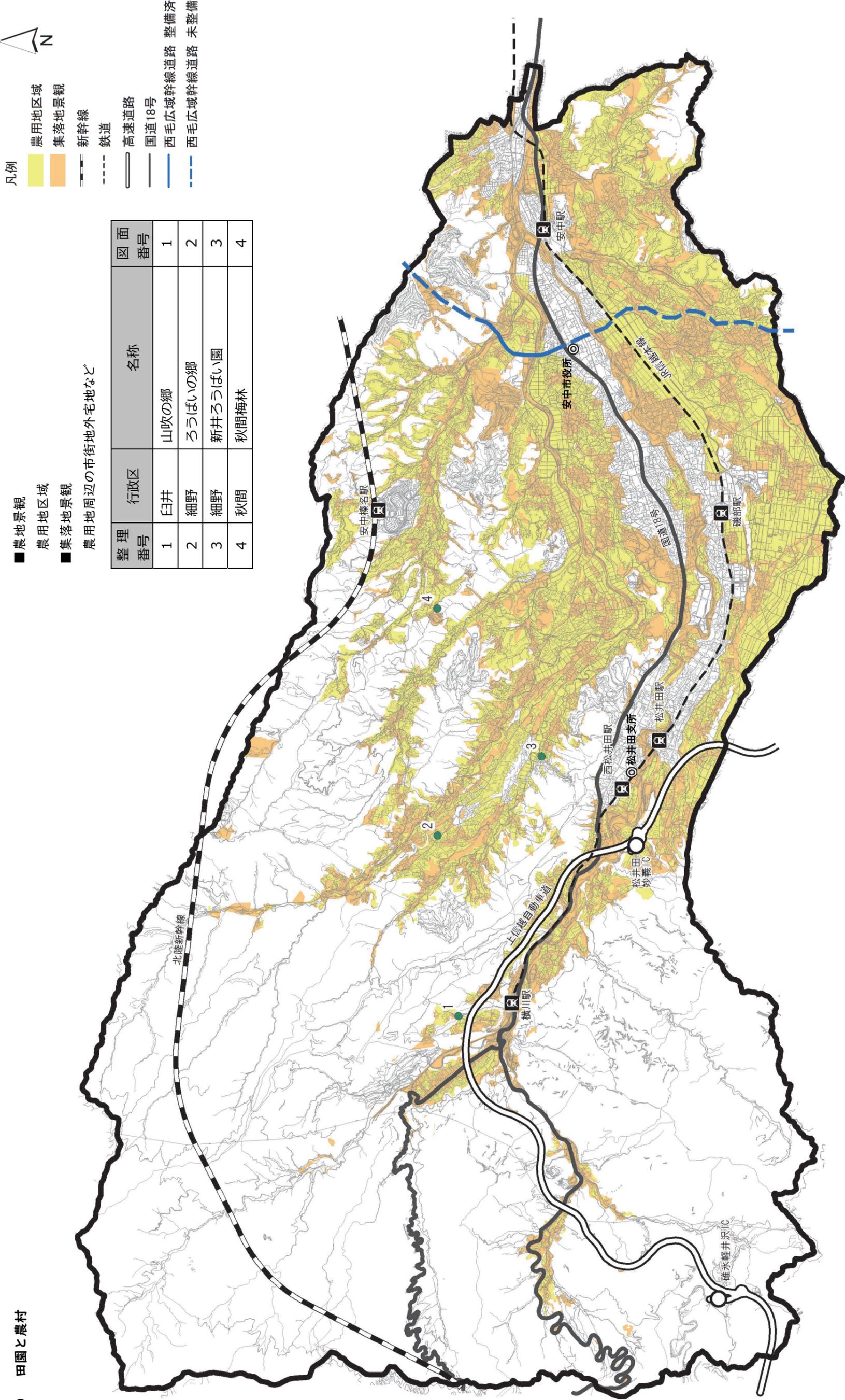


凡例

- 史跡
- 文化財
- ▲ その他
- + 寺社
- 祭事
- x 重要樹木
- 旧碓氷峠鉄道施設
- 安中原市のスギ並木
- 旧中山道
- 新幹線
- 鉄道
- 高速道路
- 国道18号
- 西毛広域幹線道路 整備済
- 西毛広域幹線道路 未整備



(4) 田園と農村



(6) 施設

■公共・公益施設

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	安中市役所	67
2	松井田	松井田庁舎	21
3	松井田	松井田町ゆうあい館	23
4	原市	碓氷川クリーンセンター	63
5	安中	谷津庁舎	69
6	原市	公立碓氷病院	52
7	板鼻	安中市老人福祉センター	86
8	安中	地域福祉支援センター	75
9	磯部	磯部温泉会館	45
10	安中	安中消防署	65
11	原市	安中消防署郷原分署	42
12	臼井	安中消防署松井田分署	14
13	原市	安中警察署	57
14	松井田	安中警察署松井田分庁舎	19
15	安中	高崎公共職業安定所 安中出張所	64
16	安中	安中土木事務所	77
17	安中	光陽館	78
18	安中	安中保健福祉事務所	61
19	東横野	すみれヶ丘聖苑	58

■公園運動施設

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	西毛総合運動公園	83
2	安中	ひさよし緑地公園	81
3	後閑	観梅公園	36
4	安中	米山公園・米山体育館	68
5	後閑	後閑城址公園	40
6	坂本	碓氷峠の森公園	3
7	原市	あんなかスマイルパーク	47

■公民館等

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	安中公民館	73
2	原市	原市公民館	50
3	磯部	磯部公民館	54
4	東横野	東横野公民館	59
5	岩野谷	岩野谷公民館	85
6	板鼻	板鼻公民館	87
7	秋間	秋間公民館	56
8	後閑	後閑公民館	37
9	臼井	農業研修センター	12
10	坂本	坂本公民館	4
11	西横野	西横野地区多目的集会施設 (西横野定住センター)	32
12	九十九	九十九地区生涯学習 センター	31
13	細野	細野ふるさとセンター	15

■レクリエーション・集客施設等

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	安中市文化センター	71
2	松井田	松井田文化会館	20
3	東横野	学習の森	70
4	磯部	恵みの湯	46
5	安中	安中市 スポーツセンター	66
6	坂本	碓氷峠くつろぎの郷	5
7	臼井	碓氷峠鉄道文化むら	9
8	西横野	妙義山麓美術館	18
9	磯部	磯部築	44
10	磯部	磯部温泉	43
11	坂本	霧積温泉	2
12	細野	岩乃湯	10

■学校

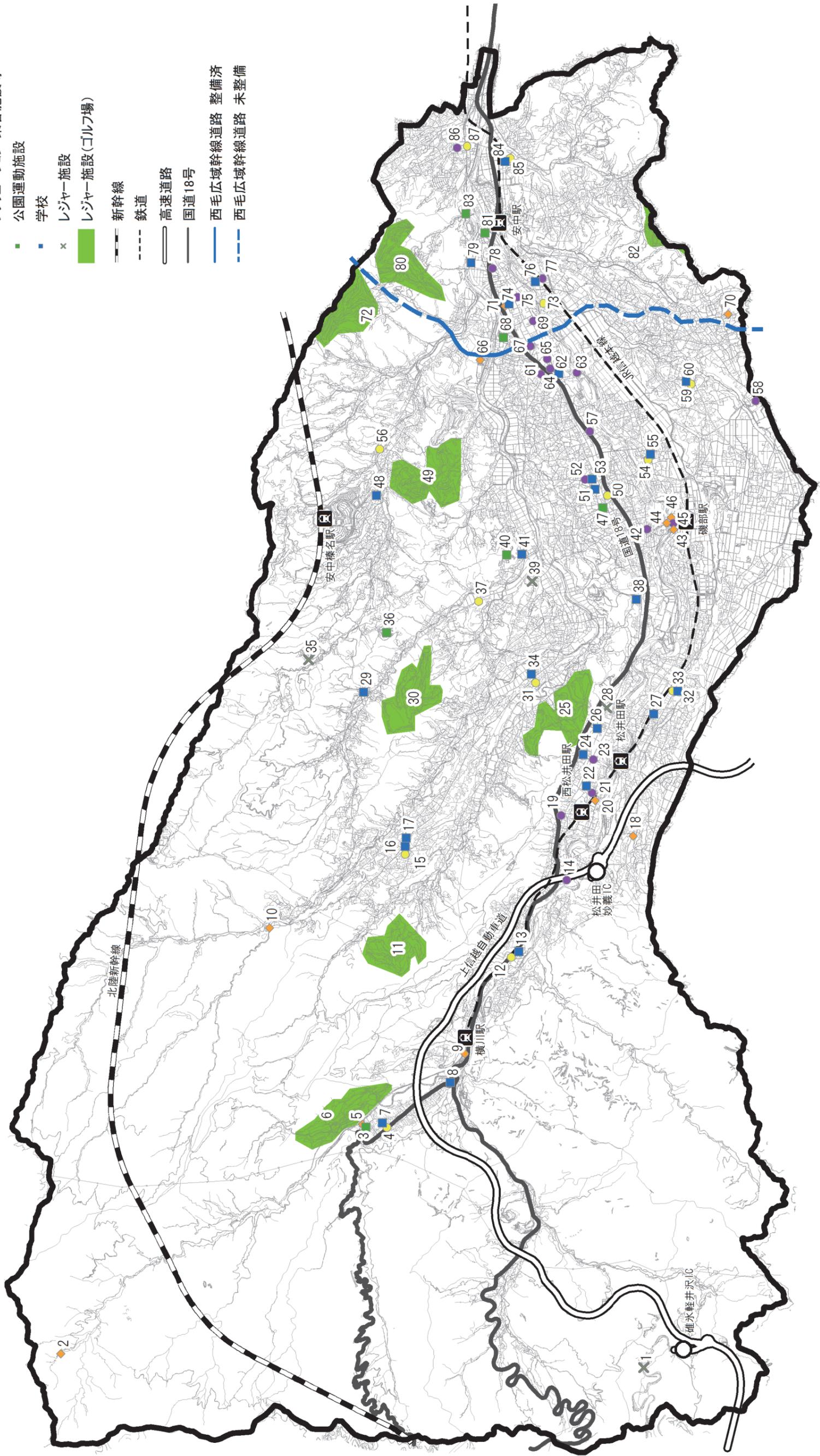
整理番号	行政区	名称	図面番号
1	安中	安中小学校	74
2	原市	原市小学校	53
3	原市	原市小学校郷原分校 (廃校)	38
4	磯部	磯部小学校	55
5	東横野	東横野小学校	60
6	岩野谷	碓東小学校	84
7	秋間	秋間小学校	48
8	後閑	後閑小学校	41
9	後閑	上後閑小学校(廃校)	29
10	松井田	松井田小学校	24
11	臼井	臼井小学校	13
12	坂本	坂本小学校(廃校)	7
13	西横野	西横野小学校	33
14	九十九	九十九小学校	34
15	細野	細野小学校	16
16	安中	第一中学校	79
17	原市	第二中学校	51
18	松井田	松井田東中学校	22
19	坂本	松井田西中学校 (廃校)	8
20	西横野	松井田南中学校	27
21	細野	松井田北中学校	17
22	安中	安中総合学園高等学校	62
23	松井田	松井田高等学校	26
24	安中	新島学園中学校 ・高等学校	76

■レジャー施設

整理番号	行政区	名称	図面番号
1	坂本	八風平キャンプ場	1
2	秋間	群馬フラワーハイ ランド	35
3	後閑	アイリスの丘	39
4	後閑	太平洋クラブ高崎 コース	30
5	細野	熱海倶楽部 東軽井沢ゴルフコ ース	11
6	九十九	高梨子倶楽部	25
7	坂本	ヴィレッジ 東軽井沢ゴルフク ラブ	6
8	秋間	梅ノ郷ゴルフ倶楽 部	49
9	秋間	下秋間カントリー クラブ	72
10	秋間	レーサムゴルフ& スパリゾート	80
11	東横野	富岡倶楽部	82
12	松井田	松井田バラ・多肉植 物園	28

凡例

- 公共・公益施設
- 公民館等
- レクリエーション・集客施設等
- 公園運動施設
- 学校
- × レジャー施設
- レジャー施設(ゴルフ場)
- 新幹線
- - - 鉄道
- 高速道路
- 国道18号
- 西毛広域幹線道路 整備済
- - - 西毛広域幹線道路 未整備



(7) 交通

交通施設

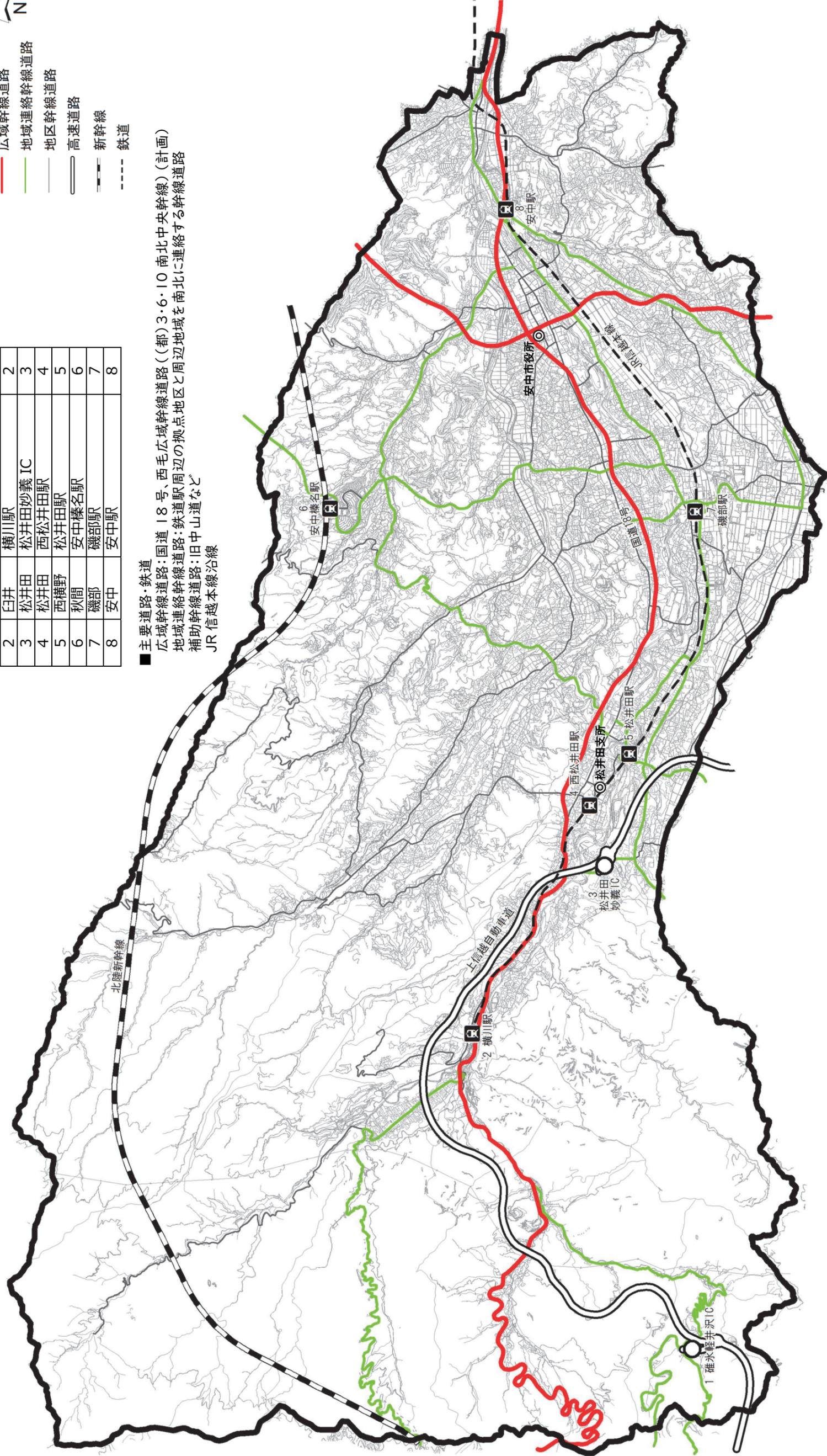
整理番号	行政区	名称	図面番号
1	坂本	碓氷軽井沢IC	1
2	臼井	横川駅	2
3	松井田	松井田妙義IC	3
4	松井田	西松井田駅	4
5	西横野	松井田駅	5
6	秋間	安中榛名駅	6
7	磯部	磯部駅	7
8	安中	安中駅	8

凡例

- 広域幹線道路
- 地域連絡幹線道路
- 地区幹線道路
- 高速道路
- 新幹線
- 鉄道



- 主要道路・鉄道
- 広域幹線道路：国道18号、西毛広域幹線道路（（都）3・6・10南北中央幹線）（計画）
- 地域連絡幹線道路：鉄道駅周辺の拠点地区と周辺地域を南北に連絡する幹線道路
- 補助幹線道路：旧中山道など
- JR信越本線沿線



2-4 住民意向の状況

1. 景観まちづくりに対する意向把握

(1) 安中市景観まちづくりに関するアンケート調査

安中市景観計画の策定にあたり、計画策定に活かしていくため、市民の皆さまが景観について日常生活の中で感じていることについてのご意見やアイデアを広く収集するため、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

表 調査概要(市民意向調査)

調査名称	安中市景観まちづくりに関するアンケート調査
調査対象	市民 2,000 名（住民基本台帳から無作為抽出）
調査期間	令和元年 7 月 22 日～8 月 5 日
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
回収数・回収率	727・36.4%

(2) ウェブアンケート調査

市民を対象とした上記アンケートと並行し、本市を訪れたことがある方を対象に、本市の景観について感じたことをご意見として広く収集するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

表 調査概要(ウェブアンケート)

調査名称	安中市景観まちづくりに関するアンケート調査
調査対象	本市を訪れたことがある方
調査期間	令和元年 7 月 22 日～8 月 5 日
配布・回収方法	ウェブ公開・システム集計
回収数	59（有効：55）

2. 景観まちづくりに対する意向把握のまとめ

良いと思う景観について、「山並み・森林」などの自然景観や「農地」などの田園風景が多く挙げられており、特に自然景観では「妙義山」「浅間山」、田園風景では「九十九川桜並木」が回答されているほか、歴史的な景観である「めがね橋」についても多く回答されています。

一方、良くないと思う景観については、「空き家・空き店舗」「荒れた農地」のほか、「荒れた山林」や「配慮にかけずソーラーパネル」が挙げられています。また、そうした状況を受け、景観まちづくりに必要な点として「空き地・空き家への対応」「自然景観の保全」が挙げられており、そのために「空き地・空き家の管理」や「ソーラーパネルの景観への配慮」に関するルールづくりが必要という意見が多く挙げられています。

景観まちづくりの取組については、7割を超える方が関心を持っており、情報提供や周りの方と参加できる仕組みづくりが重要との意見が多く挙げられました。

本市で楽しめるアクティビティとしては、山々の景観を活かした「自然散策」や「温泉」が多く挙げられています。

2-5 景観形成の現状と課題の整理

1. 良好な景観形成に向けた主な課題

本市は、市民の心象風景と言える妙義山をはじめ、山々や河川などの自然景観、農地・田園景観、旧中山道周辺に残る趣ある建築物や旧碓氷峠鉄道施設など、様々な景観資源を有しています。

特に妙義山や旧碓氷峠鉄道施設などは観光資源としても有名であり、これらを一目見に多くの来訪者が訪れているほか、長野県方面への交通の要衝でもあることから、主要な動線である国道18号や整備が進められている西毛広域幹線道路では、魅力ある沿道景観としていくことが重要です。

一方で、人口減少による地域活力の低下を背景として、下記のような状況が生じており、良好な景観形成を阻害する要因となっています。こうした状況への対応と併せ、現在ある景観資源を保全し、より良くしていくことが、本市における良好な景観形成に向けた課題です。

【本市で生じている状況と周辺景観への影響】

- **空き地・空き家・空き店舗（管理不全を含む）の増加**
⇒市街地の空洞化、にぎわいの低下、管理不全物件による景観悪化、物品などの野積み
- **耕作放棄地の発生**
⇒他用途への転用・耕作放棄による景観悪化、物品などの野積み
- **周辺景観へ配慮されていない太陽光発電設備の増加**
⇒周囲への圧迫感、日光などの反射、眺望景観の阻害
- **旧中山道沿道などで歴史を感じる要素が減少**
⇒市の個性の減退、通りとして一体感のある景観の阻害
- **山林の転用、管理できない森林の荒廃**
⇒市の重要な景観要素である自然景観の悪化

第3章 景観形成に向けた基本方針

3-1 景観計画区域

1. 景観計画区域

本市の代表的な景観は、妙義山をはじめとする雄大な山々を望む自然景観です。併せて、旧中山道や沿道に残る歴史的景観や温泉地、秋間梅林をはじめとする農地・田園景観、特徴的な工場景観など、本市の個性として活かしていくべき様々な景観が各所に点在しています。

本市が有する様々な景観資源を掘り起こし、観光施策と連携しながら魅力を高めていきます。同時に、市民生活に関わる身近な景観についても、可能などころから取組を実施し良好なものとしていくことで市民意識を向上し、市民が誇りを持てる景観まちづくりを進めます。

こうした市の魅力向上に向けて未来を見据えた景観形成を市民総働によって進めて行くため、本計画の対象区域を、安中市全域と設定します。

2. 景観重点区域の指定について

本市の魅力向上に向け、特に重点的な景観形成を行う地区を景観重点区域として指定し、さらに積極的な景観形成を進めます。

景観重点区域の候補は、周辺他市や観光施策と連携し観光交流を促進することを考慮し、第2次安中市総合計画に位置付けた広域観光交流ゾーンの各地区と、本市の歴史的で特徴のある景観を残す旧中山道の4つの宿場を対象としました。

今後、これらの区域において景観重点区域の指定に向けた検討を行い、景観まちづくりに向けた気運の醸成を図ります。

景観重点区域では、区域内の住民や事業者の協力のもと、他の地域よりも細かいルールを定めたり、より多くの取組を検討・実施していくこととなります。そのため、住民や事業者の方に景観まちづくりに理解を深めていただき、景観重点区域指定について合意形成が図られた時点で、随時指定をしていきます。

【景観重点区域候補】

- 横川駅・碓氷峠周辺
- 磯部温泉
- 秋間梅林
- 安中城址周辺
- 旧中山道の4宿場（板鼻宿、安中宿、松井田宿、坂本宿）

3-2 基本方針

1. 景観形成の目標

本市の上位・関連計画上の位置付けと良好な景観形成に向けた課題を踏まえ、景観形成の目標を以下の通り設定します。

**妙義山を望む豊かな自然と歴史を守り
みんなで磨いて未来へつなぐ景観まちづくり**

【景観形成の目標の考え方】

本市は妙義山をはじめとした自然景観、旧中山道沿道や旧碓氷峠鉄道施設などに残る歴史景観、秋間梅林を含めた農地・集落地景観など様々な特徴を持った景観を有しています。

市内にちりばめられた様々な景観を、今一度資源として掘り起こし、市民・事業者・行政が協力しながら磨いていくことで少しずつ魅力を高め、地域のにぎわいへ還元すると同時に、市民の地域に対する愛着や誇りの醸成につなげる、市民総働の景観まちづくりを進めます。

景観まちづくりは、単に優れたデザインの建築物などを造ったり、歴史ある景観を保全するだけではありません。市民・事業者・行政が連携し、本市らしく・美しい景観がどのようなものなのかを考え、その実現に向けた取組を絶え間なく進めていくことで、本市を訪れたい・住んでみたいと感じる人が増え、さらに取組が持続・加速していく状態を目指します。その結果として、本市に関わる様々な人が心地よく過ごすことができ、市民が快適に暮らせるまちを形づくるものです。

2. 景観形成基本方針

本市が有する様々な景観の魅力を高めていくために『磨く』ことを、景観を「守り」・「活かし」・「つくり」・「育む」こととし、景観形成の目標達成に向けた景観形成基本方針を以下の通り設定します。

守る：自然・歴史・農地など安中の原風景を『守る』

活かす：特色ある新たな景観の掘り起こし、魅力ある景観資源を『活かす』

つくる：周辺景観に配慮した建築・施設整備などを通じて良好な景観を『つくる』

育む：良好な景観を未来へつないでいくため、市民総働で景観を『育む』

3. 景観形成の地区別方針

景観形成基本方針をもとに、景観形成に向けたより具体的な方針を地区別に整理します。

まず、用途地域など本市の土地利用の考え方に基づいて、全市を下記の(1)-(5)の地区に分類し、それぞれの方針を整理します。その上で、市民や来訪者の主要な動線であり特に景観への配慮が必要と考えられる道路沿道及び眺望点について、別途方針を追加することとします。(下図参照)

対象とする道路は、現在既に主要な動線として機能している国道 18 号及び上信越自動車道、将来の新たな広域的な交通動線となる西毛広域幹線道路、歴史的な景観を残しており生活動線としても利用されている旧中山道とします。

また、妙義山をはじめとした本市ならではの特徴を持った景観を楽しむことができる眺望点を設定し、眺望点の形成に向けた方針を位置づけます。

表 方針を位置づける地区の位置

No.	地区名称	場所
(1)	住宅地地区	住居系用途地域の区域
(2)	商業地地区	商業系用途地域及び準工業地域の区域
(3)	工業地地区	工業地域及び工業専用地域の区域
(4)	農地・集落地地区	用途地域外の森林地域及び自然公園地域以外の区域
(5)	森林・山林地区	森林地域及び自然公園地域の区域
(6)	国道 18 号沿道地区	国道 18 号及び国道 18 号に面する敷地
(7)	上信越自動車道沿道地区	上信越自動車道及び本線の路端から 300m 以内で本線から展望できる区域
(8)	西毛広域幹線道路沿道地区	西毛広域幹線道路及び西毛広域幹線道路に面する敷地
(9)	旧中山道沿道地区	旧中山道及び旧中山道に面する敷地
(10)	鉄道	JR 信越本線及び北陸新幹線の区域
(11)	河川・水辺	市内の河川・湖などの区域
(12)	眺望点	次頁参照

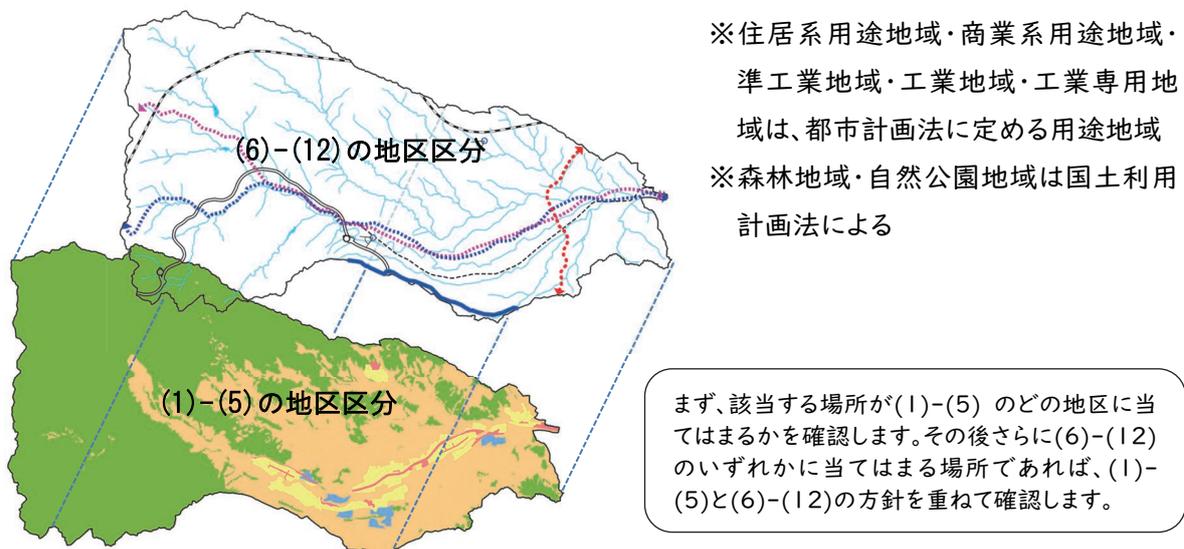


図 方针对象地区のイメージ

【眺望点の設定について】

眺望とは、ある場所（眺望点）から対象物を見たときの眺めのことをいいます。眺望の対象物には山々や農地・工場など様々ものがある他、対象物との距離・見え方によってもいろいろな眺めがあります。

本市は、妙義山に加え河岸段丘による南北に高低差のある地形、その上に形成された農地や旧中山道周辺などの歴史ある市街地など、他の地域にはない特徴的な眺めを有しています。そうした、本市を代表する様々な景観を楽しめる場所を『眺望点』として位置づけます。

眺望点は、市民の皆様からのご意見をふまえ、下記の流れで選定しました。

【眺望点選定の流れ】

- ①市民意向調査・住民意見交換会⁵結果から、本市を代表する様々な景観『市の大事な景観』や『特徴的な景観』を抽出
- ②特に重要な要素を『妙義山』に決定し、妙義山がきれいに見える箇所を妙義山眺望 50 選（市による景観写真募集企画）にて市民より募集
- ③①②で抽出した候補から、『安全に景観を楽しめること』を条件に絞り込みを行い、各地区毎に『妙義山がきれいに見える場所』『特色ある景観が楽しめる場所』をそれぞれ選定

表 眺望点一覧

No.	名称	No.	名称
①	安中榛名駅周辺	⑮	国道 18 号松井田バイパス
②	松井田文化会館	⑯	五料の茶屋本陣
③	西横野・東横野眺望ライン	⑰	臼井小学校周辺
④	安中駅	⑱	碓氷峠の森公園
⑤	安中市スポーツセンター	⑲	国道 18 号碓氷バイパス入山峠
⑥	安中原市のスギ並木	⑳	熊野神社・見晴台
⑦	磯部温泉 愛妻橋	㉑	碓氷関所跡
⑧	中野谷観光公園	㉒	津雲神社
⑨	崇台山	㉓	細野スポーツ広場
⑩	岩井陸橋	㉔	碓氷第三橋梁（めがね橋）
⑪	碓氷川・九十九川サイクリングロード	㉕	国道 18 号（旧道）・碓氷峠
⑫	石尊山（麓）	㉖	坂本宿
⑬	後閑城址公園	㉗	安中中心市街地
⑭	花の木橋		

⁵ 景観まちづくりに関する住民意見交換会。景観計画の説明や策定に向けたご意見を頂くため令和元年 11 月に開催。

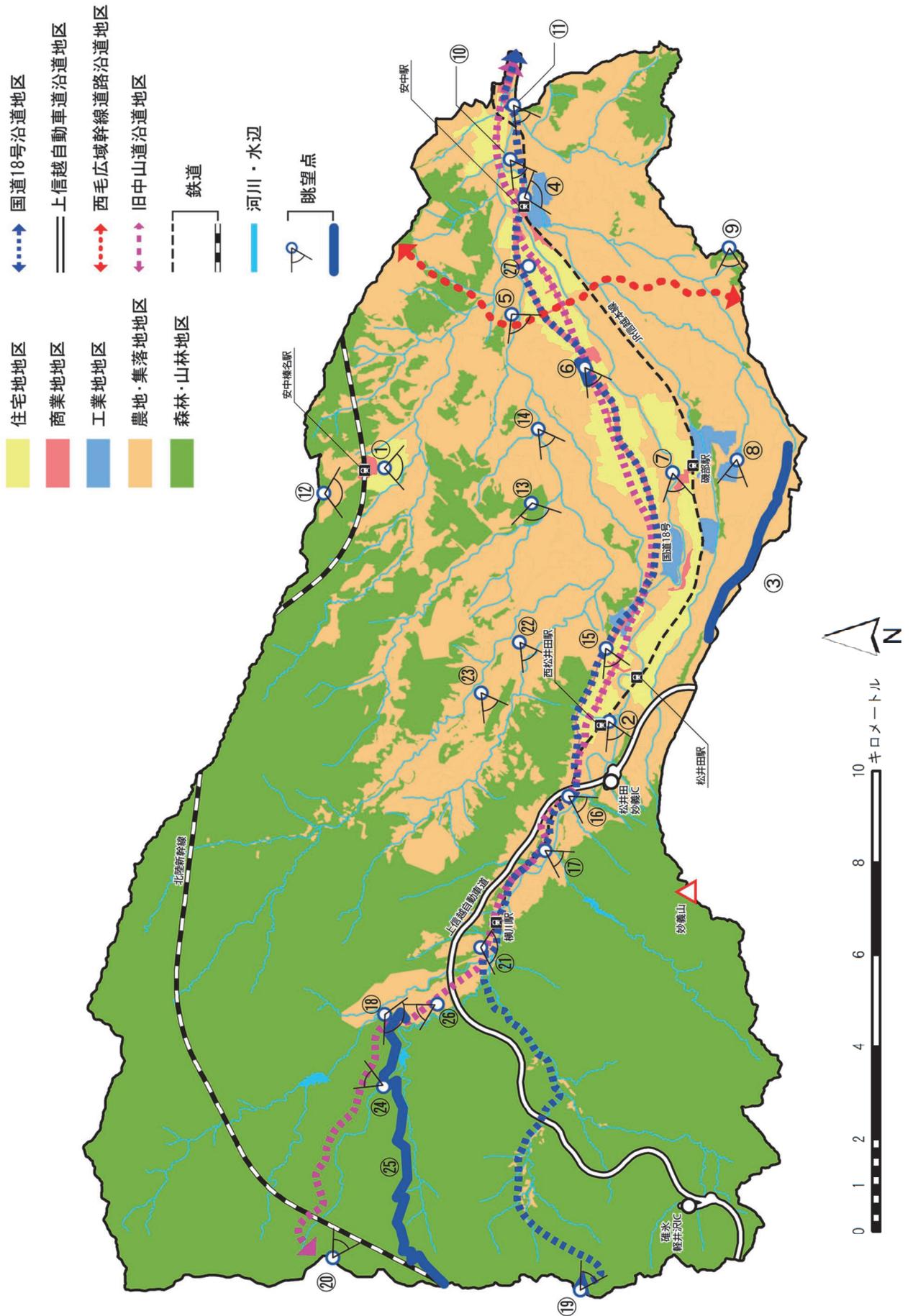


図 景観形成方針図

(1) 住宅地地区

住宅地地区は住居系用途地域が指定されている地域で、主に安中・板鼻地区、原市・磯部地区、松井田地区が挙げられます。

旧中山道沿いでは、宿場町の趣を残した落ち着いたある住宅地景観が、安中城址周辺では、歴史を感じる趣のある低層住宅地が形成されるなど、地域ごとに特徴のある住宅地景観が広がっています。これらの住宅地においては、周辺からの景観を損なわないよう、調和のとれた景観形成方針を定め、景観まちづくりを行っていきます。

また、管理されていない空き家や、空き店舗は今後の活用方法を検討し、にぎわいと活気のある景観の創出を図ります。

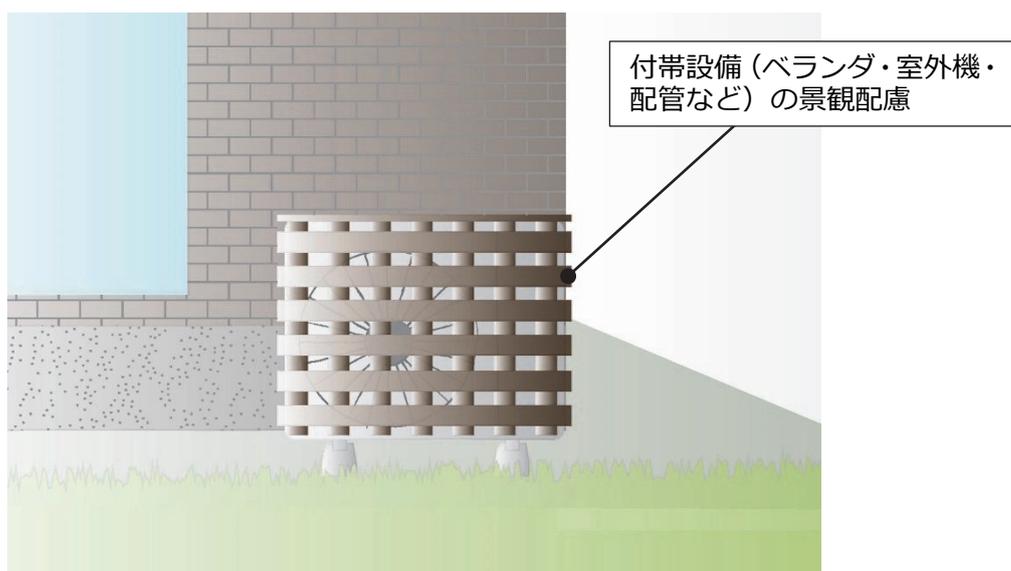
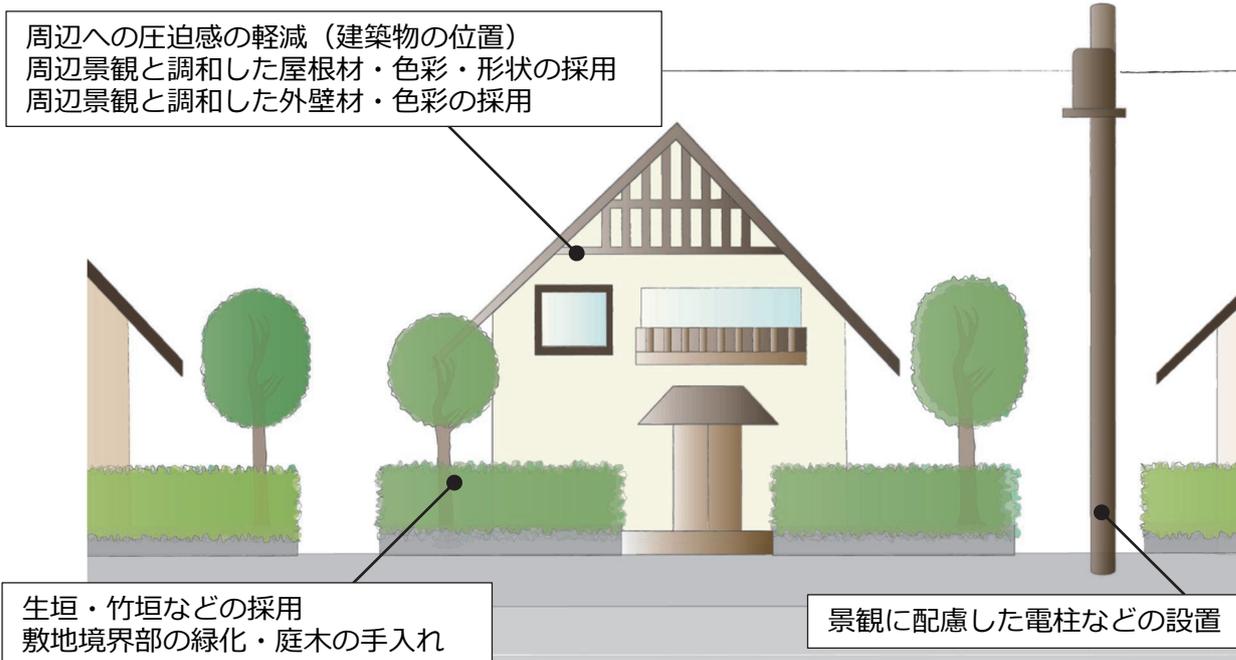
住宅地内で増加している太陽光発電設備については周囲のまち並みに配慮したつくりとし、周辺住宅地への影響や圧迫感を低減します。

【住宅地地区の景観形成方針】

- 各地区の特性に応じた住宅地景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物はそれぞれの地区の景観特性に応じたデザイン・素材・高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは、デザイン、緑化などに配慮し、周辺の住宅地景観と調和したものとします。
 - ・地域に残る大切な史跡・文化財・寺社・樹木などの景観資源の保全を図ります。
 - ・地域に伝わる祭事の維持・継承に努めます。
 - ・適切に管理されていない空き地・空き家・空き店舗や耕作放棄地などの発生・増加による、住宅地景観の悪化を防ぎます。
 - ・道路照明などは、それぞれの地区の住宅地景観と調和したものとします。
 - ・秋間みのりが丘や古城団地など、新しく開発された大規模住宅地では、良好な住環境の維持・保全を図ります。また、建築協約が定められた地区では地区独自のルールに沿って調和のとれた美しいまち並みの景観形成を目指します。
 - ・既に良好な景観形成が行われている住宅地では住宅地景観の維持・保全を推進します。
 - ・市街地内農地の活用を促進します。
- 良好な住宅地景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・それぞれの地域の歴史的建造物などの景観資源を活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立します。
- 良好な住宅地景観をつくります
 - ・景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・住宅地としての景観を阻害するような建築物・工作物などは改善に努めます。
 - ・電柱の色については、周辺景観に配慮した色彩を検討します。また、主要道路沿道については無電柱化を検討します。

- 良好な住宅地景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・まち探検や学習会など、まち並みや景観について学ぶ機会を設け、景観まちづくりの機運を醸成します。

【参考：住宅地地区における景観形成のイメージ】



- ◆ その他の取組例
 - ・夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一）
 - ・ゴミ置場などの目隠し

(2) 商業地地区

国道18号及び安中駅、松井田駅付近の旧中山道に沿って形成されている商業地地区では、市役所や図書館、文化センターなどをはじめとする公共施設のほか、安中、原市地区を中心にロードサイド型の店舗が立ち並び、旧中山道の宿場町の周辺や、磯部温泉周辺では昔ながらの商店や、飲食店など様々な商業施設が連なっています。

これらの地区では、沿道建築物の形態意匠を工夫し、周辺景観と一体的でにぎわいや風情・風格を感じる景観形成を進めます。

市役所周辺は、西毛広域幹線道路の開通に伴い、本市の中心拠点にふさわしい景観となるよう、風格ある一体的な景観形成を図ります。

また、碓氷川沿いに開けた磯部温泉では食堂や土産店などが軒を連ね、温泉街の情緒や雰囲気を楽しめる景観が広がっています。ここでは、温泉地という個性を活かした風情ある景観形成を検討します。

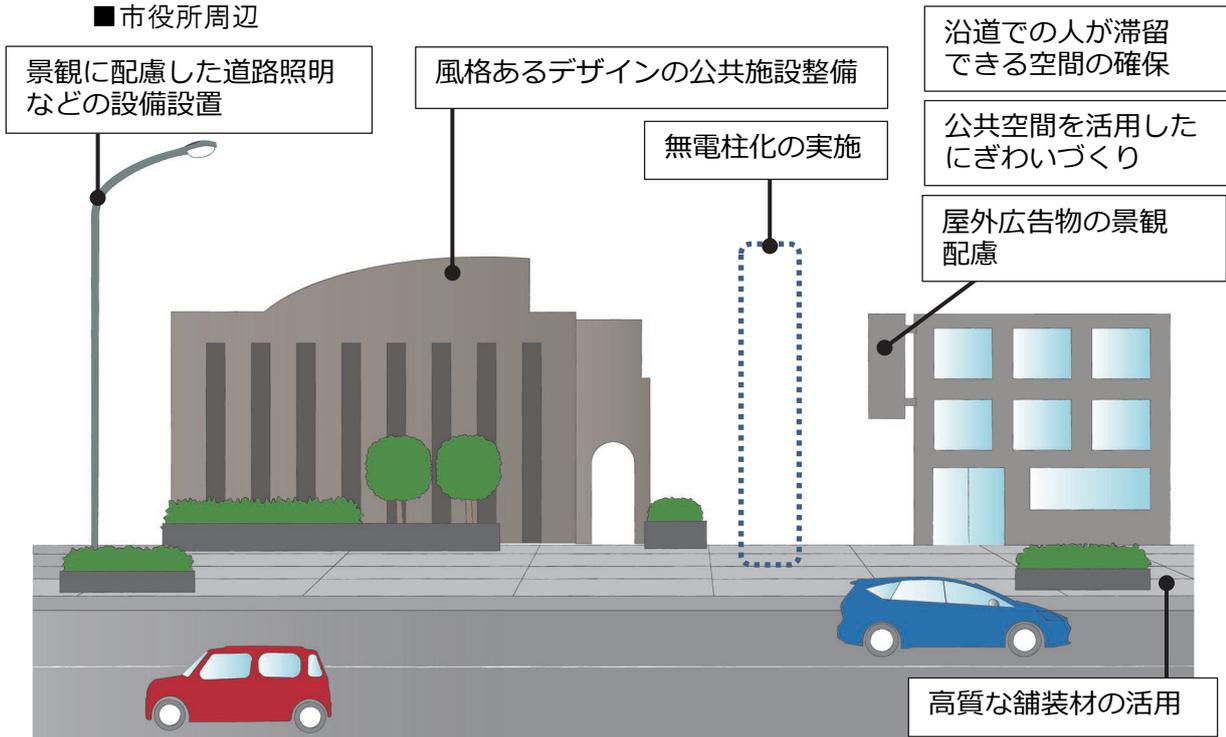
【商業地地区の景観形成方針】

- 風情や風格を感じる商業地景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物はそれぞれの地区の特性に応じて、にぎやかさや個性が感じられるデザインとし、素材・高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは、デザイン、緑化などに配慮し、周辺の商業地景観と調和したものとします。
 - ・地域に残る大切な史跡・文化財・寺社・樹木などの景観資源の保全を図ります。
 - ・地域に伝わる祭事の維持・継承に努めます。
 - ・適切に管理されていない空き地・空き家・空き店舗や耕作放棄地などの発生・増加による、商業地景観の悪化を防ぎます。
 - ・道路照明などは、市役所周辺や幹線道路周辺の地区においては、機能を確保しながら周辺景観に配慮したデザインとし、磯部温泉では夜のまち歩きも考慮し、温泉街らしい情緒が感じられるよう工夫します。
 - ・市街地内農地の活用を促進します。
- 風情や風格を感じる商業地景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・それぞれの地域の歴史的建造物などの景観資源を活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立します。
 - ・磯部温泉などの風情や趣を感じられるまち並みを持った地域では、景観資源の継続的な発掘・調査や、まち歩きのルート開発を行い、にぎわいや愛着の増加を図ります。

- 良好な商業地景観をつくります
 - ・景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・商業地としての景観を阻害するような建築物・工作物などは改善に努めます。
 - ・にぎわいを感じる商業地の景観形成を目指します。
 - ・電柱の色については、周辺景観に配慮した色彩を検討します。また、主要道路沿道については無電柱化を検討します。
 - ・にぎわいや風格・風情を感じる商業地の景観を形成します。
 - ・磯部温泉では、碓氷川の水辺景観や、坂と階段、社寺や石碑などの景観資源を活用し、温泉街の情緒が感じられる景観を形成します。
 - ・電柱の色については、周辺景観に配慮した色彩を検討します。また、主要道路沿道については無電柱化を検討します。
- 良好な商業地景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・まち探検や学習会など、まち並みや景観について学ぶ機会を設け、景観まちづくりの機運を醸成します。

【参考：商業地地区における景観形成のイメージ】

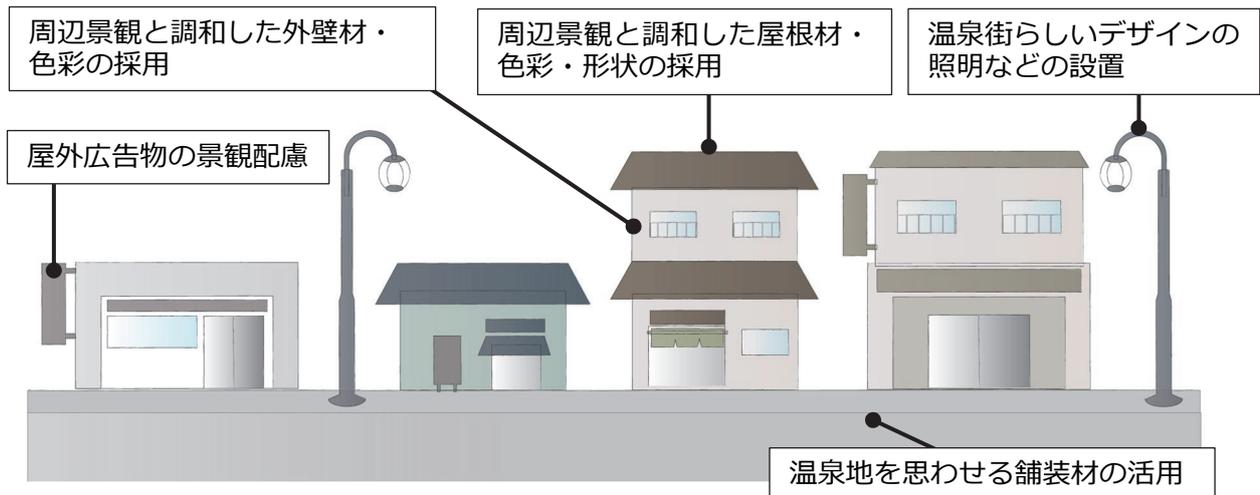
■市役所周辺



◆その他の取組例

- ・空き家・空き店舗のリノベーションと一階部分への店舗の誘導
- ・空き地・空き家・空き店舗の活用
- ・居心地が良く歩きたくなる空間づくり
- ・沿道建築物の壁面の位置・建築物の高さを隣家と揃える
- ・付帯設備（ベランダ・室外機・配管など）の景観配慮
- ・夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一）
- ・ゴミ置場などの目隠し
- ・敷地境界部の緑化・庭木の手入れ

■磯部温泉



◆その他の取組例

- ・空き家・空き店舗のリノベーションと一階部分への店舗の誘導
- ・空き地・空き家・空き店舗の活用
- ・居心地が良く歩きたくなる空間づくり
- ・沿道建築物などのセットバックによる歩行者空間を確保
- ・沿道建築物の壁面の位置・建築物の高さを隣家と揃える
- ・付帯設備（ベランダ・室外機・配管など）の景観配慮
- ・夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一）
- ・ゴミ置場などの目隠し
- ・敷地境界部の緑化・庭木の手入れ

(3) 工業地地区

安中駅周辺の丘陵の斜面に沿って建てられた精錬工場や、磯部駅周辺の大規模な化学プラントが立ち並ぶ姿など、本市の特徴的な景観の一つとして捉えられています。そのほかの地区でも、交通の便が良いことなどから、計画的に整備された工業団地が広がり、数多くの工場が立地しています。

これらの工業地景観を守るため、建築物などの色彩や敷地内緑化など、すでに景観に配慮された工場については、引き続きその取組を維持します。大規模工場では、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減し、周辺景観との調和を図るための景観形成方針を定め、景観まちづくりを行っています。

【工業地地区の景観形成方針】

- 周辺景観に配慮された工業地景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は、施設の特徴が表れるようなデザインとし、素材や高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・大規模な工場や倉庫は、外周への植栽や建物の色彩の工夫により、圧迫感や威圧感を与えないよう周辺と調和したものとします。
 - ・地域に残る大切な史跡・文化財・寺社・樹木などの景観資源の保全を図ります。
 - ・適切に管理されていない空き地・空き家・空き店舗や廃工場などの発生・増加による、工業地景観の悪化を防ぎます。
 - ・道路照明などは、工業地景観と調和したものとします。
- 特徴的な工場景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・安中駅・磯部駅周辺の工場や、工場夜景を景観資源として活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立します。
- 良好な工業地景観をつくります
 - ・景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・美しい工業地の景観を形成します。
 - ・敷地内の緑化に努め、周辺景観に調和したものとします。
- 周辺景観に配慮された工業地景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・工場や工場夜景の見学会などを検討し、工場景観を活かしたまちづくりの機運を醸成します。

(4) 農地・集落地地区

市街地郊外には、本市において大きな面積を占めている農地が広がり、標高差を活かした農業が営まれているほか、碓氷川や九十九川によって形成された起伏に富んだ河岸段丘では様々な農作物が作られています。

また、土地改良が行われた磯部地区や、東横野、西横野では整然とした畑や水田、山間部では梅林や棚田などの農地景観が見られます。

農地の間にはいくつもの農村集落があり、懐かしさが感じられる農村景観が保たれているほか、檜ぐねという屋敷林が見られる家屋も残るなど、農地と一体となったゆとりある敷地を持った家並みも見ることができます。

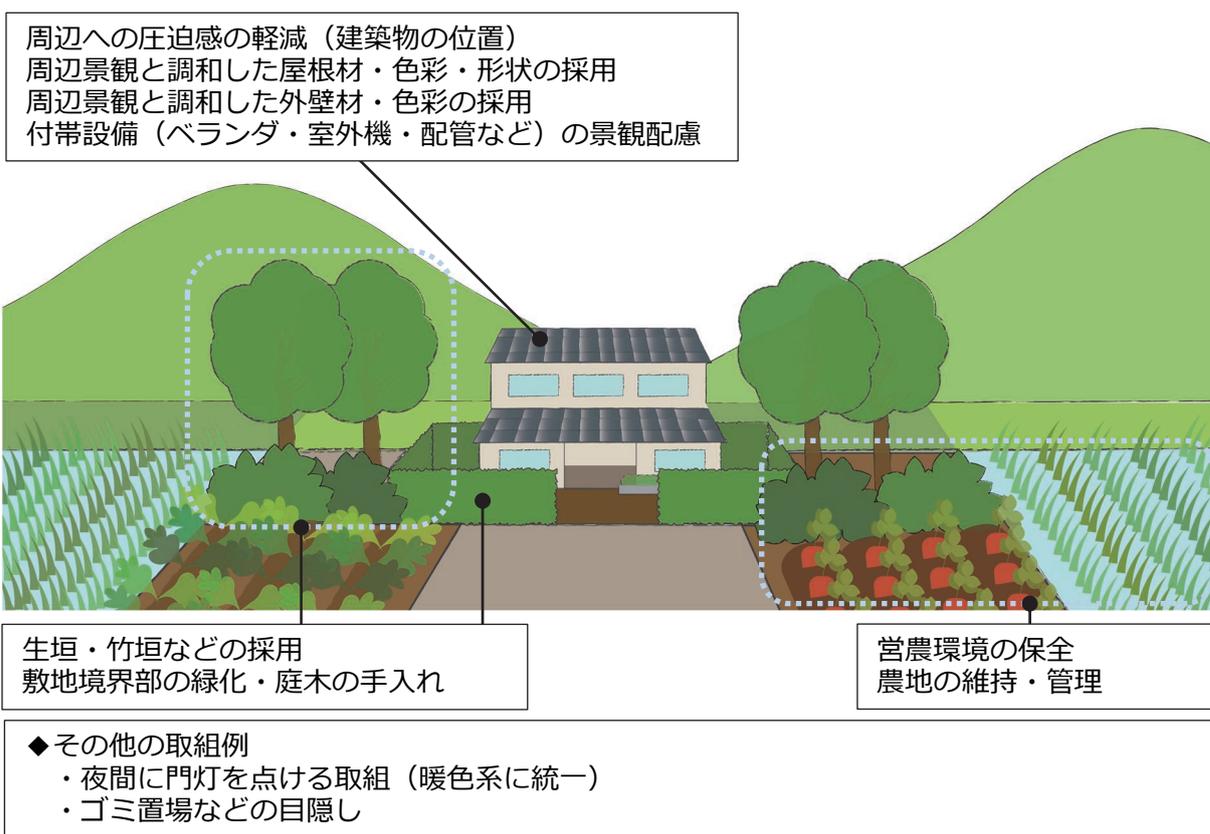
農地・集落地地区では、営農環境維持や農業施設の維持・管理を通じて農地景観の形成を進めます。

【農地・集落地地区の景観形成方針】

- 懐かしさを感じる農地・集落地景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は農地・集落地景観に応じた落ち着いたデザインとし、妙義山をはじめとする山並みなどの眺望を阻害しないよう高さに配慮するなど、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは、デザイン、緑化などに配慮し、周辺の田園や集落の風景、背景となる山並みなどと調和したものとします。
 - ・地域に残る大切な史跡・文化財・寺社・樹木などの景観資源の保全を図ります。
 - ・地域に伝わる祭事の維持・継承に努めます。
 - ・適切に管理されていない空き地・空き家・空き店舗や耕作放棄地などの発生・増加による、農業地景観の悪化を防ぎます。
 - ・道路照明などは、農地・集落地景観に応じた落ち着いたデザインとし、周辺景観と調和したものとします。
 - ・農業の担い手や経営体の育成・支援を通じて耕作放棄された農地の利活用を促進します。
 - ・営農環境を維持・保全します。
 - ・市内に残る養蚕から製糸までの養蚕業を維持し、桑園や絹産業遺産など歴史・文化的景観を後世に伝えます。
 - ・農地を転用するときは、周辺景観との調和に配慮し、良好な農地・集落地景観を保全します。
 - ・檜ぐね、養蚕農家、自然石積みの外構、谷津田・棚田など、農村に残る特徴的な景観の維持・保全を図ります。
 - ・梅や桜、ろうばい、山吹をはじめとする、花の名所などを保全します。

- 懐かしさを感じる農地・集落地景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・妙義道などの古道やフットパスの整備などを通して、農村集落をはじめ、河岸段丘に広がる田畑や山間部の谷津田・棚田・果樹園などの景観資源を活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立します。
 - ・秋間梅林や民間の植物園、桜の名所や地域で育てている花畑など、市内の花の名所を景観資源として活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立します。
- 良好な農地・集落地景観をつくります
 - ・景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・農地・集落地としての景観を阻害するような建築物・工作物などは改善に努めます。
 - ・用水路やため池などは身近な水辺空間として保全・活用し、潤いのある農地・集落地景観を形成します。
 - ・電柱の色については、周辺景観に配慮した色彩を検討します。
 - ・耕作放棄地で再度営農できる環境づくりを図ります。
- 懐かしさを感じる農地・集落地景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・地域探検や学習会など、農村景観について学ぶ機会を設け、景観まちづくりの機運を醸成します。

【参考：農地・集落地地区における景観形成のイメージ】



(5) 森林・山林地区

上毛三山の一つである妙義山をはじめ、碓氷峠や霧積山地、石尊山などの山に囲まれ、平地からの標高差も1000mを超えるなど、変化に富んだ地形が形成されています。

特に妙義山は、心象風景として挙げられる本市を代表する景観資源であり、見る場所によって異なる姿を現すなど、市内各地からの妙義山の眺めは格別です。また、遊歩道や登山道が整備された里山では多くの登山客が訪れています。

その他にも、上信越高原国立公園と妙義荒船佐久高原国定公園の2つの自然公園を有し、自然豊かで特徴的な地形が織りなす景観が形成されています。

これらの眺望や、良好な森林景観を保全していくため、自然公園法などと併せて周辺景観の配慮を行うなどの景観まちづくりを検討します。

【森林・山林地区の景観形成方針】

- 山々の眺望景観や森林景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は、背景になる山や森林の自然環境に応じたデザインとし、素材や高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは山並みなどの眺望に配慮し、周辺景観と調和したものとします。
 - ・地域に残る大切な史跡・文化財・寺社・樹木などの景観資源の保全を図ります。
 - ・地域に伝わる祭事の維持・継承に努めます。
 - ・適切に管理されていない空き地・空き家・耕作放棄地などの発生・増加による、森林・山林景観の悪化を防ぎます。
 - ・道路照明などは、背景になる山や森林の自然環境に応じたデザインとし、周辺景観と調和したものとします。
 - ・木竹の伐採は最小限に抑え、樹木、地形、水系を保全し、自生の植物種による緑化を図ります。
- 山々の眺望景観や森林景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・妙義道などの古道やフットパスの整備などを通して、妙義山や里山、碓氷峠の森などの景観資源を活用し、それらを結ぶ回遊性を持ったルートを確立します。
- 良好な眺望景観・森林景観をつくります
 - ・景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・森林・山林としての景観を阻害するような建築物・工作物などは改善に努めます。
 - ・荒れた森林の手入れにより良好な森林景観を形成します。
 - ・電柱の色については、周辺景観に配慮した色彩を検討します。
- 眺望景観・森林景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・森の観察会や、里山ハイキングイベントなど、自然環境について学ぶ機会を設け、自然を活かした景観まちづくりの機運を醸成します。

(6) 国道18号沿道地区

本市を東西に横断する国道18号は、市民や来訪者が日常的に利用しているほか、高速道路網や新幹線鉄道網の整備が進む今日でも、旅客や貨物輸送の中核を担う通行路として多くの往来があります。また、古代の東山道や近世の中山道から連なる日本の東西を結ぶ道路としての歴史も継承しており、本市にとって重要な景観資源となっています。

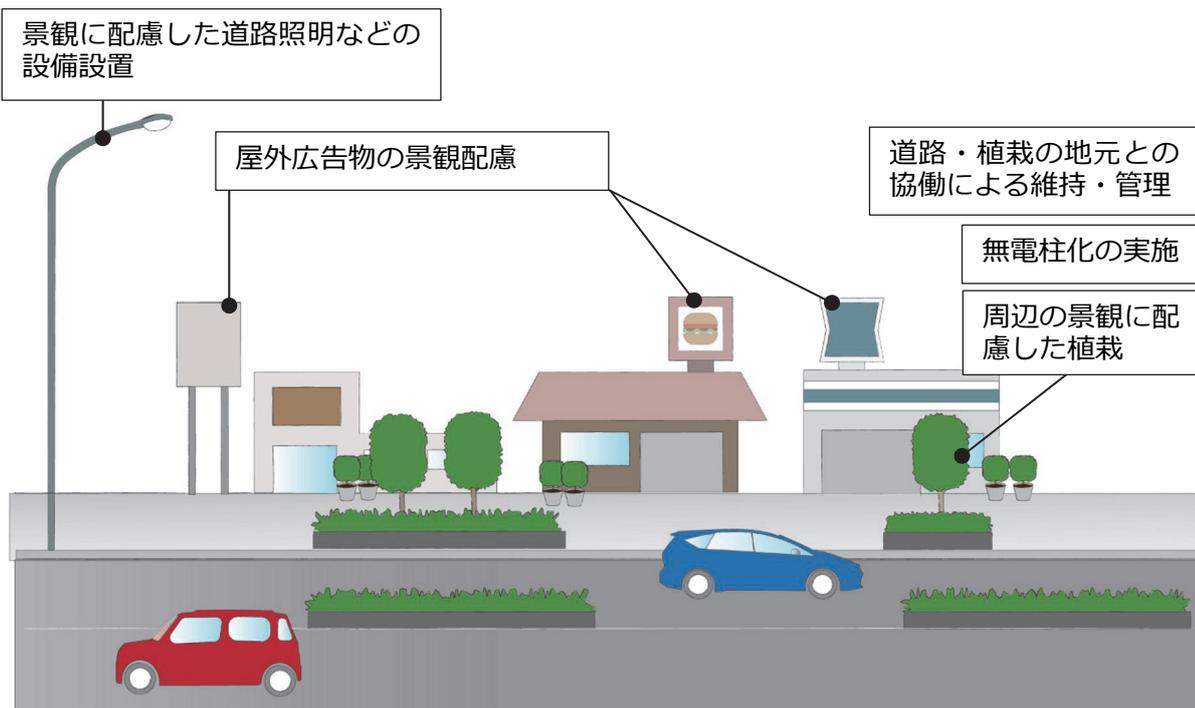
道路からは妙義山をはじめとする上毛三山や上信国境の浅間山、荒船山などの西上州の山並み、碓氷川や九十九川などの河川、ロードサイド店が並ぶ市街地、集落と田園、碓氷峠周辺の森、安中駅周辺の工場景観などの変化に富んだ景色を楽しむことができます。

国道18号沿道については、住宅地地区や商業地地区などの景観形成方針に加えて、主要道路沿道として、それぞれの場所に合わせた周辺景観や眺望への配慮を行うための景観形成方針を定め、よりきめ細やかな景観まちづくりを行っていきます。

【国道18号沿道地区の景観形成方針】

- 主要道路沿道にふさわしい景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は、商業地や住宅地などそれぞれの沿道地区の特性に応じたデザインとし、素材や高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは、それぞれの地区のまち並みの連続性や、車窓からの見え方に配慮し、周辺景観と調和したものとします。
 - ・道路及び植栽などの適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・森林・山林地区では、連続する山並みの眺望を遮らないようにします。
 - ・道路及び植栽などの適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・農地・集落地地区の沿道は、敷地内の緑化を図り、建築物等については敷地内にゆとりが感じられるよう、位置やデザインに配慮します。
- 車窓からの景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・特徴的な建物や山々の眺望など、変化する沿道景観を楽しむための情報を発信し、にぎわいや愛着の増加を図ります。
- 周辺景観と調和した沿道景観をつくります
 - ・沿道景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・市街地、住宅地、山林など移ろいゆく風景に配慮した沿道の景観を形成します。
- 沿道景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・ウォーキングイベントなどを通して国道18号と沿道の景観について学ぶ機会を設け、まちづくりの機運を醸成します。

【参考：国道 18 号沿道地区における景観形成のイメージ】



◆その他の取組例

- ・大規模な店舗や工場などは緑化やオープンスペースを確保し圧迫感を抑える
- ・沿道で資材などを保管する際の景観配慮（高さを抑える、緑化して遮蔽するなど）

(7) 上信越自動車道沿道地区

上信越自動車道は群馬県藤岡市の藤岡ジャンクションから新潟県上越市の上越ジャンクションに至る高速道路で、本市への来訪者や長野県方面へ行き来する通行者に広く利用されています。市内には松井田妙義と碓氷軽井沢の2つのインターチェンジがあり本市への玄関口となっているほか、横川サービスエリアは碓氷峠の麓のサービスエリアとして多くの利用客で賑わっています。

道路からは妙義山の山容を間近に見られるほか、峠越えの間ではトンネルと橋が連続する山岳道路としての眺めを楽しむことができます。この道路は本市における重要な景観資源となっており、沿道では良好な景観を保全するために屋外広告物の設置が規制されています。

上信越自動車道沿道地区においては、農地・集落地地区や森林・山林地区などの景観形成方針に加えて、高速道路からの眺望や周辺景観への配慮を行うための景観形成方針を定め、よりきめ細やかな景観まちづくりを行っていきます。

【上信越自動車道沿道地区の景観形成方針】

- 高速道路からの眺望景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は、妙義山をはじめとする山並みなどの良好な眺望を有する景観特性に応じたデザインとし、素材や高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは、車窓からの見え方やデザインに配慮し、背景となる山並みなどと調和したものとします。
 - ・道路及び植栽などの適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
- 車窓からの景観・高速道路のある景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・山々の眺望など変化する車窓からの景観や、山並みと高速道路を組み合わせた景観などの情報を発信し、にぎわいや愛着の増加を図ります。
- 周辺景観と調和した沿道景観をつくります
 - ・沿道景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・農地や集落、森林や山並みと高速道路が調和した沿道の景観を形成します。
 - ・インターチェンジ周辺では、市の玄関口としてふさわしい景観形成を形成します。
- 沿道景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・構造物の学習会などを通して上信越自動車道と沿道の景観について学ぶ機会を設け、まちづくりの機運を醸成します。

(8) 西毛広域幹線道路沿道地区

地域連携の強化や渋滞緩和・物流効率化など西毛地域の発展を目的とし、本市と前橋・高崎市方面及び富岡市を結ぶ西毛広域幹線道路の整備が進められています。

市内の整備済みの区間では、良好な景観を保全するために屋外広告物の規制が行われているほか、道路の付帯施設などについても景観に配慮した色彩やデザインが採用されています。

また、市役所周辺の一部区間については、群馬県が取り組む「ぐんまの風景を魅せるインフラ整備」が実施され、沿道地域の良好な景観形成において重要な要素の一つとなっていることから、第6章の景観重要道路としての指定を行います。

西毛広域幹線道路は本市を南北方向に貫く広域交通軸として重要な景観資源であるため、沿道においては、商業地地区や農地・集落地地区などの景観形成方針に加えて、それぞれの地域に合わせた周辺景観や眺望への配慮を行うための景観形成方針を定め、よりきめ細やかな景観まちづくりを行っていきます。

特に市役所周辺においては、良好な景観整備について関係機関と調整しつつ、市の中心拠点にふさわしい風格ある沿道の景観まちづくりを推進します。

【西毛広域幹線道路沿道地区の景観形成方針】

- 主要道路沿道にふさわしい景観を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は、それぞれの沿道地区の景観特性に応じたデザインとし、素材や高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・道路及び植栽などの適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・建築物などは、沿道空間の連続性や、車窓からの見え方に配慮し、商業地や農地・集落地などそれぞれの地区のまち並みと調和したものとします。
 - ・道路及び植栽などの適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・森林・山林地区では、山並みや市街地の眺望に配慮し、自然環境と調和するものとします。
- 車窓からの景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・特徴的な建物や山々の眺望など、変化する沿道景観を楽しむための情報を発信し、にぎわいや愛着の増加を図ります。
- 周辺景観と調和した沿道景観をつくります
 - ・沿道景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・市役所周辺において、関係機関と調整しつつ、市の中心拠点にふさわしい風格ある沿道の景観を形成します。
 - ・商業地地区では、周辺の景観や眺望に配慮しながら、にぎわいが感じられる沿道の景観を形成します。
 - ・集落地やその周辺の農地では、豊かな農業景観や自然環境と調和し、山並みなどの眺望にも配慮したゆとりある沿道の景観を形成します。

- 沿道空間を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・新しい道路空間と周辺のまち並みを巡るイベントなど、景観について学ぶ機会を設け、西毛広域幹線道路を活かした景観まちづくりの機運を醸成します。

(9) 旧中山道沿道地区

かつて本市には旧中山道の 4 つの宿駅と碓氷関所が設けられていました。現在も旧中山道の市内の多くの区間は、市民の生活に欠かせない道路として日常的に利用されています。また、徒歩や自転車で通行することを目的とする旅行者も見られ、近年は外国人の姿も増えてきています。

市内では宿場の街並みをはじめ所々に歴史を感じさせる建物があり、往時の面影を残しています。原市の杉並木や碓氷峠の峠道を歩けば、江戸時代の五街道としての特徴的な姿を感じることもできます。また、道祖神や地蔵、石碑なども数多く残っており、山間の集落や田園の風景にも懐かしさを憶えます。

坂本・横川地区の旧中山道では、周辺に旧碓氷峠鉄道施設も残っています。この施設群は、本市に残る歴史的景観の中でも特徴的で知名度の高いものです。

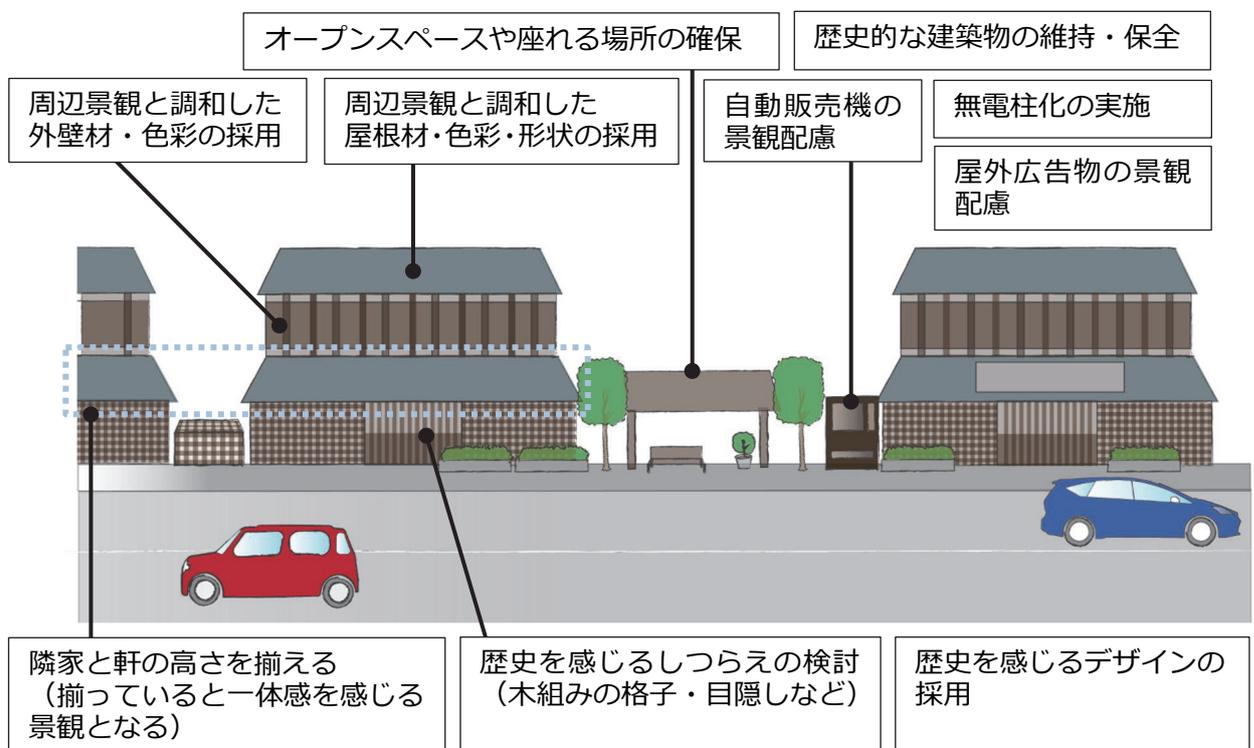
旧中山道は本市の重要な景観資源であり、その沿道では、商業地地区や農地・集落地地区などの景観形成方針に加えて、歴史的景観を継承する地区として趣のある建築物などを守りながら周辺景観や眺望への配慮を行うための景観形成方針を定め、よりきめ細やかな景観まちづくりを行っていきます。

【旧中山道沿道地区の景観形成方針】

- 本市に伝わる歴史・文化を守ります
 - ・太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・屋外広告物は、歴史的景観が残る街道沿いの景観特性に応じた趣のあるデザインとし、素材や高さへの配慮により、周辺景観と調和したものとします。
 - ・建築物などは、眺望に配慮し、街道沿いのたたずまいを保全・継承していくため、それぞれの地区のまち並みや自然環境と調和したものとします。
 - ・道路照明などは、それぞれの地区ごとに風情やにぎわいが感じられるよう、デザインの統一感に配慮し、周辺景観と調和したものとします。
 - ・道路及び植栽などの適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・旧碓氷峠鉄道施設など、旧中山道周辺に残る文化財や史跡、天然記念物などの歴史遺産を保全します。
 - ・民間所有の歴史的建築物などの維持・管理への支援を図ります。(景観重要建造物指定など)
- 歴史的景観をにぎわい・交流に活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・歴史的建造物や山々の眺望など、変化する沿道景観を楽しむための情報を発信し、にぎわいや愛着の増加を図ります。
 - ・宿場町などの風情や趣を感じられるまち並みを持った地域では、景観資源の継続的な発掘・調査や、まち歩きルート開発を行い、にぎわいや愛着の増加を図ります。

- 歴史を感じる景観をつくります
 - ・沿道景観に配慮した公共施設整備を図ります。
 - ・歴史を感じるデザインによる建築や施設設備を推進し、旧中山道の風景に配慮した景観を形成します。
 - ・宿場や市街地では、街道の趣とにぎわいが感じられる沿道の景観を形成します。
 - ・山間の集落や田園地域では、豊かな自然環境や眺望を活かしたゆとりと郷愁が感じられる沿道の景観を形成します。
 - ・旧中山道沿道に残る歴史的建造物などの景観資源を活用し、街道のたたずまいを感じられる景観を形成します。
 - ・旧中山道の歴史の道整備を推進します。
- 沿道景観を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・ウォーキングイベントや学習会など、街道やまち並みについて学ぶ機会を設け、歴史的景観を活かしたまちづくりの機運を醸成します。

【参考：旧中山道沿道地区における景観形成のイメージ】



◆ その他の取組例

- ・空き家・空き店舗のリノベーションと一階部分への店舗の誘導
- ・歩きたくなる空間づくり
- ・沿道建築物の壁面の位置・建築物の高さを隣家と揃える
- ・夜間に門灯を点ける取組（暖色系に統一）
- ・ゴミ置場などの目隠し
- ・花を飾る取組・清掃活動

(10) 鉄道

JR 信越本線や北陸新幹線は、市民の日常の足となっているほか、来訪者にとっては市内へのアクセス経路ともなっており、その沿線景観や車窓景観は本市の第一印象となるものです。また、鉄道そのものも信越本線では SL 列車、北陸新幹線では最新の車両が運行されるなど、鉄道のまちとしての本市の歴史を物語る重要な景観資源です。

これらの路線では、施設の適切な維持・管理の継続や周辺景観への配慮を行うなど、本市ならではの鉄道のある景観まちづくりを検討します。

特に信越本線の車窓からは妙義山をはじめ、市街地・農地・河川・山林と移ろいゆく様々な個性ある風景を見ることができます。これらの景観を活かしつつ、鉄道沿線では車窓からの景観を遮らない配慮を行うなどの景観まちづくりを検討します。

【鉄道の景観形成方針】

- 車窓景観・鉄道のある景観を守ります
 - ・鉄道周辺の敷地に太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・鉄道周辺の建築物や屋外広告物などは、車窓からの見え方に配慮したデザインにするとともに、鉄道や周辺景観、背景となる山並みなどと調和したものとします。
 - ・鉄道関連施設の適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・車窓から望む妙義山や田園などへの良好な眺望景観の保全を図ります。
- 車窓景観・鉄道のある景観を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・山々の眺望など変化する車窓からの景観や、田園や工場地帯を鉄道が走る景観などの情報を発信し、にぎわいや愛着の増加を図ります。
- 車窓景観・鉄道のある景観をつくります
 - ・信越本線沿線では田園地帯、工場地帯、山間の集落などを電車が走る本市ならではの鉄道風景に配慮した景観を形成します。
 - ・鉄道駅周辺では、歩行区間の整備や緑化の推進などにより、市の玄関口としてふさわしい景観を形成します。
- 車窓景観・鉄道のある景観を育みます
 - ・鉄道周辺地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・鉄道を移動に利用するイベントなどを通して鉄道について学ぶ機会を設け、鉄道を活かした景観まちづくりの機運を醸成します。

(11) 河川・水辺

本市は中央分水嶺の碓氷峠を有し、山々から発する河川は碓氷川へと合流します。これらの河川、滝や湖は人々にうおいや癒しをもたらし、生活に無くてはならないものとなっています。

碓氷川や九十九川は市域の中央部から東部にかけて河岸段丘を形成し、安中地区の段丘上にはかつて安中城や安中宿が置かれ、今日では都市の拠点となる市街地に発展しました。

それぞれの河川には滝や甌穴などの特徴的な地形、ダムによる人造湖や親水施設、サイクリングロードなどがあり、開けた場所からの妙義山の見通しや、橋や堰堤の眺めなど様々な水辺景観を楽しむことができます。

このように河川や湖などは自然豊かなオープンスペースの軸として重要な景観資源であり、環境美化や川沿いの緑地の保全に努め、美しい水辺景観を維持します。また、周囲の山並みなどへの良好な眺望景観の保全を図ります。

【河川・水辺の景観形成方針】

- 美しい水辺景観を守ります
 - ・河川に面した敷地に太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・河川に面した建築物や屋外広告物などは、河川や周辺の自然環境などと調和したものとします。
 - ・水辺景観の適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
 - ・橋や河川敷、堤防道路等から望む妙義山や田園などへの良好な眺望景観の保全を図ります。
 - ・水辺の緑地を保全するとともに、環境美化に努め、美しい水辺景観を保全します。
- 水辺空間の魅力を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・河岸段丘や滝、碓氷・九十九川サイクリングロードや世界最古のマイルカ科の化石など河川や水辺にまつわる情報を発信し、にぎわいや愛着の増加を図ります。
- 魅力的な水辺空間をつくります
 - ・自然豊かなオープンスペースの軸として、のびやかで開放的な河川の景観形成を図ります。
 - ・河川改修が行われる際には、水辺や周囲の環境に配慮した景観形成を図ります。
 - ・景観に配慮した河川や施設の整備及び維持・管理を図ります。
 - ・周辺景観や自然環境に配慮しつつ、美しい橋などの施設整備を図ります。
 - ・水に触れあえる河川環境整備を図ります。
 - ・安中地区の中心市街地では、碓氷川・九十九川の水辺や橋の景観を活かし、潤いのある市街地景観を形成します。

- うるおいのある水辺空間を育みます
 - ・河川周辺地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・水生生物の観察会や、ダム・橋の見学会など、水辺の自然環境や河川インフラについて学ぶ機会を設け、河川・水辺を活かした景観まちづくりの機運を醸成します。

(12) 眺望点

本市は、妙義山に加え河岸段丘による南北に高低差のある地形、その上に形成された農地や旧中山道周辺などの歴史ある市街地など、他の地域にはない特徴的な眺めを有しています。

これら周辺景観を特に美しく観ることができる眺望点は、市の財産として将来に引き継ぎます。

眺望点の活用にあたっては、来訪者による混雑などの影響を考慮しながら、景観を楽しめる空間整備や、その魅力の活用・情報発信を検討します。

【眺望点の景観形成方針】

- 眺望点からの良好な景観を守ります
 - ・眺望点周辺の敷地に太陽光発電設備などを設置するときは、周辺景観に調和したものとします。
 - ・眺望点周辺の建築物や屋外広告物などは、眺望点からの眺望に配慮し、周辺景観や背景となる山並みなどと調和したものとします。
 - ・眺望点の適切な維持・管理が図られるよう、管理者と連携します。
- 眺望点の魅力を活かします
 - ・多様な観点から継続的に、それぞれの地域の景観資源の掘り起こしを行います。それらを分類し取りまとめ、市のさまざまな施策や取組に活用します。
 - ・眺望景観を楽しむ回遊性を持ったルートの開発や、それらをまとめたパンフレットの作成などの情報発信により、市を代表する良好な景観として魅力を広く伝えます。
- 眺望点として快適な空間をつくります
 - ・周辺景観に配慮しつつ、快適で景色を楽しめる空間整備を図ります。
 - ・眺望を阻害する要因がある場合は、適切な対応を図ります。
- 眺望点の魅力を育みます
 - ・地域の清掃活動などを通じて景観に対する意識を醸成します。
 - ・住民団体や企業などの景観まちづくり活動の情報を発信するなど、それらの団体を支援し連携します。
 - ・眺望点を巡るウォーキングや眺望点の探索イベントなど、眺望景観について学ぶ機会を設け、眺望を活かした景観まちづくりの機運を醸成します。

第4章 景観形成のための行為の制限

4-1 届出対象行為

建築物などの建築や開発などの行為は、周辺景観に対して大きな影響を及ぼします。そのため、景観形成の方針を実現し、良好な景観をつくっていくためには、建築などの行為を行う際に、それぞれの施主の方が周囲の景観に対して配慮したものとしていく必要があります。

本計画では、景観法に基づき、景観計画区域内で建築などの行為を行う際の届出制度を整備し、『届出が必要となる行為の種別及び規模(届出対象行為)』と、行為に際して守るべき『基準(景観形成基準)』について位置づけます。

1. 建築などの行為実施の際の届出

景観計画区域内において、次項に整理する規模以上の行為を行う際には、下記の流れで市への届出を行う必要があります。

市は、行為の届出を受けると、『景観形成基準』に基づいて届出内容を確認し、必要に応じて指導などを行います。

届出が必要な行為を実施する方は、指定の様式に従って届出を行い、届出内容に対する基準への適合通知を受けた上で、必要な手続きを経て、行為を実施します。

なお、届出が必要ない規模で建築等の行為を行う場合についても、景観形成基準を参考に周辺景観への配慮をお願いします。

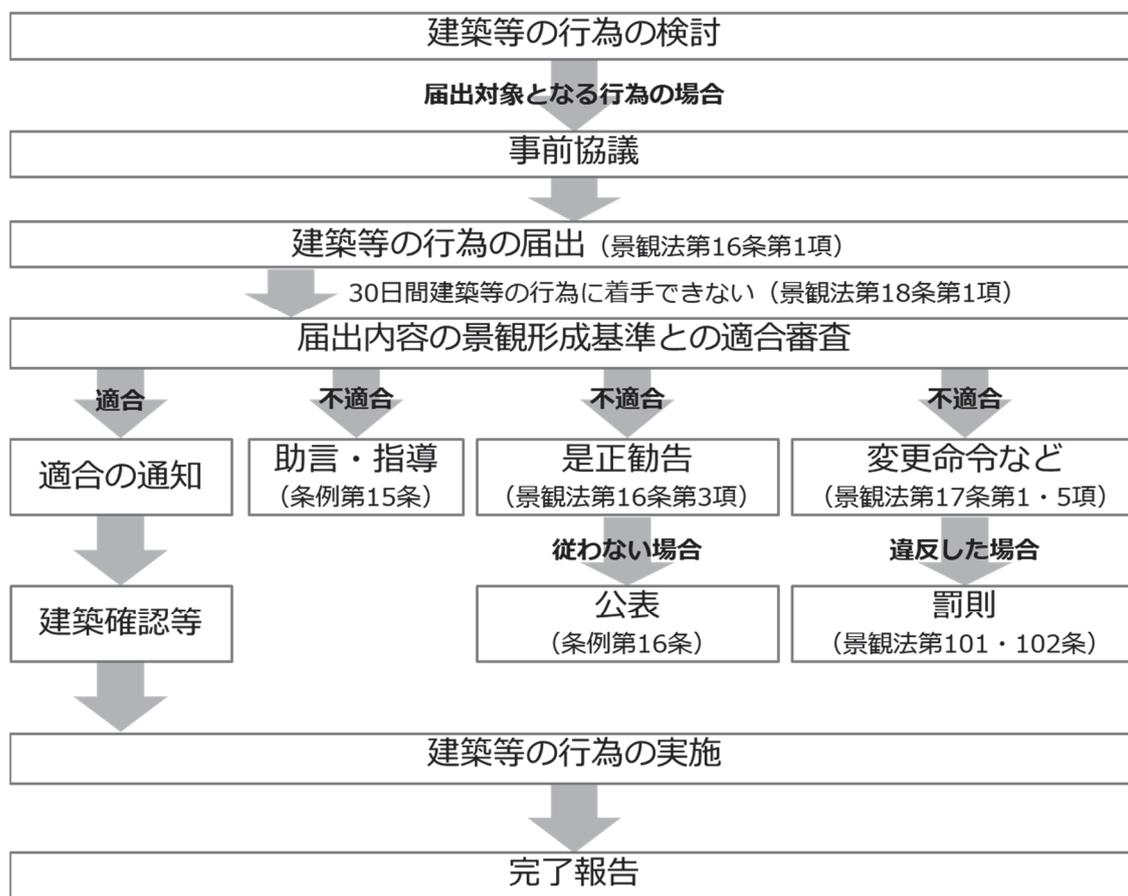


図 届出のフロー

2. 届出対象行為

景観計画区域内における、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為を、次のとおり定めます。

行為		届出の対象規模	
建築物 ※1・2	新築	(国道18号沿道地区、上信越自動車道沿道地区、西毛広域幹線道路沿道地区、旧中山道沿道地区) 全ての建築物 (都市計画区域外) 全ての建築物 (その他の区域) 建築物の高さ10m又は建築面積500㎡を超えるもの	
	改築、増築、移転		
	外観の模様替え又は色彩の変更		
工作物 ※2・3	新築、改築、増築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	さく、門、塀、擁壁の類	高さ2mかつ長さ50mを超えるもの
		電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ15mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)
		煙突、排気塔の類	
		高架水槽、冷却塔の類	
		鉄筋コンクリート造柱、金属製又は木製の柱の類	
		電気供給又は有線電気通信に供する電線路又は空中線系(その支持物を含む。)	
		彫刻、記念碑の類	
		観覧車等の遊戯施設の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計高さとする。)
		アスファルトプラント等の類	
		自動車車庫の用に供する立体的施設、駐輪場の類	
		石油等の貯蔵・処理施設	
		風力発電設備	
太陽光発電設備	地区内で行うもの全て※4		
屋外における物品の集積又は貯蔵		500㎡以上のもの※5	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土砂等の採取		面積が1,000㎡を超えるもの、又は法面の高さ5mかつ長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更			
広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更		高さ8m又は1面の表示面積が15㎡を超えるもの	

- ※1 建築物について、下記の行為については、届出の必要はありません
 - ・改築又は増築に係る部分の床面積が 10 m²以下のもの（工業専用地域においては該当する部分の建築面積が 1,000 m²以下のもの）
 - ・外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が 10 m²以下のもの
- ※2 建築物・工作物について、下記の行為については、届出の必要はありません
 - ・工事・イベント等に必要仮設の建築物・工作物の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更
 - ・改築で外観の変更を伴わないもの
 - ・水面下における行為
- ※3 工作物について、下記の行為については、届出の必要はありません
 - ・建築物と一体となって設置されるものの新築で、高さ 1.5m以下のもの
 - ・改築又は増築で、高さが改築又は増築前の高さ以下のもの
- ※4 住宅の屋根及び敷地に設置する 10kw 未満の太陽光発電設備は除きます
- ※5 見通すことが出来ない場所での集積又は貯蔵、期間が 90 日を超えないものを除きます

4-2 景観形成基準

景観形成の地区別方針の実現に向け、各地区において守っていく建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準(景観形成基準)を次のとおり定めます。

景観形成基準は、景観計画区域全域に共通する事項と、各地区の特性を踏まえた地区別に必要な事項を定めます。

1. 共通事項

(1) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 ・ 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ・ 周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。 ・ 隣接地と相互に協力し、オープンスペースの創出に努めること。 ・ 周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること。 ・ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。 ・ 自然景観地にあつては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した色彩とすること。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・ 歴史的建造物等が多い地域にあつては、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠とすること。 ・ 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えない位置に設置すること。 ・ 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること。 ・ 道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若しくは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内の緑化を行うほか、緑を保全すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。 ・ 建築物等を撤去した更地は適切に維持・管理を行い、景観の悪化を抑えること。 ・ 屋外に設置する付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。 ・ 屋外広告物は周辺景観と調和し、派手なものを避けること。

(2) 携帯基地局の鉄塔の設置等

事項	基準
規模	・ 自然景観地や主要道路等の周辺にあつては、望見する山のりょう線から徒に突出しないように配慮すること。
形態	・ 背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、色彩や周辺環境との調和に配慮するため、「鋼管柱」の採用を検討すること。
色彩	・ 背景が山林や樹木など緑を多く含む場合には、「濃茶」又は「灰色（低光沢 N4. 5相当）」を基本に周辺環境との調和に配慮すること。

(3) 太陽光発電設備の設置等

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルが周辺から望見しにくい位置とすること。 ・ 周囲のまち並みとの調和に配慮し、圧迫感を抑えた位置とすること。 ・ 周辺との調和を考慮し、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ・ 隣接する土地の境界から、適度な離隔距離を確保すること。
規模	・ 周囲のまち並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和する高さとする。 ・ 建築物の陸屋根に設置する場合には、接地面周囲のパラペットの高さ以下とし、やむを得ずその高さを超える場合にはルーバー等で目隠しをするなど、目立たないようにすること。 ・ 建築物の勾配屋根に設置する場合には、一体的に見える形態にすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光パネルは、黒又は濃紺など低彩度・低明度の色彩とすること。 ・ 太陽光パネルは、反射を抑えたものを採用すること。 ・ 太陽光発電設備の付属設備等は周辺の景観と調和した色彩とすること。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備を囲うためのフェンス等については、周囲の景観と調和する素材や形状のものを使用すること。 ・ 必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすること。（営農型太陽光発電設備は除く。） ・ 営農型太陽光発電設備については、周囲の農地景観に配慮したものとする ・ 建築物の外壁・屋根等へ設置する場合は、外壁・屋根と調和するものとする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備及び敷地内は適切に維持・管理を行い景観の悪化を抑えること。 ・ 設置に際しては、周辺住民への説明を行うこと。 ・ 安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例等、他法令の規定に基づき設置を行うこと。

(4) その他の行為

行為	事項	基準
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等から見えにくいようにすること。道路等に接する敷地境界からは離れた場所から集積又は貯蔵を始めること。 ・ 物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えないようにすること。 ・ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。
地形の外観の変更を伴う鉢物の掘採又は土石等の採取	遮へい及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地内の緑化を行うこと。 ・ 掘採又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと。 ・ 擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等による影響の軽減を行うこと。 ・ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、積極的に活用すること。
広告物の表示若しくは広告物を提出する物件の設置又は外観の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等の水辺又は山並み等の眺望を阻害しないようにすること。 ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色、はく離等の生じにくい素材とすること。 ・ 不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、周辺景観との調和に配慮した色調とすること。 ・ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体との調和に配慮した設置箇所、規模、形状、デザイン等とすること。

2. 地区別の景観形成基準

景観形成基準の共通事項に加え、建築物等の新築等について、地区毎に実施していくべき基準を整理します。

(1) 住宅地地区

事項	基準
色彩	・ 周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・ 境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・ 自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・ 照明は適正な配置や照度とすること。

(2) 商業地地区

事項	基準
位置	・ 前面道路を歩行者が歩きやすいと感じる位置とすること。
色彩	・ 彩度の高い色彩は避けつつ、周辺のまち並みと調和し、にぎわいを感じる色使いとすること。
意匠	・ 境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・ 自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・ 店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。 ・ 照明は適正な配置や照度とすること。

(3) 工業地地区

事項	基準
位置	・ 敷地の境界から十分後退し、隣接地や周辺に圧迫感を与えない位置とすること。
形態	・ 近接する建築物等との統一感に配慮すること。
色彩	・ 周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・ 境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・ 自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。

(4) 農地・集落地地区

事項	基準
色彩	・ 周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・ 境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・ 自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・ 照明は適正な配置や照度とすること。

(5) 森林・山林地区

事項	基準
色彩	・ 周辺のまち並みと調和し、落ち着いた色使いとすること。
意匠	・ 境界部は生け垣などを用いてまち並みの調和に配慮すること。 ・ 自然素材を活用するなど、穏やかな意匠に配慮すること。
その他	・ ゴミ置き場等は目隠しを行うなどし、周辺景観に配慮すること。 ・ 照明は適正な配置や照度とすること。

(6) 国道18号沿道地区

事項	基準
位置	・前面道路から後退し、道路側へ圧迫感を与えない位置とすること。
形態	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。

(7) 上信越自動車道沿道地区

事項	基準
位置	・上信越自動車道から見て圧迫感を感じない位置とすること。
形態	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。

(8) 西毛広域幹線道路沿道地区

事項	基準
位置	・前面道路から後退し、道路側へ圧迫感を与えない位置とすること。
形態	・沿道建築物の連続性に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。 ・点滅する照明やネオンを使った屋外広告物を避けること。

(9) 旧中山道沿道地区

事項	基準
位置	・まち並みの連続性に配慮した位置とすること。
形態	・壁面や庇などの位置をそろえるなどし、隣家との連続性や一体性のある、調和したまち並みづくりに配慮すること。
意匠	・木組みの格子や自然素材を用いるなど、歴史を感じる意匠に配慮すること。
敷地の緑化	・敷地内の緑化を進め、沿道環境の向上に配慮すること。
その他	・店舗を閉鎖する際は、適切に維持・管理を行うほか、イベント等での活用を図ること。

(10) 鉄道

事項	基準
位置	・車窓景観を遮らない位置とすること。
形態	・周辺景観の調和に配慮し、突出しないよう配慮すること。
その他	・鉄道の付帯設備は、周辺から見えづらい場所に設置するほか、目隠しを行うなどして配慮すること。

3. 建築物・工作物の色彩基準

景観計画区域内の建築物・工作物の色彩は下記の範囲内のものとします。

種別	色彩基準
建築物の外壁	彩度4以下
建築物の屋根・工作物	彩度6以下

4. 色彩基準の適用除外

次に該当するものに関しては、基準外の色彩を用いることができるものとします。

- (1) 木材・土壁・漆喰・天然の石材などの自然素材や、無着色の瓦やガラス・レンガ(土を焼成)を使用する場合
- (2) 景観重要建造物や、文化財、歴史的な社寺などの建築物等
- (3) 景観重点区域など、独自に色彩基準を定めている地域の建築物等
- (4) 他法令で色彩が規定されているもの
- (5) 機能的に不可避な色彩
- (6) 良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画で、あらかじめ景観審議会の意見を聴取したもの

5. アクセント色

小さい面積で配色全体を引き締めるアクセント色を使用する場合は、各立面積の1/5未満とし、基調色との調和に配慮したものとします。

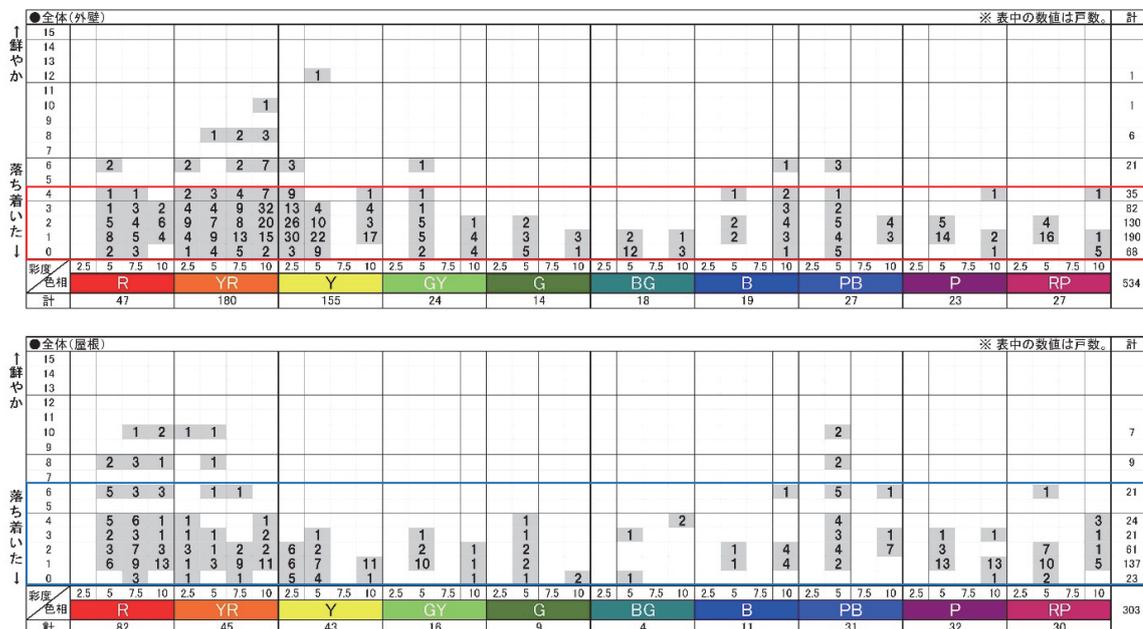
【参考：市内の建物の色彩の状況】

市内に立地している建築物の壁・屋根にはどのような色彩が用いられているかを把握し、その傾向を知るために、建築物の色彩調査を実施しました。

色彩調査では市内に立地している建築物から対象を無作為に選び、現地で色彩を確認し、マンセル表色系で数値化して整理しました。

調査の結果、壁の色彩の9割以上が彩度4以下、屋根の色彩の9割以上が彩度6以下と、比較的落ち着いた色彩で構成されていることが分かりました。

建築物による周辺への影響を抑え、周辺景観と調和した色彩とするためには、過度に鮮やかで奇抜な色彩の使用を控えることが重要です。



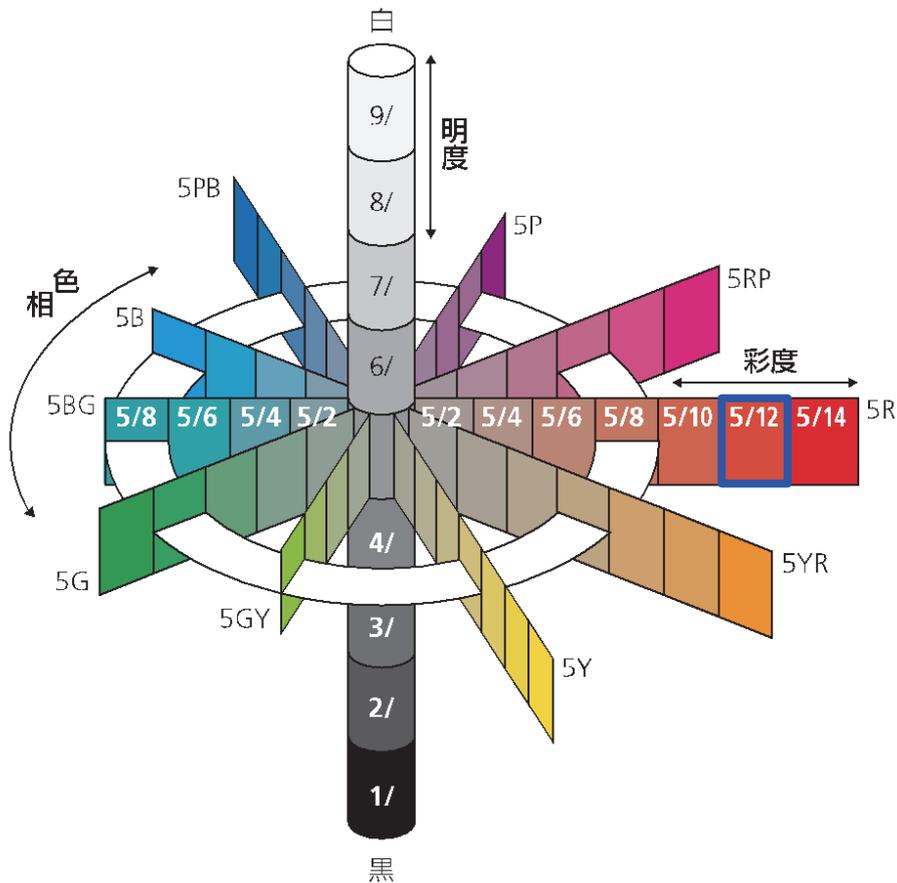
【参考：マンセル表色系とは】

マンセル表色系は、1905 年にアメリカの画家マンセルが考案した色を数値化して表現する方式で、現在、日本でも一般的に使用されているものです。

マンセル表色系では、色彩を色相・明度・彩度に分けて表現します。

<p>色相 (しきそう)</p>	<p>「色合い」を指します。 マンセル表色系では、基本色相として R(赤)・Y(黄)・G(緑)・B(青)・P(紫)と、それぞれの中に YR(黄赤)・GY(黄緑)・BG(青緑)・PB(青紫)・RP(赤紫)を割り当て、合計 10 色を主要色相としています。</p>
<p>明度 (めいど)</p>	<p>「明るさ」を指します。 マンセル表色系では、明度 10 を白、明度 0 を黒として、色の明るさを 11 段階に分けて表現しています。</p>
<p>彩度 (さいど)</p>	<p>「鮮やかさ」を指します。 マンセル表色系では、彩度 0 を無彩色(白・グレー・黒)とし、色が鮮やかになるにつれ、数値が上がります。</p>

<マンセル表色系のしくみ >

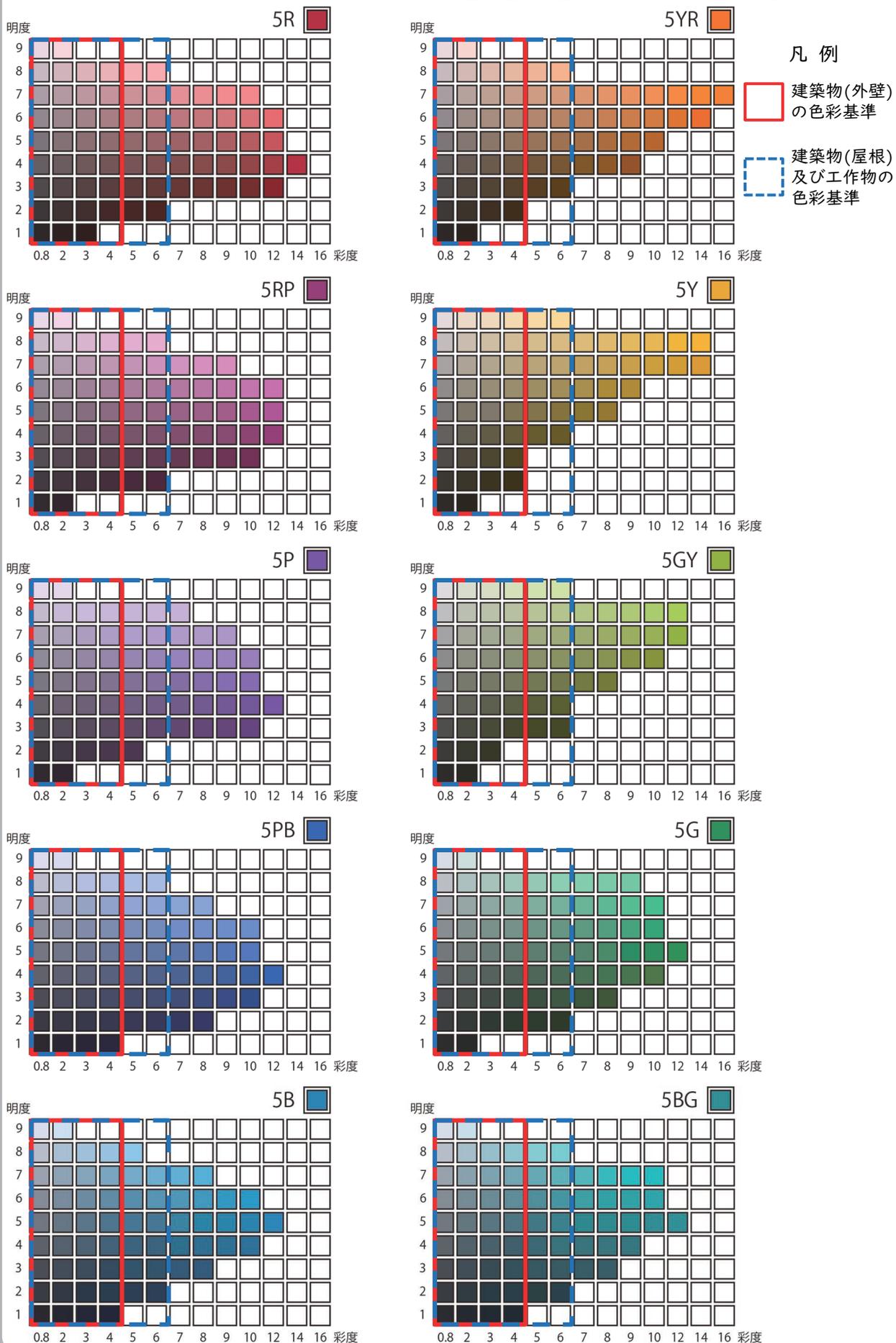


※上図は、各色相 (R~RP) の中間値 (5R~5RP) について、「明度 5」のカラー構成をチャートとして表したものです。

※マンセル表色系の一つの色を、色相、明度、彩度を記号化した「マンセル値」で表します。例えば、上図の 5/12 の色は、

ごあーる ご の じゅうに
5R 5 / 12
 色相 明度 彩度 と表します。

<安中市景観計画区域内の建築物・工作物の色彩基準(色彩チャート:マンセル表色系)>



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木指定の方針

本市では、景観形成の目標実現に向け、関連する各種法令に基づいて継続的に景観コントロールを行うとともに、景観法に基づく以下のような施策を活用して、市内に立地する景観資源の保全を検討します。

5-1 景観重要建造物指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

本市固有の歴史・文化・産業・にぎわいなどを象徴し、地域のシンボルとして市民に親しまれている下記に示すような建造物を『景観重要建造物』として指定し、保全・活用を図ります。

景観法第19条第3項の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は、景観重要建造物に指定できません。

【景観重要建造物指定の方針】

下記のような建造物について『景観重要建造物』の指定を検討します。

- 以下の特徴を持ち、周辺の景観形成に重要な建造物
 - ・ 歴史的・文化的な価値や趣のある建造物
 - ・ にぎわいを感じ、地域の活性化に資する建造物
 - ・ 優れたデザインであり、地域のシンボルとして認識されている建造物
 - ・ 本市における今後の景観形成に重要な建造物
- 周辺から良く見える建造物
- 市民に良く知られ、親しまれている建造物
- 所有者が保全していく意向を持っている建造物

2. 景観重要建造物の指定に係る手続き

景観重要建造物に指定されると、所有者は適切に維持・管理していくことが義務付けられるほか、改築・修繕を行う際に市長の許可が必要となります。そのため、景観重要建造物の指定に際しては、市は所有者と十分協議し維持・管理・活用について内容を定め、所有者から同意を得ます。

また、良好な景観の形成に重要な建造物の所有者は、景観法第20条の規定に基づいて、当該建造物を景観重要建造物として指定することを市に提案することができます。

3. 景観重要建造物の保全・活用の方針

景観重要建造物の所有者は、当該建造物の景観が損なわれないように維持・管理していくことが必要です。

市は、景観重要建造物の維持・管理を支援するとともに、周辺の良好な景観づくりや建造物の活用について検討します。

5-2 景観重要樹木指定の方針

1. 景観重要樹木の指定の方針

本市の景観形成に重要な樹木を『景観重要樹木』として指定し、保全・活用を図ります。

景観法第28条第3項の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木は、景観重要樹木に指定できません。

【景観重要樹木指定の方針】

下記のような樹木について『景観重要樹木』の指定を検討します。

- 以下の特徴を持ち、周辺の景観形成に重要な樹木
 - ・地域のシンボルツリーとして認識されている樹木
 - ・歴史やいわれのある樹木
 - ・優れた樹勢をもっている、又は美しい花をつけるなど特徴的な樹木
 - ・本市における今後の景観形成に重要な樹木
- 周辺から良く見える樹木
- 市民に良く知られ、親しまれている樹木
- 所有者が保全していく意向を持っている樹木

2. 景観重要樹木の指定に係る手続き

景観重要樹木に指定されると、所有者は適切に維持・管理していくことが義務付けられます。そのため、景観重要樹木の指定に際しては、市は所有者と十分協議し維持・管理・活用について内容を定め、所有者から同意を得ます。

また、良好な景観の形成に重要な樹木の所有者は、景観法第29条の規定に基づいて、当該樹木を景観重要樹木として指定することを市に提案することができます。

3. 景観重要樹木の保全・活用の方針

景観重要樹木の所有者は、当該樹木の景観が損なわれないように維持・管理していくことが必要です。

市は、景観重要の樹木の維持・管理を支援するとともに、周辺の良好な景観づくりや樹木の活用について検討します。

【参考：景観重要建造物・景観重要樹木に指定されると】

○当該建造物・樹木の所有者の方

- ・建造物・樹木を適切に維持・管理する義務が生じます
- ・建造物・樹木の現状変更に対して規制がかかります
- ・維持・管理に対する支援等を受けることができますようになります

○安中市

- ・所有者に対し維持・管理の勧告や現状変更への規制を行います
- ・建造物・樹木の管理に対し、支援を行います

第6章 良好な景観形成に向けて必要な事項

6-1 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

1. 景観重要公共施設の指定の方針

道路・河川・公園などの公共施設は、市民生活に密接に関わるものであり、本市の景観を形作る骨格となる大きな要素です。また、これらは本市への来訪者の目にも触れることから、市に対する印象に大きく関わるものでもあります。したがって、本市の良好な景観まちづくりに向けては、こうした公共施設の質を高め、魅力あるものとしていくことが重要です。

本市においては、群馬県による『ぐんまの風景を魅せるインフラ整備』や旧中山道における無電柱化などの取組が進められています。こうした行政による景観形成を先導する取組を推進していくため、公共施設の中でも、その立地・規模・利用者数の多さなどを考慮し、景観まちづくりに特に重要なものを『景観重要公共施設』に指定し、周辺景観に配慮した整備や利用を図るものとし、景観重要公共施設は下記に示す施設を候補とし、本計画において決定するものの他にも、今後具体的な指定箇所を検討します。

また、指定に際しては、その施設の管理者などとそれぞれの特徴を活かした整備・利用などについて十分協議を行います。

【景観重要公共施設指定の方針】

下記のような公共施設について、景観重要公共施設に位置付けることを検討します。

- 本市の主要な交通動線・河川など景観に与える影響の大きい公共施設
- 地域のシンボルとして認識されている公共施設
- 本市における今後の景観形成に重要な公共施設
- 周辺から良く見える公共施設
- 市民に良く知られ、親しまれている公共施設

【景観重要公共施設の候補】

種別	名称
道路	・西毛広域幹線道路 ・ 上信越自動車道 ・国道18号 ・ 旧国道18号 ・ 旧中山道 ・主要地方道下仁田安中倉渕線（ラウンドアバウト）
河川	・主な一級河川
公園	・西毛総合運動公園 ・ 後閑城址公園 ・ あんなかスマイルパーク

2. 景観重要公共施設の指定

本市では、行政による良好な景観形成に向けた先導的な取組として、下記の施設を景観重要公共施設に指定し、周辺景観に配慮した整備と活用を図ります。

【景観重要公共施設の名称】

種別	名称
景観重要道路	西毛広域幹線道路（幅員 17m、延長：約 440m） （県道下里見安中線の一部、国道 18 号～旧中山道の区間）
景観重要公園	米山公園（面積：23,256.41 m ² ）

3. 景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準

（1）景観重要道路 西毛広域幹線道路（県道下里見安中線の一部）

【景観重要道路の選定理由】

西毛広域幹線道路は、安中市都市計画マスタープランにおいて前橋・富岡方面と本市都市拠点を連絡する広域交通軸と位置付け、広域圏との往來を支える主要交通路として、現在整備が進められています。また、市役所周辺は枢要な公共公益施設と都市機能・都市交通が集中する都市拠点であるとともに、本市の中核であり西毛広域幹線道路沿道や周辺における既存建築物等の更新を進める拠点商業業務地に位置付けています。

西毛広域幹線道路の当該区間は、本市の主要な交通軸である国道 18 号と旧中山道を結ぶ区間であり、群馬県が取り組む「ぐんまの風景を魅せるインフラ整備」が実施されるなど、市役所周辺の良好な景観形成において重要な要素の一つとなっています。

そこで、西毛広域幹線道路の開通により、周辺への人の往來が更に活発になることを踏まえ、本市の都市拠点にふさわしい風格ある景観まちづくりを行うため、道路と周辺の建築物を一体的に計画に位置付けることで効果的に良好な景観形成を図ることを目指し、景観重要道路に指定します。

【景観重要道路の整備方針】

景観重要道路の整備においては、周辺景観やまち並みに調和した質の高い公共空間を創出することで魅力の向上を図ります。

また、補修・改修などに併せ、景観形成を阻害する要因を除いていくことで、より良い景観まちづくりを行います。

【整備に関する事項】

- ①車道及び歩道の仕上げは、沿道の建築物と調和したデザイン及び色彩とする。
- ②交通安全施設等のデザイン及び色彩は、周辺との調和に配慮し、かつ色彩基準を彩度6以下とする。ただし、視認性の確保が必要となる施設についてはこの限りではない。
- ③次の項目の整備・設置については①・②の規定の対象外とする。
 - ・景観計画が策定された際、既に存するもの（塗り替え時・更新時は除く。）
 - ・道路標識の表示面等法令で定めのあるもの
 - ・安全確保に必要なもの又は緊急上やむを得ない場合

- ・地中に埋設するもので周辺から望見できないもの
- ・工事、イベント等に必要な仮設の工作物等
- ・木材・天然の石材などの自然素材や、無着色の瓦やガラス・レンガ(土を焼成)を使用する場合
- ・その他、市長が必要と認めたもの

【占用許可の基準に追加される景観基準】

景観法第8条第2項第4号ハの規定により、景観重要公共施設である道路内において、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定めます。

道路法第32条第1項または第3項の規定に基づき、工作物の道路占用許可を行う場合は、景観法第49条の規定により、道路法に基づく占用許可基準に、下記の景観基準が追加されます。道路管理者である群馬県への占用許可申請の際は、景観行政団体である安中市の意見書の添付が必要となります。

【良好な景観形成のための景観基準】

- ① 占用物のデザイン及び色彩は、周辺との調和に配慮し、かつ色彩基準を彩度6以下とする。
- ② 次の項目の整備・設置については①の規定の対象外とする。
 - ・景観計画が策定された際、既に存するもの(塗り替え時・占用の期間更新時は除く。)
 - ・道路標識の表示面等法令で定めのあるもの
 - ・安全確保に必要なもの、又は緊急上やむを得ない場合
 - ・地中に埋設するもので周辺から望見できないもの
 - ・工事、イベント等に必要な仮設の工作物等
 - ・屋外広告物、公共サイン
 - ・木材・天然の石材などの自然素材や、無着色の瓦やガラス・レンガ(土を焼成)を使用する場合
 - ・その他、市長が必要と認めたもの

【景観重要道路位置図】



(2) 景観重要公園 米山公園

【景観重要公園の選定理由】

米山公園は、西毛広域幹線道路及び安中市役所からほど近く、九十九川に隣接した近隣公園です。当該公園にはパターゴルフ場、スケートボード、ローラースケートやローラーブレードなどが楽しめるサーキット場などの珍しい施設が整備されています。その他にも和風庭園や洋風庭園としての広場もあり、四季折々の表情が楽しめるため、散歩コースとしても親しまれています。また、隣接して米山体育館が立地しており、市内の都市公園でもひとときわ高いレクリエーション機能を有しています。

今後、西毛広域幹線道路の開通により利用者の増加が見込まれることから、良好な景観形成を行い、本市の都市拠点からほど近く、うるおいとレクリエーションを楽しめる公園として魅力を向上させていくため、景観重要公園に位置付けます。

【景観重要公園の整備方針】

景観重要公園の整備は、周辺景観やまち並みに調和した質の高い公共空間を創出することで魅力の向上を図るとともに利用者が快適に過ごせる公園を確保することとし、『景観形成の地区別方針』及び『景観形成基準』に適合し、デザインや配置などを周辺景観に配慮して実施します。

また、補修・改修などに併せ、景観形成を阻害する要因を除いていくことで、より良い景観まちづくりを行います。

【良好な景観形成のための景観基準】

- ①景観重要公共施設を占有する物件は、『景観形成の地区別方針』及び『景観形成基準』に適合し、そのデザインや配置などを周辺景観に配慮したものとする。
- ②適切に維持・管理を行い、経年変化などにより周辺景観に影響しないよう配慮する。
- ③次の項目の整備・設置については①・②の規定の対象外とする。
 - ・遊具等の施設
 - ・ポストコーンなど利用者の安全確保に必要なもの
 - ・地中に埋設するもので周辺から望見できないもの
 - ・工事等に必要仮設の工作物等
 - ・イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
 - ・その他、市長が必要と認めたもの
- ④利用者等の安全確保上必要となるものについては個別に協議する。

【景観重要公園位置図】



6-2 景観農業振興地域整備計画の検討に関する事項

市内には、妙義山を背景に優れた農地を有しているほか、広大な梅林をはじめ、懐かしさを感じる農地が広がっており、本市の特徴的な景観の一つとなっています。

これらの農地において、景観と調和のとれた良好な営農環境を確保し、農業の振興に努めつつ、景観形成を同時に進めていくため、必要に応じて『景観農業振興地域整備計画』の策定を検討します。



6-3 屋外広告物の制限に関する事項

市内には様々な規模・デザインの屋外広告物が設置されており、多くの情報を伝える一方で、特に幹線道路沿道や商業地においては、周辺景観へ影響を与えています。中でも野立て看板や沿道の大型看板は、周辺景観への影響が大きいことから、掲出に際しては周囲との調和に配慮する必要があります。

屋外広告物については、景観形成の方針実現に向け、群馬県屋外広告物条例に基づく掲出等の制限を行います。また、実態を踏まえ、よりきめ細かい屋外広告物のコントロールを行うため、必要に応じて群馬県条例に替わる本市独自の条例の制定を検討します。



第7章 計画の実現に向けて

7-1 景観まちづくりの推進に向けた考え方

本市が目指す、市民が愛着を持ち、誇れる景観の形成は、行政が景観に配慮した施設整備や景観の保全等を行うだけで完結するものではありません。それは、自然景観や公共施設だけでなく市民生活や事業者の活動の一つ一つが本市の景観を形づくっているためです。

そのため、市民・事業者・行政が景観形成の目標とそれぞれの役割を理解し、互いに協力しながら取組を進める、市民総働の景観まちづくりが必要です。

1. 市民・事業者・行政の役割

(1) 市民の役割

市民は、景観や本計画についての関心・理解を深め、周辺景観に配慮した建築等や美化活動への参加など、行政・事業者と協働した良好な景観まちづくりの取組推進に努めます。また、行政が実施する景観まちづくりの施策・取組について理解・協力します。

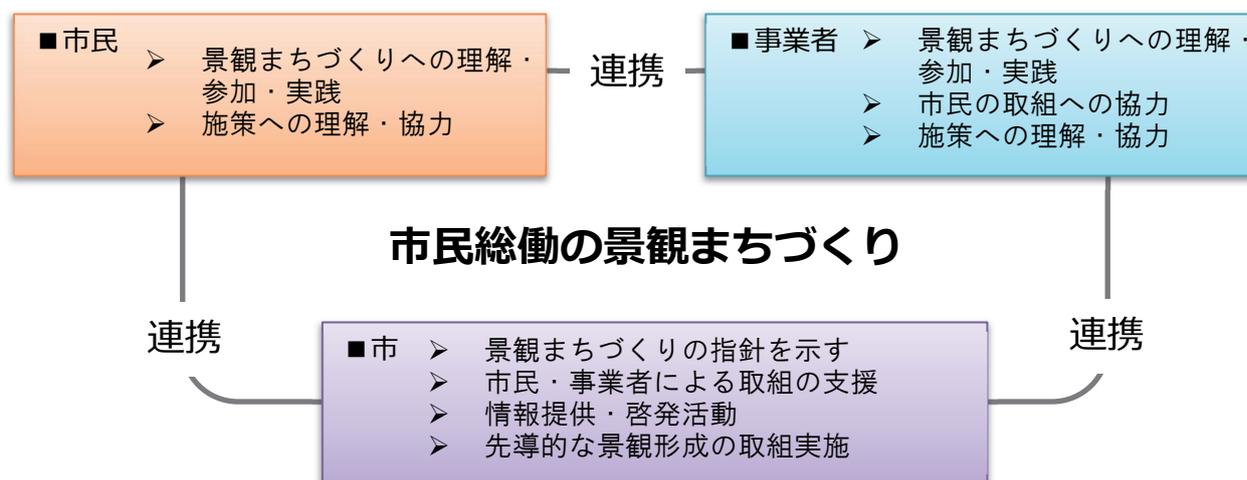
(2) 事業者の役割

事業者は、景観や本計画についての関心・理解を深め、周辺景観に配慮した建築等や企業活動を通じて良好な景観まちづくりの取組推進に努めます。また、市民による景観まちづくりに積極的な参加・協力を行うほか、行政が実施する景観まちづくりの施策・取組について理解・協力します。

(3) 行政の役割

市は市民・事業者の意見を十分に踏まえながら、本市における景観まちづくりの指針を示すとともに、施策を検討・実施します。また、市民・事業者による景観まちづくりを支援するとともに、景観に関する情報提供や市民・事業者を対象とした啓発活動を行い、景観まちづくりへの理解や意識の醸成を図ります。

市は、周辺自治体及び国・県と相互に連携しながら、市民・事業者の規範となるよう、公共事業等を通じて先導的な景観形成に努めます。



2. 景観形成に向けた市の取組

(1) 景観計画の周知

本市の景観まちづくりは、本計画を基本として進めていきます。そのため、市は本計画に対する市職員の理解度を深めていくだけでなく、市のホームページ等での計画の公開や景観に関する講演会などの開催により、まちづくりの主体となる市民・事業者への周知を行います。

【市による取組案】

- 市ホームページなどでの景観計画の公開
- 景観に関する講演会などの開催
- 景観形成に関するおしらせ配布

(2) 景観まちづくりに関する情報提供・意識啓発

市は、景観まちづくりに関する情報発信のほか、景観写真の募集や景観に関する講演会などの開催により、市民・事業者の意識啓発に努めます。また、市民・事業者が受け取りやすい情報発信の媒体などを含め、情報発信の方法を検討します。

【市による取組案】

- 市ホームページなどでの景観まちづくりに関する情報発信
- 景観に関する講演会などの開催
- 活用可能な助成金や市の窓口に関する周知
- SNS 活用などの情報提供方法の検討

(3) 市民・事業者の取組に対する支援

市は、専門家による助言などの技術的支援や助成金制度の創設を検討し、市民・事業者による景観まちづくりの取組を支援します。

また、住民等による景観計画変更に関する提案を支援する仕組み、市民・事業者の良好な景観形成活動を支援する制度等の充実化を図り、より一層良好な景観の形成が展開できるよう努めていきます。

その他に以下の取組に対する支援や認定を行います。

・地区景観推進協議会の認定制度

景観計画区域内の一定の地区において、自然や歴史、文化と調和された良好な景観形成を図ることを目的に、地区の市民が自主的に設置した団体で、条例に定める要件を満たすものについて、市長が認定します。

・景観協定制度の活用

景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、その土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を結ぶことができます。

【市による取組案】

- 専門家派遣や相談の仕組みづくり
- 景観まちづくりに活用可能な助成金制度の検討(景観まちづくりの検討・空家等の活用)
- 地区景観推進協議会の認定制度
- 景観協定制度

(4) 景観表彰制度の設立

市民・事業者の景観まちづくりに対する意識醸成を図るため、良好な景観形成に貢献した市民・事業者や建築物等を表彰する制度の設立を検討します。

【市による取組案】

- 景観まちづくりの取組主体、建築物等の所有者と設計者・施工者などを対象とした表彰制度の検討

3. 景観計画の見直しについて

本市は、平成31年4月に景観行政を主体的に担う景観行政団体となりました。

今後は市民・事業者と市の協働により、景観まちづくりの第一歩である本計画に基づいて景観まちづくりの取組を進めていくこととなります。

市は、本計画による景観まちづくりの状況を考慮し、下記の視点で適宜計画の見直しを行います。

(1) 市民・事業者発意による景観まちづくり

市は、市民・事業者の景観まちづくりに対する意識醸成を図りつつ、それぞれの地域住民からの発意に応じ、より詳細で地域性のある景観まちづくりの独自ルールの検討を支援する他、景観重要樹木・建造物及び法令に基づくその他の景観形成手法の適用についても検討し、その内容を適宜計画に反映・見直しを行うことで、本計画を磨き、さらに発展させていきます。

(2) 取り巻く環境に対応した景観まちづくり

社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、景観形成上の課題が顕著となる場合には、新しい知見を踏まえ課題に対応した計画の見直しを行います。

また、周辺景観に影響を及ぼす大規模な基盤整備や開発などの景観形成上の変化が生じる際には、変化を踏まえた景観形成を図るための計画見直しを行います。

7-2 景観まちづくりの推進体制

1. 景観審議会

景観まちづくりを推進するため、学識経験者等からなる景観審議会を設置します。景観審議会では、景観計画の変更や景観法に基づく勧告・変更命令など、良好な景観の形成に関する重要な事項について審議を行います。

2. 景観整備機構

景観まちづくりを推進するため、景観まちづくりにかかる業務遂行を行う特定非営利活動法人などを、景観法第92条の規定に基づく景観整備機構として指定することを検討します。景観整備機構の指定は、景観まちづくりの支援や景観重要建造物・景観重要樹木の管理などを遂行できることが必要です。

3. 景観協議会

協働の景観まちづくりを推進するため、景観法第15条の規定に基づく景観協議会の設置を検討します。

4. 庁内体制

景観まちづくりは公共施設整備や建築・開発の他、商工業・観光・農業など関連する領域が多岐にわたるため、横断的な会議体を設置するなど、推進体制を強化していくことを検討します。

また、景観行政を推進するため、関係課などとの連絡調整、届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口となる担当組織の設置を検討します。

資料編

目 次

I.	関連計画の整理	1
1.	安中市環境基本計画（平成 28 年 3 月策定）	1
2.	安中市空家等対策計画（平成 30 年 3 月策定）	2
3.	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和 2 年 11 月策定）	3
4.	群馬県景観形成基本方針（平成 6 年 2 月 14 日公布）	4
5.	群馬県無電柱化推進計画 2019（平成 31 年 3 月策定）	5
6.	群馬県屋外広告物条例（昭和 39 年 10 月 16 日制定）	6
7.	太陽光発電設備の設置に関する条例（平成 29 年 9 月 21 日制定）	7
II.	現状・課題の整理	8
1.	土地利用	8
2.	法規制	10
3.	人口推移	13
4.	景観まちづくりに対する意向把握	14
5.	景観構造毎の現状・課題	28
III.	眺望点の指定について	41
1.	眺望点の考え方	41
2.	眺望点指定の考え方	41
3.	眺望点（視点場）の特性による分類	41
4.	眺望対象の見え方の特性による分類	41
5.	眺望点一覧	42
6.	眺望点カルテ	44
IV.	安中市景観計画策定経緯	98
V.	安中市景観計画策定体制	99
1.	安中市景観計画策定委員会	99
2.	安中市景観計画庁内検討委員会	101
3.	景観まちづくりに関する住民意見交換会	102

I. 関連計画の整理

1. 安中市環境基本計画（平成 28 年 3 月策定）

【計画期間：平成 28 年度から令和 7 年度】

■望ましい環境像

里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか
～里山や川の豊かな自然を活かし、みんなで創る持続可能なまち～

■環境づくりの方向

1. 協働社会 みんなで創る 里山の環境文化
2. 自然共生社会 里山・水・歴史が織りなす 恵み豊かな快適なまち
3. 循環・低炭素社会 資源・エネルギーを賢く使う 暮らしやすいまち

■基本目標

- 1-1. 環境教育・環境活動 一人ひとりが学び、行動するまち
- 1-2. 環境交流・協働 みんなで創る環境にやさしいまち
- 2-1. 自然環境 自然や歴史とふれあい、育むまち
- 2-2. 生活・快適環境 健やかで安心して暮らせる快適なまち
- 3-1. 資源循環(地球環境) ごみの減量・資源化を進めるまち
- 3-2. エネルギー(地球環境) エネルギーを賢く活用するまち

■施策の展開方針(景観に関する施策)

- ・里山や里地の環境や産業、歴史、農産物等の特性を活かした里山環境交流づくりを進める。
- ・自然・文化・景観・ふれあい等の地域の再発見の機会を通じて、生物多様性や里山の保全等を啓発する。
- ・まちの貴重な財産である豊かな自然環境を守るため、希少な動植物の生態系などに配慮するとともに、関係機関・団体と連携しながら、市民・来訪者に対し自然環境の保全に向けた啓発活動を行う。
- ・森林におけるレクリエーション機能を充実させ、市民の潤いと安らぎの場としての整備を図る。
- ・良好な平地林や社寺林、緑地などを保全するため、風致地区や特別都市緑地保全地区の指定を検討するとともに、建築協定や緑地協定などの制度を活用し、生け垣の設置など敷地内の緑化を推進する。
- ・地域ニーズに沿った公園づくりを推進するとともに、市民との協力による適切な維持管理を図り、公園・広場を市民がふれあう場として活用する。
- ・親水公園や親水護岸など、市民に身近な水辺空間の整備を推進する。
- ・「めがね橋」をはじめとする碓氷峠周辺観光のさらなる活性化を目指し、一般財団法人碓氷峠交流記念財団と協働し、施設の充実と峠文化の発信に努める。
- ・旧宿場町や古くからの集落地をはじめとする旧中山道の街並みについて、点在する歴史的資源の保全・活用方策を検討する。

2. 安中市空家等対策計画（平成 30 年 3 月策定）

【計画期間：平成 30 年度から令和 4 年度】

■計画の対象

- ・空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 1 項）
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）（国・地方公共団体が所有・管理するものを除く）

■空家等対策の基本方針

1. 管理不全な空家等の発生予防の推進
2. 空家等の適切な管理の推進
3. 空家等の利活用の推進
4. 体制の整備

■空家等の対策

下記のような対策を通じて、市内の空家等の発生抑制・適切な管理と利活用の促進を進め、市民が安全・安心して暮らすことができる生活環境を確保します。

1. 空家等に関する相談対応及び実施体制
 - ・地域住民・所有者等からの相談対応
 - ・「安中市空家等対策協議会」「安中市空家等対策庁内検討委員会」の設置
2. 特定空家等への対策
 - ・特定空家等の判断及び危険性の除去等の対応
3. 所有者等による空家等の適切な管理の促進
 - ・空き家問題の啓発
 - ・専門家団体・高齢者施設等の関連団体等との連携
 - ・空家等の除却（解体）費補助
4. 空家等の利活用支援対策
 - ・空家等の交流の場等への改修費用補助
 - ・空き家バンクの実施
 - ・移住者向け住宅・宿泊施設・店舗等整備、住宅確保要配慮者の居住支援の検討
 - ・税制優遇による譲渡促進
 - ・歴史的・文化的価値の高い空き家の活用検討
5. 関係団体等との連携

3. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和2年11月策定）

【基本理念・将来都市構造の年次：令和17年度、目標年次：令和7年度】

■都市づくりの目標（県央広域都市計画圏）

「ぐんまらしい持続可能なまち」

～ぐんまのまちの“個性”を活かして“まちのまとまり”をつくりだします～

■県央広域都市圏の基本方針

1. 人口減少を前提とした土地利用計画にあわせた公共交通や都市施設の再構築
2. 空き地・既存施設の利活用や優遇措置の導入による街なかへの転居の促進や集客施設の誘致
3. 地域の誇れる個性・景観・暮らしを支える機能を整えた魅力的な「まちのまとまり」づくり
4. 都市間移動も都市内移動も高い利便性の確保
5. ぐんまの強みを活かした産業の誘致や新エネルギーによる産業創出環境づくり

■まちのまとまりの形成に向けた対応方針

- ・区域区分の実施等による土地利用規制・誘導を行うことで、まちのまとまりの形成・維持を図る。磯部温泉周辺地区や碓氷峠鉄道遺産周辺地区及び旧中山道周辺は「観光拠点」として位置づけ、周辺地域への影響を考慮しつつ、景観の保全・維持、当該地区へのアクセス改善を図る。

（区域区分を定めない場合の代替案）

○まちのまとまり

- ・現況の商業、工業等の土地利用状況等から、必要な区域は用途地域を指定し、良好な市街地形成を図る。
- ・まちのまとまりを形成すべき地域で、用途地域外の区域については、必要な範囲について地区計画等を定め、良好な生活環境の整備等を推進する。
- ・用途地域の指定がある範囲を原則として、立地適正化計画による居住誘導区域及び都市機能誘導区域を指定し、住宅または都市機能増進施設の立地の誘導を図る。

○まちのまとまり外

- ・まちのまとまり以外の地域については、特定用途制限地域を指定し、身近な商業施設や小規模工場等以外の施設立地を制限することで居住環境の保全等を図る。
- ・また、まちのまとまり以外での住宅の立地を抑制するため、居住調整地域もしくは特定用途制限地域等の導入を検討する。

○幹線道路の沿道等

- ・幹線道路の沿道において開発圧力の高まりが予測される区域については、特定用途制限地域を指定し、安中市都市計画マスタープランにおいて商業地域の形成を図ることを位置づける地域を除いて大規模商業施設等の立地を制限する。

4. 群馬県景観形成基本方針（平成6年2月14日公布）

■景観形成の基本目標

ふるさとぐんまの美しい景観を守り、活かし、つくり、育てる

1. 守る（保全）：地域固有の景観を適正に保全していく
2. 活かす（利活用）：優れた景観を積極的に地域の活性化に活用していく
3. つくる（創造）：個性豊かで優れた景観を創造していく
4. 育てる（育成）：固有の地域文化を育成していく

■景観形成の基本視点

- (ア) 豊かな自然と調和した景観形成の推進
- (イ) 地域特性を活かした個性的な景観形成の推進
- (ウ) 歴史・伝統が感じられる景観形成の推進
- (エ) 快適性を備えた美しい景観形成の推進
- (オ) はつらつとした賑わいのある景観形成の推進

■景観形成の地域別方向（妙義大景域）

本景域には、妙義荒船佐久高原国定公園があり、景域の西部には浅間火山群、東部には丘陵地帯、南部には関東山地がある。中でも妙義山は、その独特な山容から本景域を代表する心象風景となっている。平地は丘陵地帯の河川沿に帯状に分布しており、碓氷川、鎗川、神流川の3流域から構成されている。国定公園や奥多野地域などを中心に貴重な自然が残っている。伝統的遺産も多く、歴史的な時間の蓄積により醸成された固有の地域イメージは、それぞれの地域の大きな魅力となっている。



本景域に新たな景観の視点を創出している上信越自動車道に加え、北陸新幹線が開通することにより、更に景域全体の開発ポテンシャルが高まることが予想され、妙義山等の景観形成への活用や、恵まれた自然の保全、貴重な歴史的遺産の保護・活用、碓氷川・鎗川・神流川等の河川景観等の保全・活用、主要な道路等の整備と修景、及び魅力あふれる都市景観の創出と高原リゾート地としての整備等の景観形成を推進する。

5. 群馬県無電柱化推進計画 2019（平成 31 年 3 月策定）

■無電柱化の定義

電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る）の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱又は電線を撤去すること。

■無電柱化の基本方針

・基本方針1【防災】

緊急輸送道路ネットワークの信頼性向上と災害時の救助活動の円滑化

・基本方針2【安全・円滑な交通確保】

歩行者や車椅子、自転車の安全円滑な通行空間の確保

・基本方針3【景観形成・景観振興】

観光資源や歴史ある文化遺産と一体となった魅力ある景観づくり

■概要

- ・目指すべき将来像と今後 10 年における実施計画

防災
<p>将来像：災害時における道路ネットワークの信頼性向上を目的として、緊急輸送道路全線は無電柱化</p> <p>実施目標：防災ネットワークを構築する重要な第一次緊急輸送道路 ⇒<u>国道 18 号、西毛広域幹線道路、上信越自動車道、県道 10 号線（前橋安中富岡線）</u></p>
安全・円滑な交通確保
<p>将来像：バリアフリー重点整備地区および中枢拠点や都市拠点等において安全な交通確保が必要な路線の無電柱化</p> <p>実施目標：重点整備地区内のバリアフリー特定道路 ⇒<u>安中市役所周辺及び安中駅周辺</u> （都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における地域拠点）</p>
景観形成・観光振興
<p>将来像：群馬県における主要な観光地の周辺道路の無電柱化</p> <p>実施目標：重要な位置づけを持つ観光地の周辺道路</p>

- ・無電柱化事業の促進：多様な手法選定、事業効率化、コスト縮減・工期短縮施策
- ・占用企業者との埋設基準に関する取り決め：上下水道等との占用調整による工事削減
- ・電柱、電線の設置抑制、撤去：占用制限制度の運用、交差点部における関係者調整、関係者間の連携強化
- ・無電柱化の推進に向けた体制づくり：広報・啓発、技術力向上、ルールづくり、補助制度等の検討

6. 群馬県屋外広告物条例（昭和 39 年 10 月 16 日制定）

■目的

屋外広告物法の規定に基づき、広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制又は誘導を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

■概要

- ・屋外広告物の表示が規制される「禁止地域」や「禁止物件」、「許可地域」等を定めている。
- ・許可を受ける場合の許可基準や、その他の表示の基準を定めている。
- ・許可申請の方法や屋外広告業の登録、罰則などを定めている。
- ・広告主や屋外広告業者の守るべき基準や責務を定めている。

■屋外広告物の規制概要

規制の種類	規制地域及び場所	規制の概要
禁止物件	・電柱、街灯柱、橋梁、石垣、街路樹、信号機、電話ボックス、煙突など	左記の物件には広告物を表示することはできない。
禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区等 ・史跡、名勝、天然記念物 ・道路、鉄道等の知事が指定する区間並びにこれらに接続する地域で知事が指定する区域 ⇒安中市市道横川妙義山線の一部（両側 100m以内） ⇒国道 18 号（碓氷バイパス起点～長野県境）（両側 100m以内） ・信越自動車道から展望できる地域で、本線の路端から 300m以内（自家広告物を高速道路に向けないで表示する場合を除く） ・官公署、学校、図書館公会堂等の建物・敷地 ・都市公園、市民緑地 ・駅前広場、古墳、湖沼等の付近で知事が指定する区域 ⇒JR 安中榛名駅及び周辺 	左記の地域では広告物を表示することはできない。 ただし一定のものは表示できる。
景観誘導地域	西毛広域幹線道路景観誘導地域 ⇒本線の中心線から 100m以内の区域	
許可地域	第一種	広告物を表示する場合は、一定のものを除き、許可が必要である。
	第二種	

7. 太陽光発電設備の設置に関する条例（平成 29 年 9 月 21 日制定）

■目的

太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定めることにより、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。

■適用範囲（令和 4 年 4 月 1 日～）

この条例は、次に掲げる要件に該当する太陽光発電設備に適用する。

- (1) 設置区域の全部又は一部が注視区域内に位置する場合であって、当該設置区域の面積が 500 平方メートル以上である場合
- (2) 設置区域の全部又は一部が抑制区域内に位置する場合
- (3) 上記の(1)(2)に規定する場合のほか、設置区域の面積が 1,000 平方メートル以上である場合

次に掲げる要件に該当する太陽光発電設備は、この条例を適用しない。

- (1) 建築物に太陽光発電設備を設置する場合
- (2) 市、国又は他の地方公共団体が設置者となる場合

注視区域：土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

抑制区域：土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、（自然公園法の）特別地域及び特別保護地区

■設置の同意

設置者は、市内において上記のいずれかの要件に該当する太陽光発電設備の設置をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該設置に係る工事を開始しようとする日の 60 日前までに設置者の氏名、住所、工事の開始・完了予定日、設置区域の所在地及び面積などの必要事項を記載した届出書を市長に提出した上、当該設置に係る市長の同意を得なければならない。

II. 現状・課題の整理

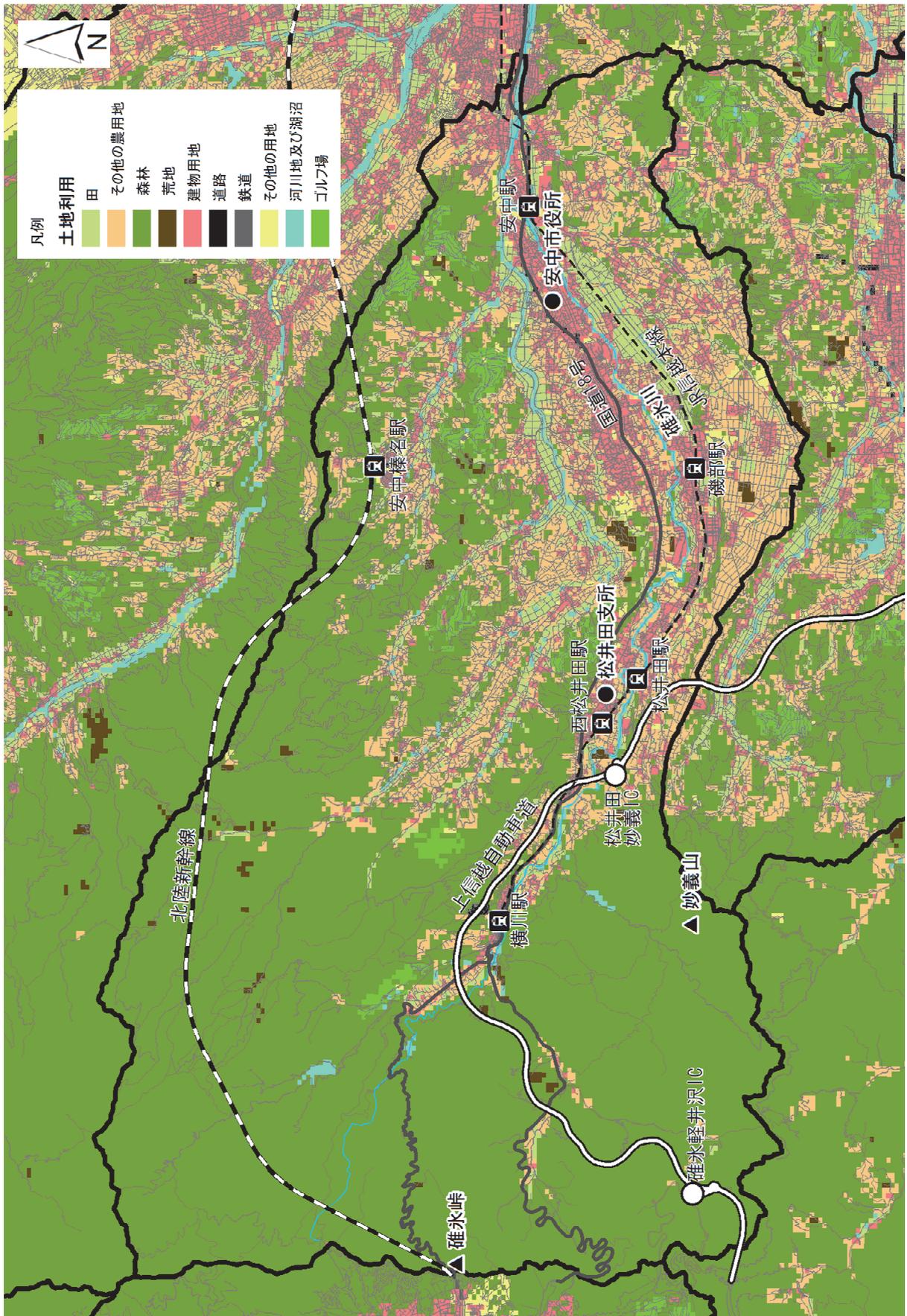
I. 土地利用

本市の土地利用構成比は、森林が全体の約 65%を占め、西部に県境をなす碓氷峠、北部に石尊山、南西部に妙義山と三方を山に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれています。

また、建物用地などの都市的土地利用は碓氷川中下流部の沿岸に集中し、市街地を形成しており、その周囲には田や畑などの農地や農村集落地が広がっていますが、農地の全体面積の約 20%が休耕地となっています。

種別	面積 (ha)	割合
田	1,476	5.3%
その他の農用地	4,487	16.2%
森林	17,980	65.1%
荒地	155	0.6%
建物用地	2,205	8.0%
道路	106	0.4%
鉄道	68	0.2%
その他の用地	271	1.0%
河川地及び湖沼	429	1.6%
ゴルフ場	444	1.6%
計	27,620	100.0%

[資料：国土数値情報]



[資料：国土数値情報]

図 土地利用現況図

2. 法規制

本市では、旧安中市域の全域と、旧松井田町域の碓氷川中流部沿岸地域に都市計画区域が指定され、都市計画区域外の市西部の山地の大部分は、国有林・保安林及び自然公園の区域となっています。

都市計画区域では、市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定されておらず、計画的に開発・建築を規制誘導し、市街地形成を図る区域として、1,498haの区域に用途地域が指定されています。

鉄道駅周辺と旧中山道沿いには商業系の用途地域、一団の工場用地と国道18号沿いには工業系の用途地域、その他の地域には住居系の用途地域がそれぞれ指定されています。

用途地域指定区域を除くと都市計画区域の大部分が農業振興地域であり、河川沿いや丘陵上部に農用地区域が指定されています。

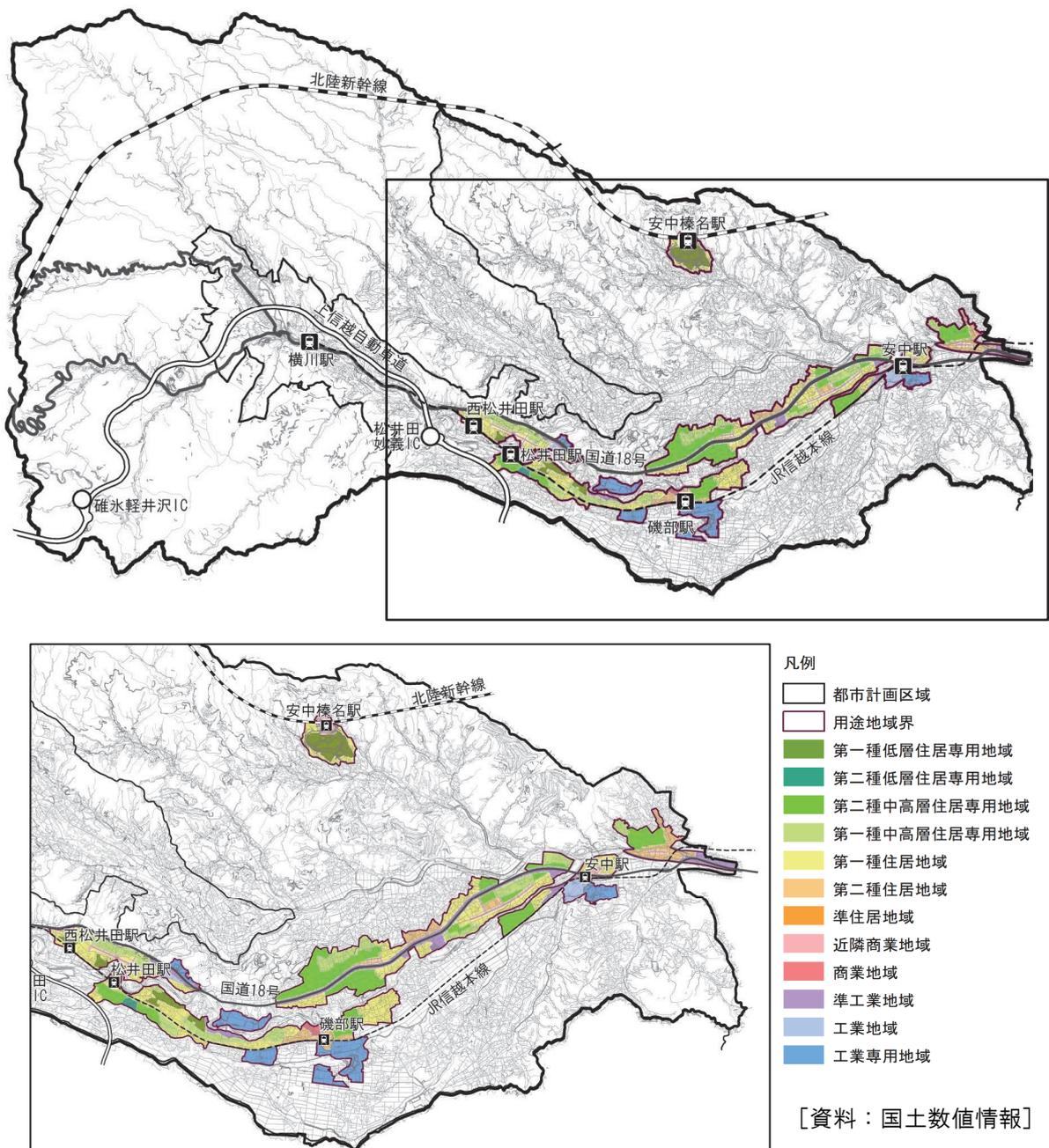


図 法適用状況図（都市計画法）

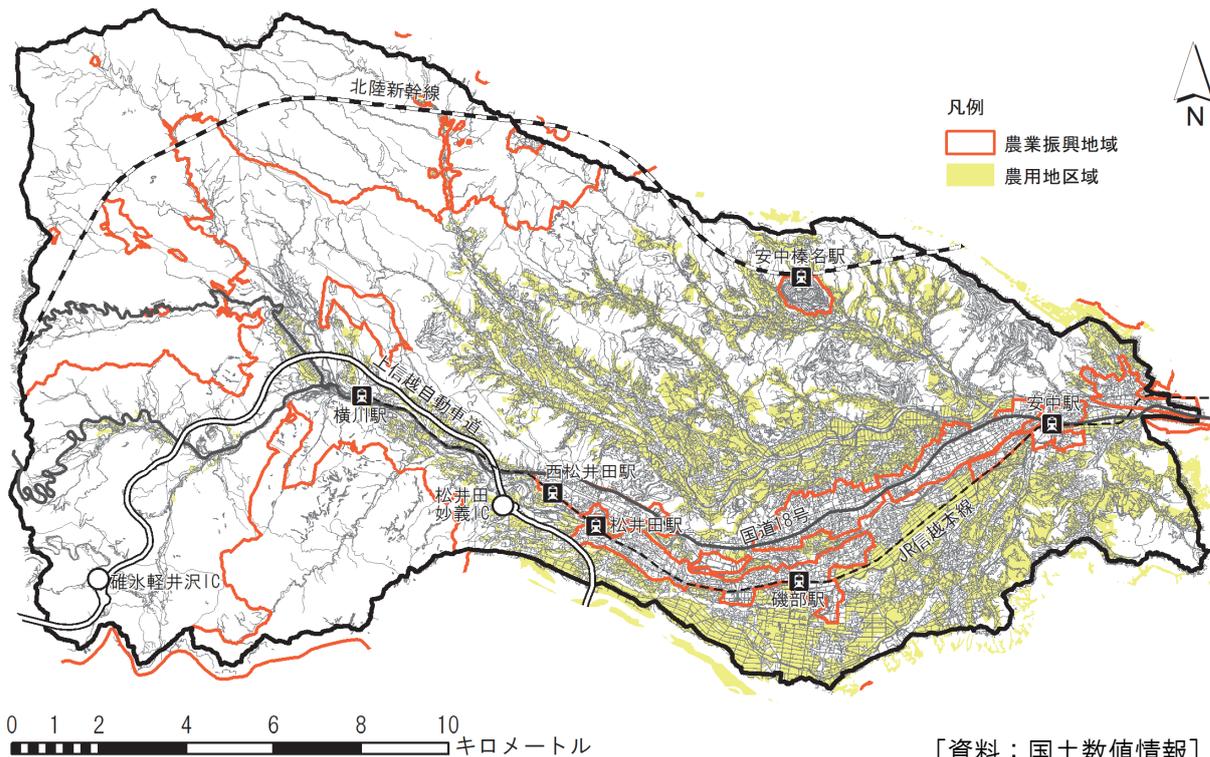


図 法適用状況図（農振法）

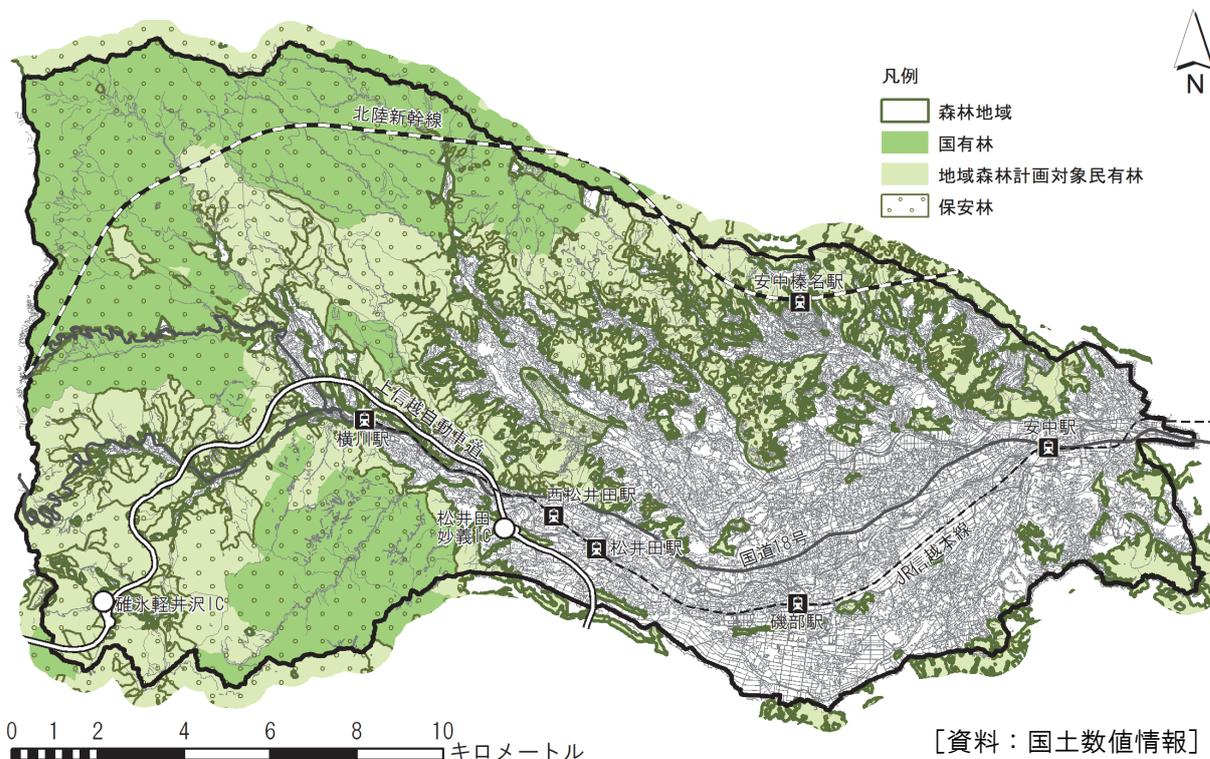


図 法適用状況図（森林法）

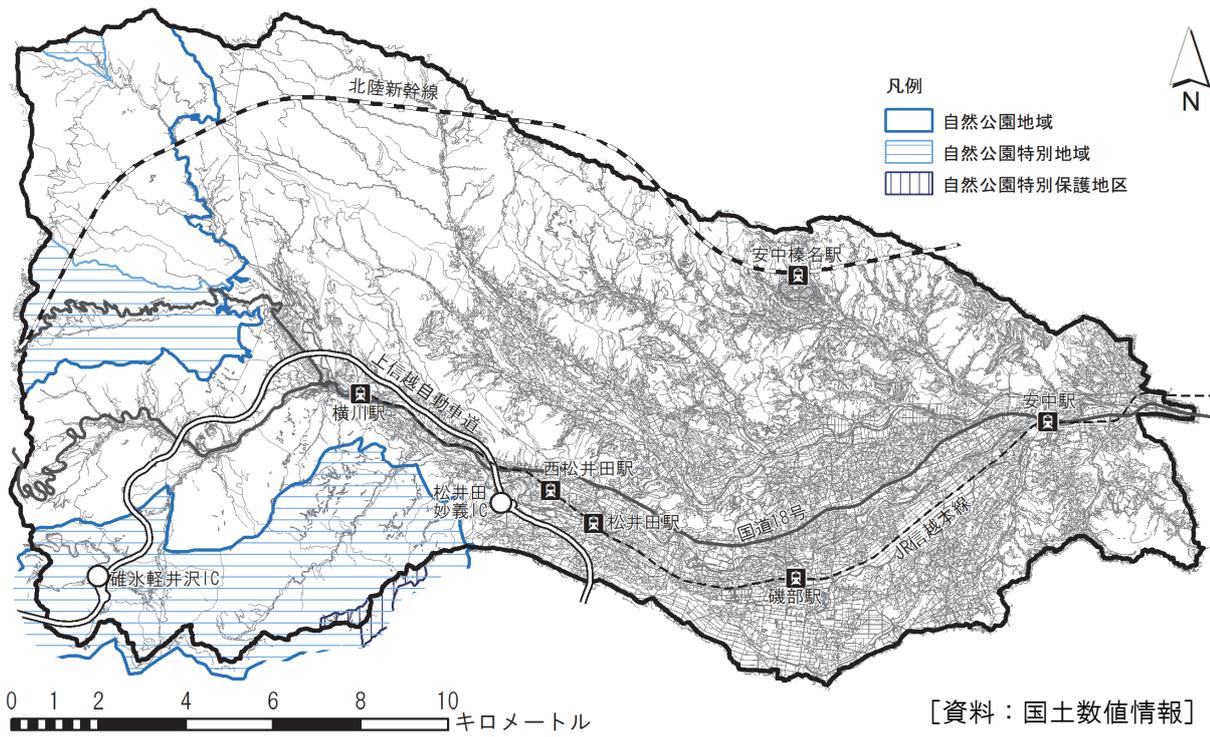
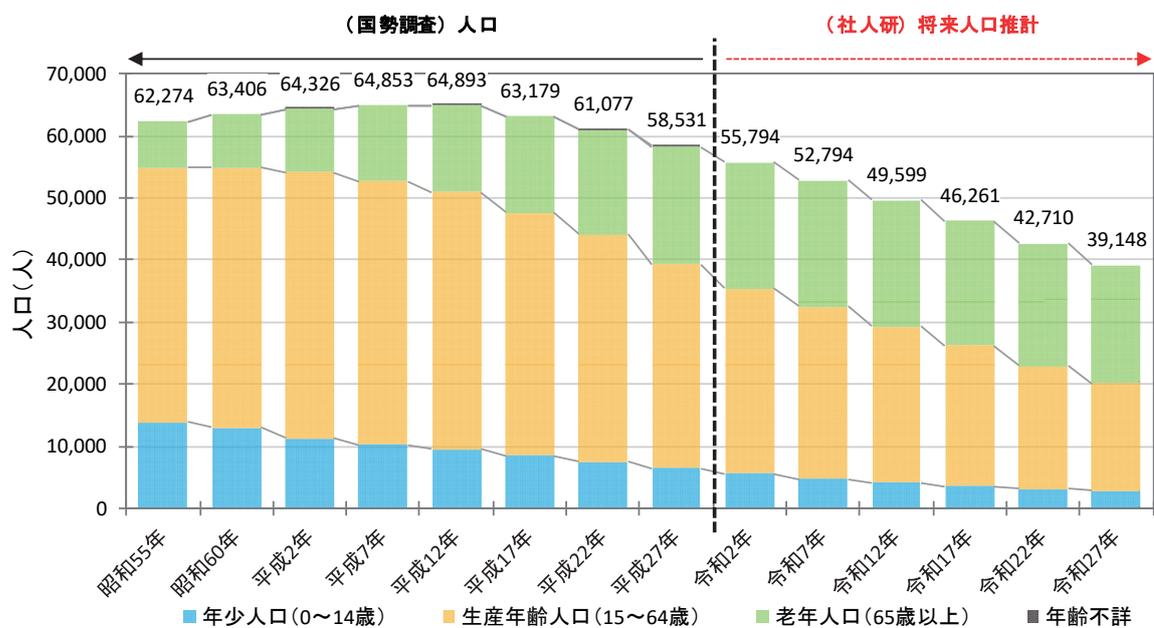


図 法適用状況図（自然公園法）

3. 人口推移

国勢調査によると、本市の人口は平成 12 年の 64,893 人をピークに減少しており、平成 27 年には 58,531 人と 15 年の間に約 6 千人減少（減少率 9.8%）しています。

また、国立社会保障人口問題研究所によると、今後も人口は減少を続け、令和 12 年には 5 万人、更に、令和 27 年には 4 万人を下回ると予想されています。



[資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所]

図 人口の推移

4. 景観まちづくりに対する意向把握

(1) 安中市景観まちづくりに関するアンケート調査

安中市景観計画の策定にあたり、計画策定に活かしていくため、市民の皆さまが景観について日常生活の中で感じていることについてのご意見やアイデアを広く収集するため、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

表 調査概要（市民意向調査）

調査名称	安中市景観まちづくりに関するアンケート調査
調査対象	市民 2,000 名（住民基本台帳から無作為抽出）
調査期間	令和元年 7 月 22 日～8 月 5 日
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
回収数・回収率	727・36.4%

(2) ウェブアンケート調査

市民を対象とした上記アンケートと並行し、本市を訪れたことがある方を対象に、本市の景観について感じたことをご意見として広く収集するため、インターネットを活用したアンケート調査を実施しました。

表 調査概要（ウェブアンケート）

調査名称	安中市景観まちづくりに関するアンケート調査
調査対象	本市を訪れたことがある方
調査期間	令和元年 7 月 22 日～8 月 5 日
配布・回収方法	ウェブ公開・システム集計
回収数	59（有効：55）

(3) アンケート集計結果 安中市景観まちづくりに関するアンケート調査

アンケート調査は以下に示す調査票を配布して実施しました。

④ 景観まちづくりの取組みへの参加について、お聞きします。

問 10 あなたは安中市の風景や街並みなどに関心がありますか。
(1つだけ選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 大に関心がある。	3. あまり関心がない。
2. まあまあ関心がある。	4. まったく関心がない。

問 11 あなたは景観を良くするため、実際に何か「現在取組んでいること」はありますか。
(**あてはまるものをすべて**選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 地域や学校で花や緑を増やす活動に参加している。
2. 地域や近所の人と身近な環境美化の活動に参加している。
3. 自宅などの建築物を周囲の景観に調和させている。
4. 特に何もしていない。
5. その他 ()

問 12 今後、「地区の景観まちづくりの活動」に参加したいとお考えですか。
(1つだけ選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 積極的に参加したい。	3. あまり参加したくない。
2. 条件が合えば参加したい。	4. 参加しない。

問 13 あなたは「景観まちづくりの活動」を進めるために何が必要だと思いますか。
(**あてはまるものをすべて**選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 景観まちづくりに関する情報
2. 世代をこえた交流を促進するための取組み
3. セミナーや講習会などの景観に対する学習の機会
4. 地区の住民と一緒に景観まちづくりに取り組むことのできる仕組み
5. 地区の景観まちづくりのための資金援助や専門家派遣などの取組み
6. 景観まちづくりのリーダーとなるような人材育成
7. 住民、事業者、行政がともに景観について考える協議会の設置
8. その他 ()

⑤ 自由意見

問 14 最後に、将来の景観まちづくりに関して、自由なご意見をお聞かせください。

質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。

安中市の景観まちづくりに関するアンケート調査
発行：安中市 都市整備課

① あなたご自身についてお聞きします。

問 01 あなたの「性別」をお答えください。
(1つだけ選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

問 02 あなたの「年齢」をお答えください。
(1つだけ選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 10歳代	5. 50歳代
2. 20歳代	6. 60歳代
3. 30歳代	7. 70歳代
4. 40歳代	8. 80歳以上

問 03 あなたの「お住まいの行政区」をお答えください。
(1つだけ選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 安中地区	2. 原市地区	3. 磯部地区	4. 東横野地区
5. 岩野谷地区	6. 板鼻地区	7. 秋間地区	8. 後閑地区
9. 松井田地区	10. 臼井地区	11. 坂本地区	12. 西横野地区
13. 九十九地区	14. 細野地区		

【行政区の位置】

② 現在の安中市全体の景観についてお聞きします。

問 04 安中市全体の景観について、どのくらい「満足」していますか。
(それぞれの項目について1つだけ選んで「○」をつけてください。)

項目	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満
1. 山並み、森林、河津段戸などの自然景観	1	2	3	4	5
2. 田園や梅林が広がる農業景観	1	2	3	4	5
3. 里山や郊外集落地の景観	1	2	3	4	5
4. 河川などの水辺景観	1	2	3	4	5
5. 市役所周辺の市街地景観	1	2	3	4	5
6. 駅周辺の市街地景観	1	2	3	4	5
7. 大型店が並ぶ商業地の景観	1	2	3	4	5
8. 住宅地の景観	1	2	3	4	5
9. 主要な道路沿いの景観	1	2	3	4	5
10. 旧中山道沿いの景観	1	2	3	4	5
11. 鉄道沿線の景観	1	2	3	4	5
12. 温泉街や温泉地の景観	1	2	3	4	5
13. 社寺・史跡などの歴史的な景観	1	2	3	4	5
14. ダムや橋などの土木構造物の景観	1	2	3	4	5
15. 工場や工業団地の景観	1	2	3	4	5
16. 公共的な建築物や公園等の施設景観	1	2	3	4	5
17. 市全体の雰囲気	1	2	3	4	5

問 05 「景観を損ねている」と感じる項目をお答えください。
(**あてはまるものをすべて**選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 樹木の伐採により山肌が見える山並み	10. 空き地の増加
2. 山頂などに突き出たアンテナや鉄塔	11. 老朽化した空き家や空き店舗
3. 汚れた川や水面	12. 耕作されずに荒れ果てた農地
4. 屋外広告物(看板など)や案内標識	13. 残土置場や資材置場
5. 色やデザインに統一感のない街並み	14. 景観への配慮が欠けたソーラーパネル
6. 電柱や電線類	15. 樹木や雑草が手入れされていない山など
7. 放棄された自転車や自動車	16. 老朽化した公共施設(道路・公園など)
8. 景観への配慮が欠けた道路や橋などの土木構造物	17. その他 ()
9. ごみの不法投棄や廃棄物等の野積み	

問 06 あなたが「好きな景観」はどのくらいの風景ですか。
(**思いつく場所・風景を3つまで「記述」してください。**)

(記載例) 後閑城址公園から見る妙義山

問 07 今後、「特に重点的に景観への取組みが必要な場所」はどこだと思いますか。
(**思いつく場所とその行政区を3つまで「記述」してください。**)

場所 (記載例) 旧中山道沿道	行政区 (記載例) 臼井

③ 景観まちづくりの方針について、お聞きします。

問 08 安中市らしい景観まちづくりに向けて、どのようなことが「大切」だと思いますか。
(**あてはまるものをすべて**選んで番号に「○」をつけてください。)

1. 妙義山などの自然景観を現在の姿のままで保存する
2. 主要な道路沿いの景観整備(例:看板のルール、無電柱化など)を進める
3. 横川駅や磯部駅周辺の観光拠点を中心とした景観整備を進める
4. 旧中山道周辺の歴史的、文化的な景観を保存または整備する
5. 敷地内の緑化など街なかにも緑豊かなゆとりのある景観まちづくりを進める
6. 空き地や空き家などを管理しながら、街並み景観を保全または整備する
7. 建物を建てる際、周辺景観と調和するよう配慮した建築を行う
8. ソーラーパネル設置の際に周辺景観へ配慮する
9. 自宅の手入れや環境美化などの市民による景観づくりの取り組み
10. 事業所周辺の景観配慮など事業者による景観づくりの取り組み
11. 公共施設のデザインの質を向上させる
12. その他 ()

問 09 景観まちづくりを進めるためのルールとして、どのような「ルール」が必要だと思いますか。
(**あてはまるものをすべて**選んで番号に「○」をつけてください。)

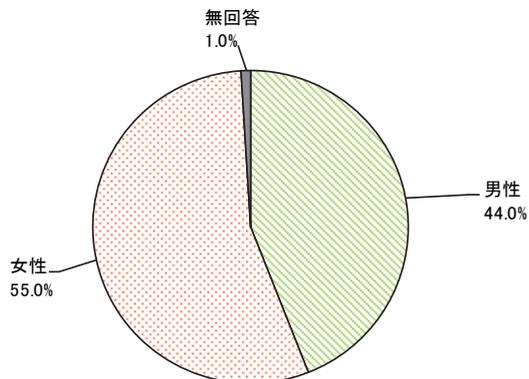
1. 屋外広告物(看板など)の大きさや設置位置に関するルール
2. 建築物などの派手な色彩を抑えるためのルール
3. 建築物の高さや大きさに関するルール
4. 残土置場や資材置場に関するルール
5. 山並みを乱さないために鉄塔の立地や木の伐採を抑制するためのルール
6. 建築物などの周辺における緑化を保全するためのルール
7. 農地の景観を守るためのルール
8. 空き家や空き地を管理するためのルール
9. ソーラーパネル設置に併せた景観への配慮のためのルール
10. その他のルール ()

図 アンケート調査票

① 性別

回答者の性別は女性が55.0%で多く、男性が44.0%でした。

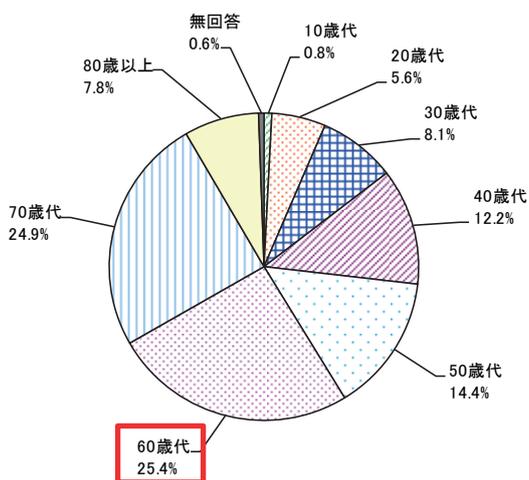
選択肢	件数	比率
1. 男性	320	44.0%
2. 女性	400	55.0%
無回答	7	1.0%
計	727	100.0%



② 年齢

回答者の年齢は、60歳代が25.4%で最も多く、次いで70歳代が24.9%でした。結果として、半数以上が60歳代以上でした。

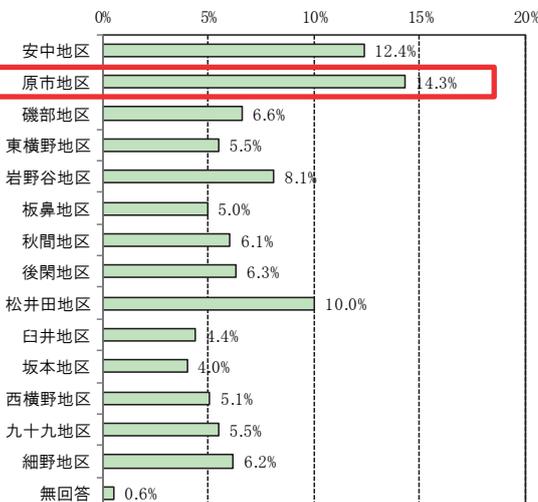
選択肢	件数	比率
1. 10歳代	6	0.8%
2. 20歳代	41	5.6%
3. 30歳代	59	8.1%
4. 40歳代	89	12.2%
5. 50歳代	105	14.4%
6. 60歳代	185	25.4%
7. 70歳代	181	24.9%
8. 80歳以上	57	7.8%
無回答	4	0.6%
計	727	100.0%



③ 行政区

回答者のお住まいは、原市地区が14.3%で最も多く、次いで安中地区が12.4%でした。

選択肢	件数	比率
1. 安中地区	90	12.4%
2. 原市地区	104	14.3%
3. 磯部地区	48	6.6%
4. 東横野地区	40	5.5%
5. 岩野谷地区	59	8.1%
6. 板鼻地区	36	5.0%
7. 秋間地区	44	6.1%
8. 後閑地区	46	6.3%
9. 松井田地区	73	10.0%
10. 臼井地区	32	4.4%
11. 坂本地区	29	4.0%
12. 西横野地区	37	5.1%
13. 九十九地区	40	5.5%
14. 細野地区	45	6.2%
無回答	4	0.6%
計	727	100.0%



④ 景観への満足度

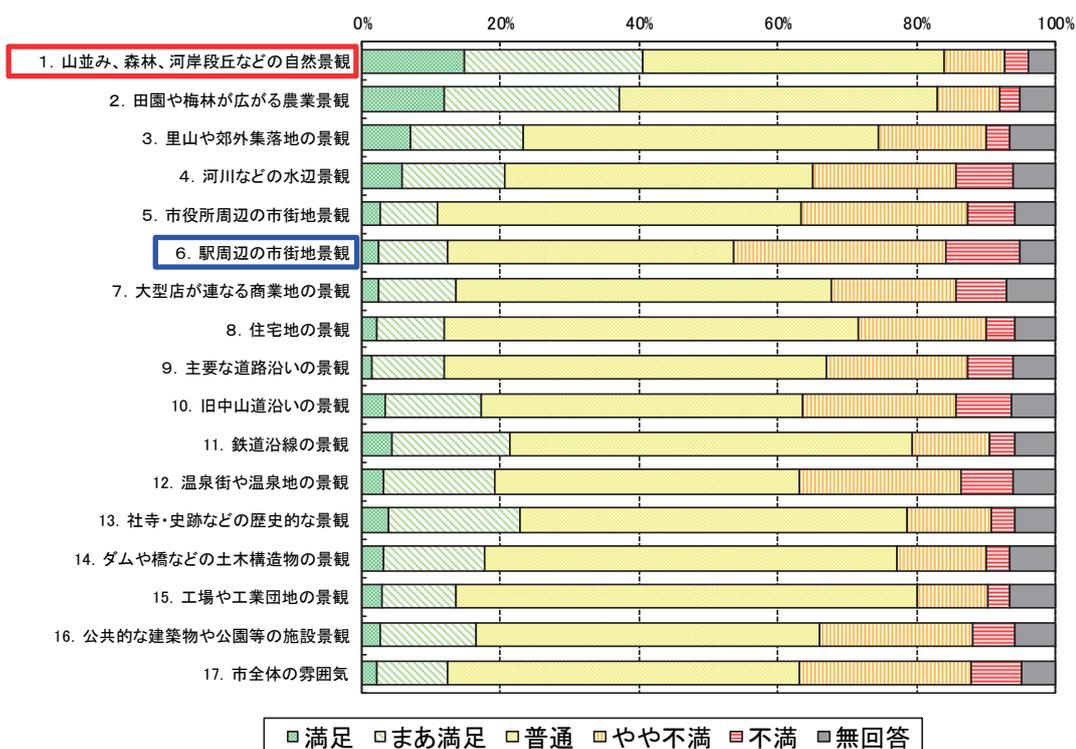
「満足」の回答状況は、「1. 山並み、森林、河岸段丘などの自然景観」が14.9%で最も高く、次いで「2. 田園や梅林が広がる農業景観」が11.8%でした。また、「満足」と「まあ満足」を合わせた回答状況は、「1.」が40.6%で最も高く、次いで「2.」が37.0%でした。

「不満」の回答状況は、「6. 駅周辺の市街地景観」が10.6%で最も高く、次いで「4. 河川などの水辺景観」と「10. 旧中山道沿いの景観」が8.1%でした。また、「やや不満」と「不満」を合わせた回答状況は、「6.」が41.4%で最も高く、次いで「17. 市全体の雰囲気」が31.9%でした。

[件数]

項目	満足	まあ満足	普通	やや不満	不満	無回答	計	平均値
1. 山並み、森林、河岸段丘などの自然景観	108	187	316	63	24	29	727	3.42
2. 田園や梅林が広がる農業景観	86	183	334	66	21	37	727	3.36
3. 里山や郊外集落地の景観	51	119	371	113	26	47	727	3.08
4. 河川などの水辺景観	43	107	323	150	59	45	727	2.89
5. 市役所周辺の市街地景観	19	61	381	174	49	43	727	2.75
6. 駅周辺の市街地景観	17	73	299	224	77	37	727	2.61
7. 大型店が連なる商業地の景観	18	80	395	129	53	52	727	2.82
8. 住宅地の景観	15	71	435	134	30	42	727	2.86
9. 主要な道路沿いの景観	11	76	400	148	48	44	727	2.79
10. 旧中山道沿いの景観	25	101	337	159	59	46	727	2.81
11. 鉄道沿線の景観	32	123	422	82	25	43	727	3.08
12. 温泉街や温泉地の景観	22	117	320	169	54	45	727	2.83
13. 社寺・史跡などの歴史的な景観	28	138	406	88	24	43	727	3.08
14. ダムや橋などの土木構造物の景観	22	107	432	94	25	47	727	3.01
15. 工場や工業団地の景観	21	77	485	74	23	47	727	3.00
16. 公共的な建築物や公園等の施設景観	20	99	361	160	45	42	727	2.84
17. 市全体の雰囲気	15	75	369	180	52	36	727	2.74

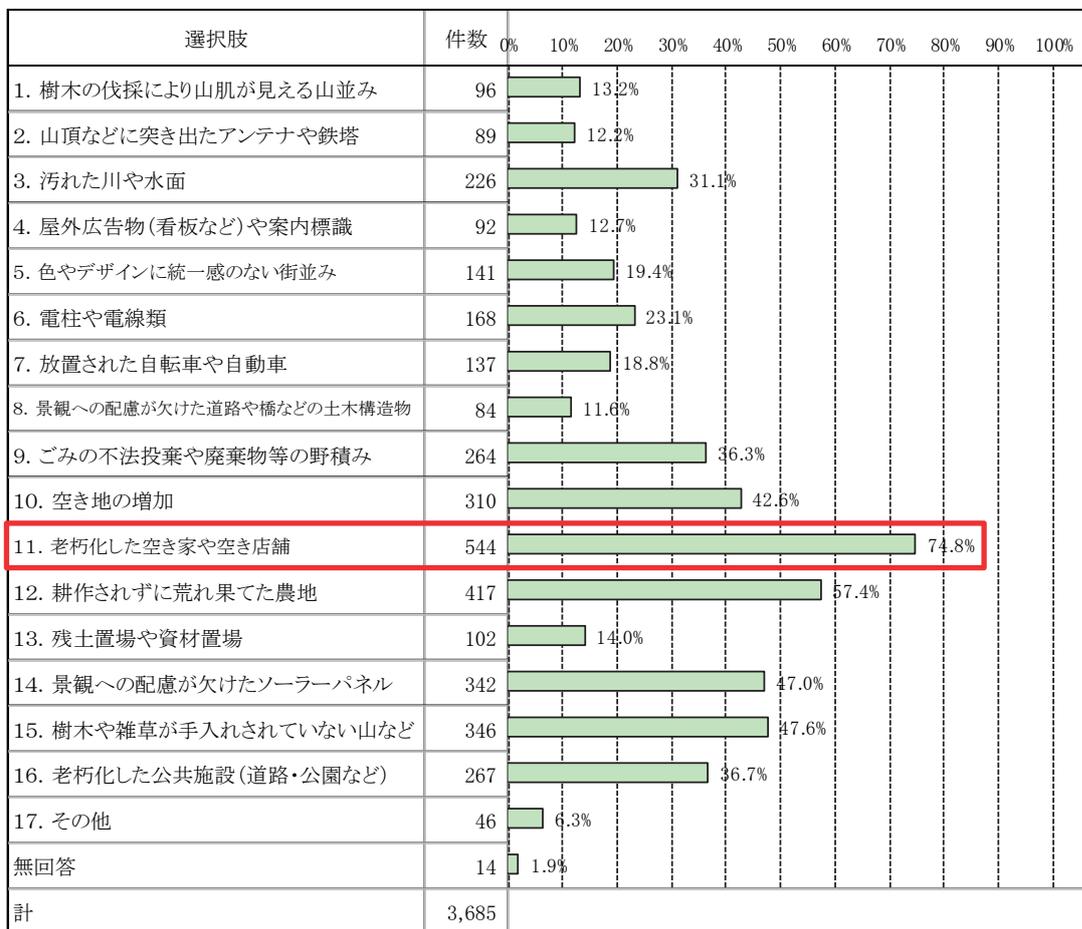
※平均値(満足度の加重平均)満足・5、まあ満足・4、普通・3、やや不満・2、不満・1



⑤ 景観を損ねているもの

本市の景観を損ねていると思うものに関する回答状況は、「11. 老朽化した空き家や空き店舗」が74.8%で最も高く、次いで「12. 耕作されずに荒れ果てた農地」が57.4%でした。

また、「8. 景観への配慮が欠けた道路や橋などの土木構造物」が11.6%で最も低く、次いで「2. 山頂などに突き出たアンテナや鉄塔」が12.2%でした。



複数回答

⑥ 好きな景観（上位5位）※固有名詞が回答されたもの

順位	対象	回答数 / 回答率 (n=1,126)
1	妙義山	265 / 23.5%
2	浅間山	142 / 12.6%
3	碓氷第三橋梁（めがね橋）	70 / 6.2%
4	九十九川桜並木	41 / 3.6%
5	碓氷湖周辺	37 / 3.3%

【その他の回答上位】

風景:34 山並み:28 碓氷峠:20 上毛三山:18 碓氷川:15
 坂本宿:15 街並み:15 碓氷温泉街:14 田園風景:13 他

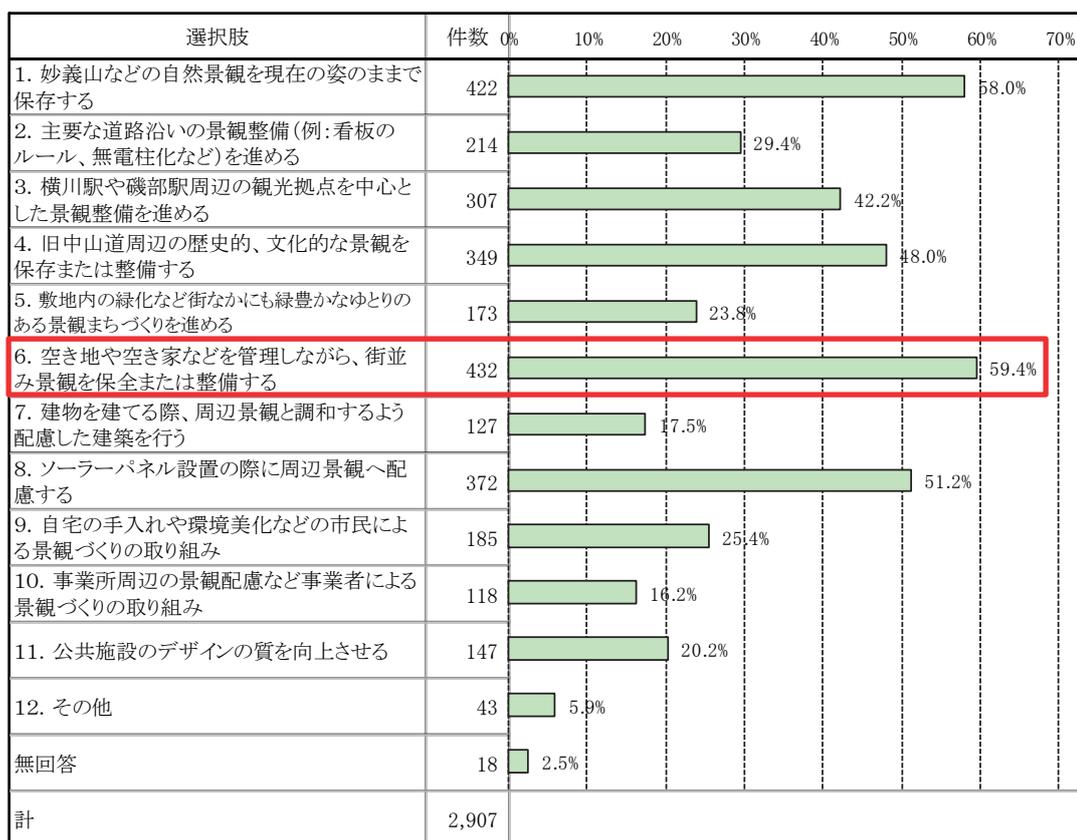
⑦ 景観への取組みが必要な場所（上位5位）

順位	対象	回答数 / 回答率 (n=720)
1	旧中山道沿道	86 / 11.9%
2	国道18号沿道	58 / 8.1%
3	磯部温泉街・磯部駅周辺	50 / 6.9%
4	空き家・空き店舗	37 / 5.1%
25	杉並木	34 / 4.7%

⑧ 本市らしい景観づくりに大切なこと

本市らしい景観づくりに大切なことに関する回答状況は、「6. 空き地や空き家などを管理しながら、街並み景観を保全または整備する」が59.4%で最も高く、次いで「1. 妙義山などの自然景観を現在の姿のままで保存する」が58.0%でした。

また、「10. 事業所周辺の景観配慮など事業者による景観づくりの取組み」が16.2%で最も低く、次いで「7. 建物を建てる際、周辺景観と調和するよう配慮した建築を行う」が17.5%でした。

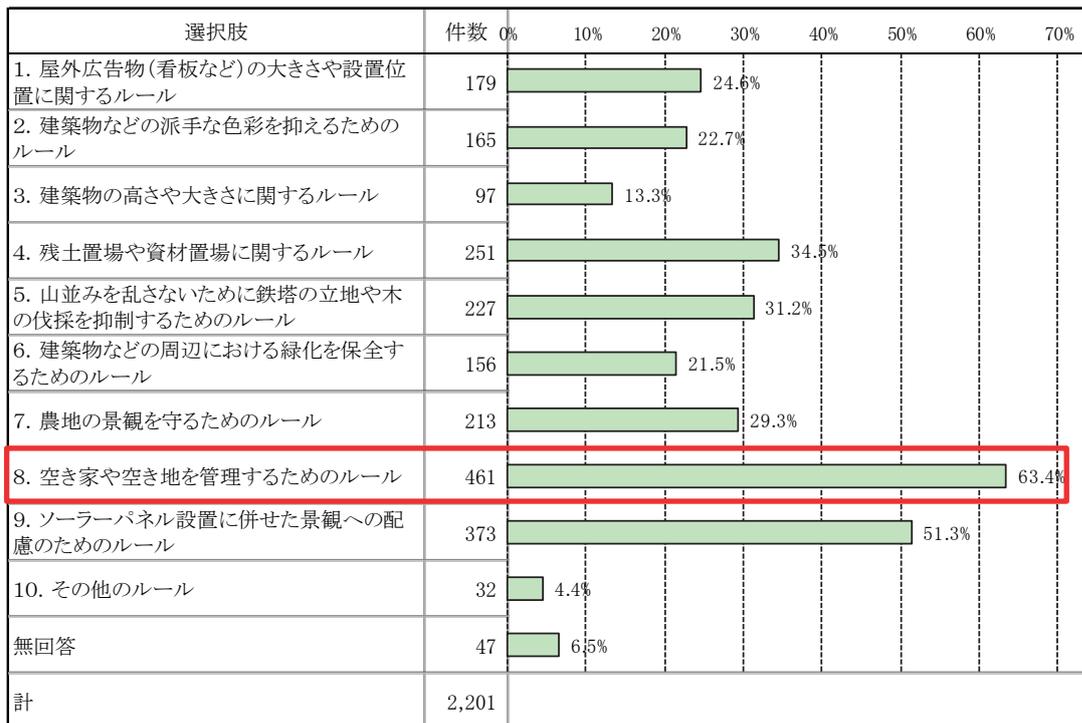


複数回答

⑨ 景観づくりに必要なルール

本市の景観づくりに必要なルールに関する回答状況は、「8. 空き家や空き地を管理するためのルール」が63.4%で最も高く、次いで「9. ソーラーパネル設置に併せた景観への配慮のためのルール」が51.3%でした。

また、「3. 建築物の高さや大きさに関するルール」は13.3%で最も低く、次いで「6. 建築物などの周辺における緑化を保全するためのルール」が21.5%でした。



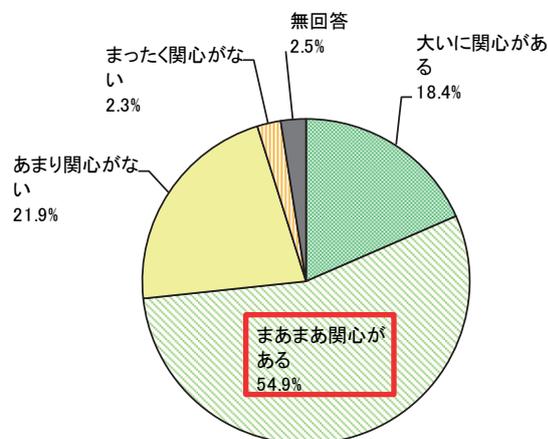
複数回答

⑩ 景観まちづくりへの関心の有無

景観まちづくりへの関心の有無に関する回答状況は、「2. まあまあ関心がある」が 54.9%で最も高く、次いで「3. あまり関心がない」が 21.9%でした。

「1. 大いに関心がある」と「2. まあまあ関心がある」を合わせると 73.3%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 大いに関心がある	134	18.4%
2. まあまあ関心がある	399	54.9%
3. あまり関心がない	159	21.9%
4. まったく関心がない	17	2.3%
無回答	18	2.5%
計	727	100.0%



⑪ 景観を良くするため取り組んでいること

景観を良くするため取り組んでいることに関する回答状況は、「4. 特に何もしていない」が 53.4%で最も高く、次いで「2. 地域や近所の人と身近な環境美化の活動に参加している」が 20.9%でした。

「1. 地域や学校で花や緑を増やす活動に参加している」、「2. 」と「3. 自宅などの建築物を周囲の景観に調和させている」を合わせると 43.1%となっています。

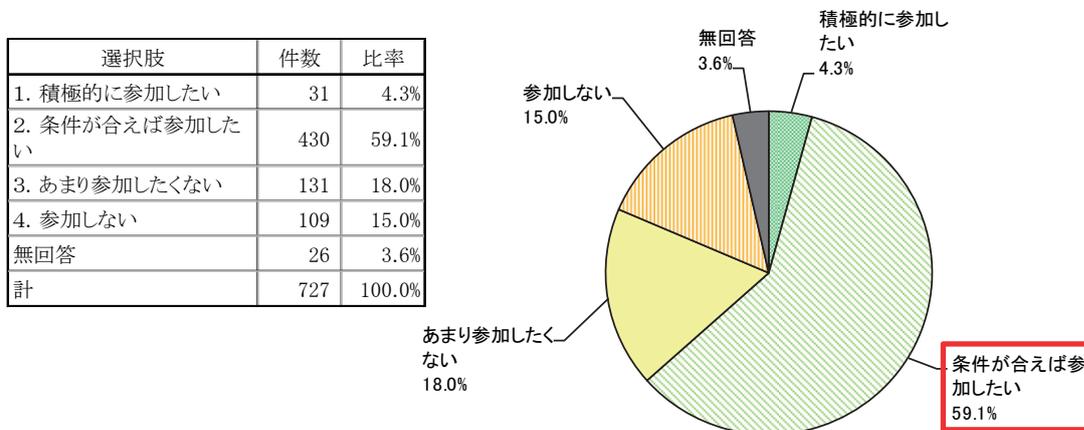
選択肢	件数	比率
1. 地域や学校で花や緑を増やす活動に参加している	24	3.3%
2. 地域や近所の人と身近な環境美化の活動に参加している	152	20.9%
3. 自宅などの建築物を周囲の景観に調和させている	137	18.8%
4. 特に何もしていない	388	53.4%
5. その他	61	8.4%
無回答	37	5.1%
計	799	

複数回答

⑫ 景観まちづくりへの参加意向

景観まちづくりへの参加意向に関する回答状況は、「2. 条件が合えば参加したい」が59.1%で最も高く、次いで「3. あまり参加したくない」が18.0%でした。

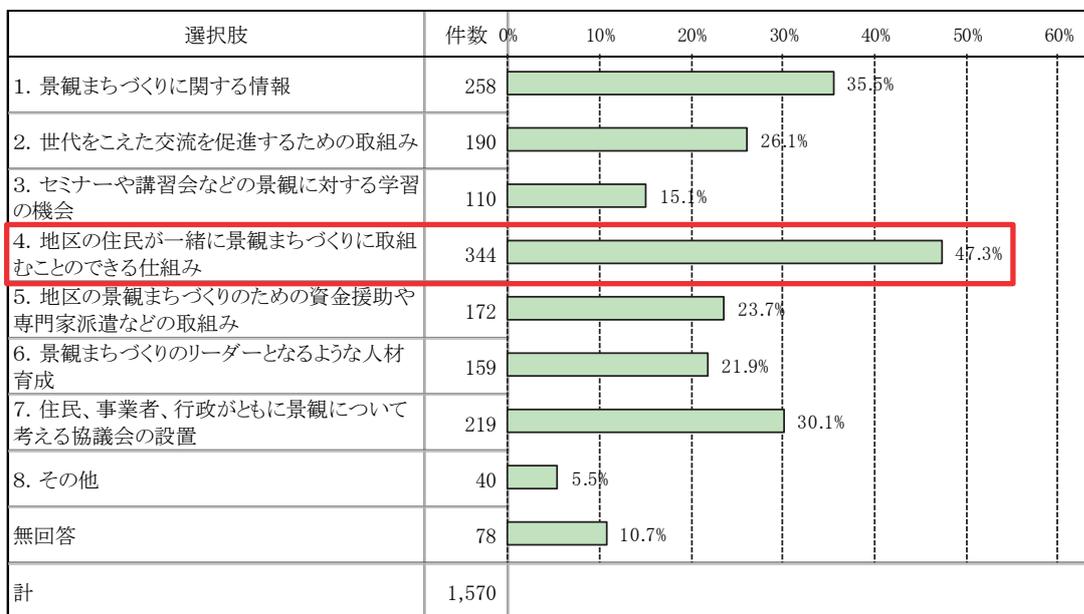
「1. 積極的に参加したい」と「2.」を合わせると63.4%となっています。



⑬ 景観まちづくりに向けて必要なこと

景観まちづくりに向けて必要なことに関する回答状況は、「4. 地区の住民と一緒に景観まちづくりに取り組むことのできる仕組み」が47.3%で最も高く、次いで「1. 景観まちづくりに関する情報」が35.5%でした。

また、「3. セミナーや講習会などの景観に対する学習の機会」が15.1%で最も低く、次いで「6. 景観まちづくりのリーダーとなるような人材育成」が21.9%でした。



複数回答

(4) アンケート集計結果 ウェブアンケート調査

アンケート調査は以下に示す調査票を配布して実施しました。

安中市の景観に関するアンケート

注意事項

回答中にブラウザの「戻る」を使用しないでください。
回答は、各ページ60分以内に送信をしてください。
JavaScriptおよびCookieを有効にしてください。

推奨ブラウザ

Microsoft Internet Explorer 11
Firefox 14.0以降
Google Chrome 21.0以降

推奨OS

Windows10
Windows8
Windows7

[次へ](#)

【必須】
Q11. 市内の景色・風景で特に良かったところはどこですか、場所をお答えください。
また、市内のどういった景観が良かったと感じましたか。 (【場所】、【なに】それぞれ複数回答可)

【場所】

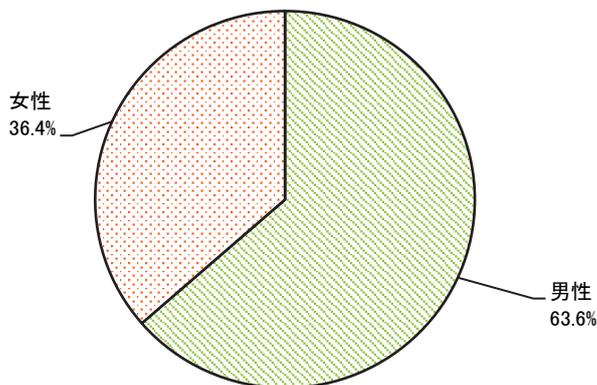
- 横川駅周辺
- アプトの道
- 磯部温泉周辺
- 霧積温泉周辺
- 旧中山道碓氷峠
- 旧中山道沿道
- 鉄道沿線
- 市役所周辺
- 駅周辺
- 幹線道路沿道
- 住宅地
- 郊外集落地
- 工業地
- その他 ※10文字までで簡潔にご記入をお願いします。
- わからない

図 アンケートウェブページ例

① 性別

回答者の性別は男性が63.6%、女性が36.4%でした。

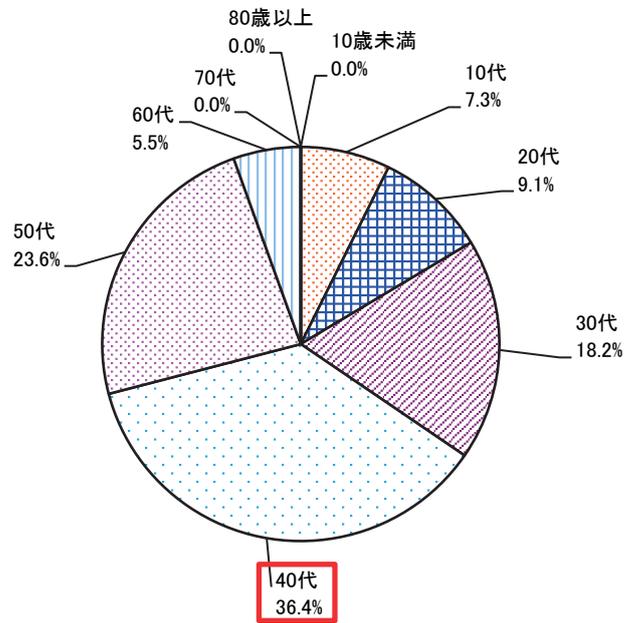
選択肢	件数	比率
1. 男性	35	63.6%
2. 女性	20	36.4%
計	55	100.0%



② 年齢

回答者の年代は、40代が36.4%で最も多く、次いで50代が23.6%でした。

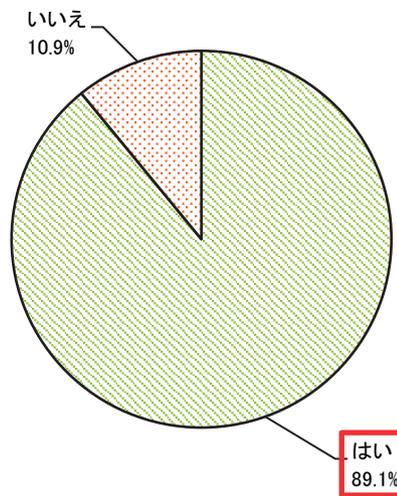
選択肢	件数	比率
1. 10歳未満	0	0.0%
2. 10代	4	7.3%
3. 20代	5	9.1%
4. 30代	10	18.2%
5. 40代	20	36.4%
6. 50代	13	23.6%
7. 60代	3	5.5%
8. 70代	0	0.0%
9. 80歳以上	0	0.0%
計	55	100.0%



③ お住まい

回答者の89.1%が本市在住の方でした。

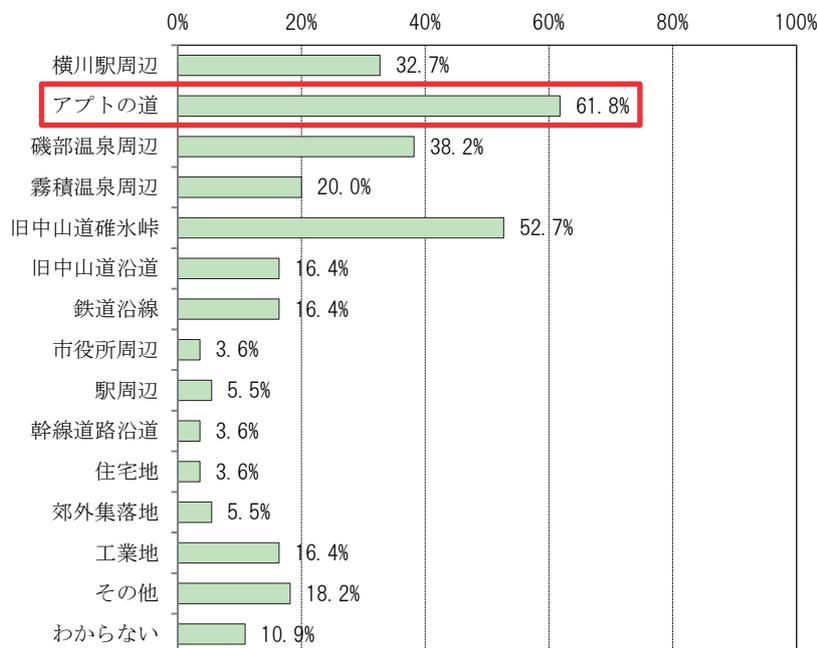
選択肢	件数	比率
1. はい	49	89.1%
2. いいえ	6	10.9%
計	55	100.0%



④ 良いと感じる景色・風景

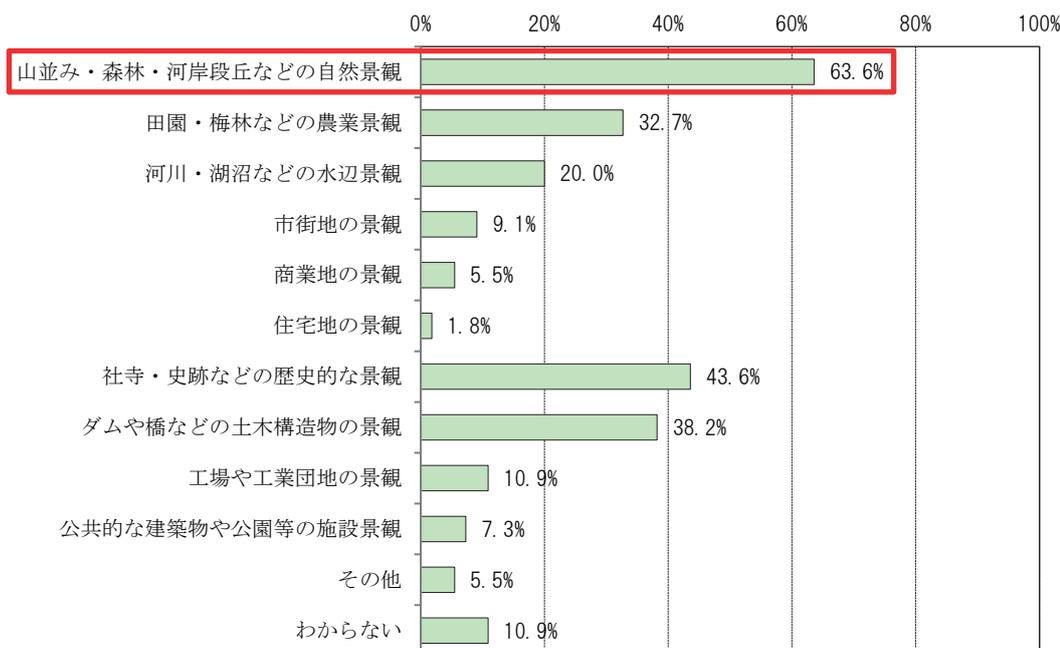
【場所】

景色・風景が良いと感じる場所に関する回答状況は、「アプトの道」が61.8%で最も高く、次いで「旧中山道碓氷峠」が52.7%でした。



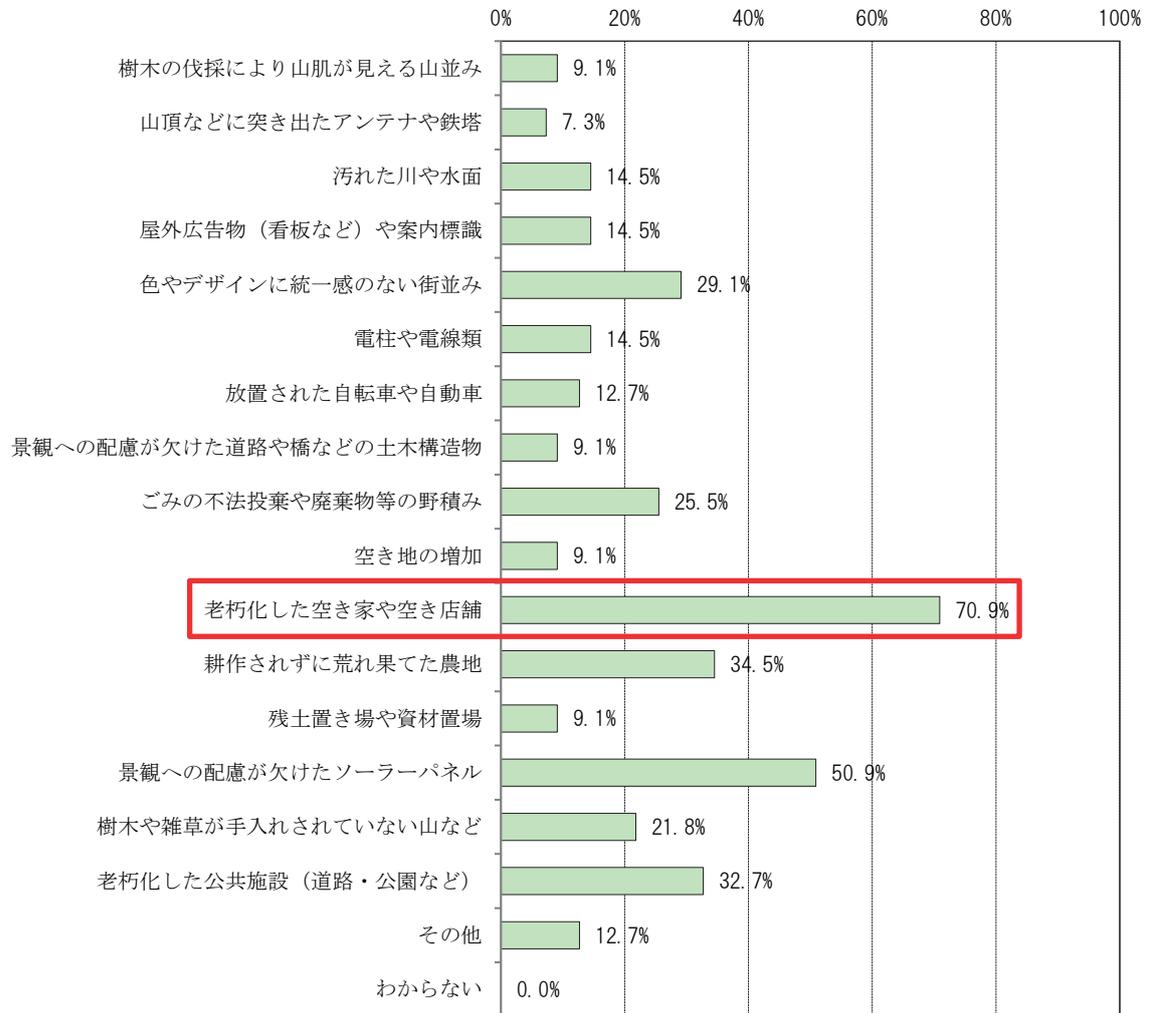
【景色・風景】

良いと感じる景色・風景は、「山並み・森林・河岸段丘などの自然景観」が63.6%で最も高く、次いで「社寺・史跡などの歴史的な景観」が43.6%でした。



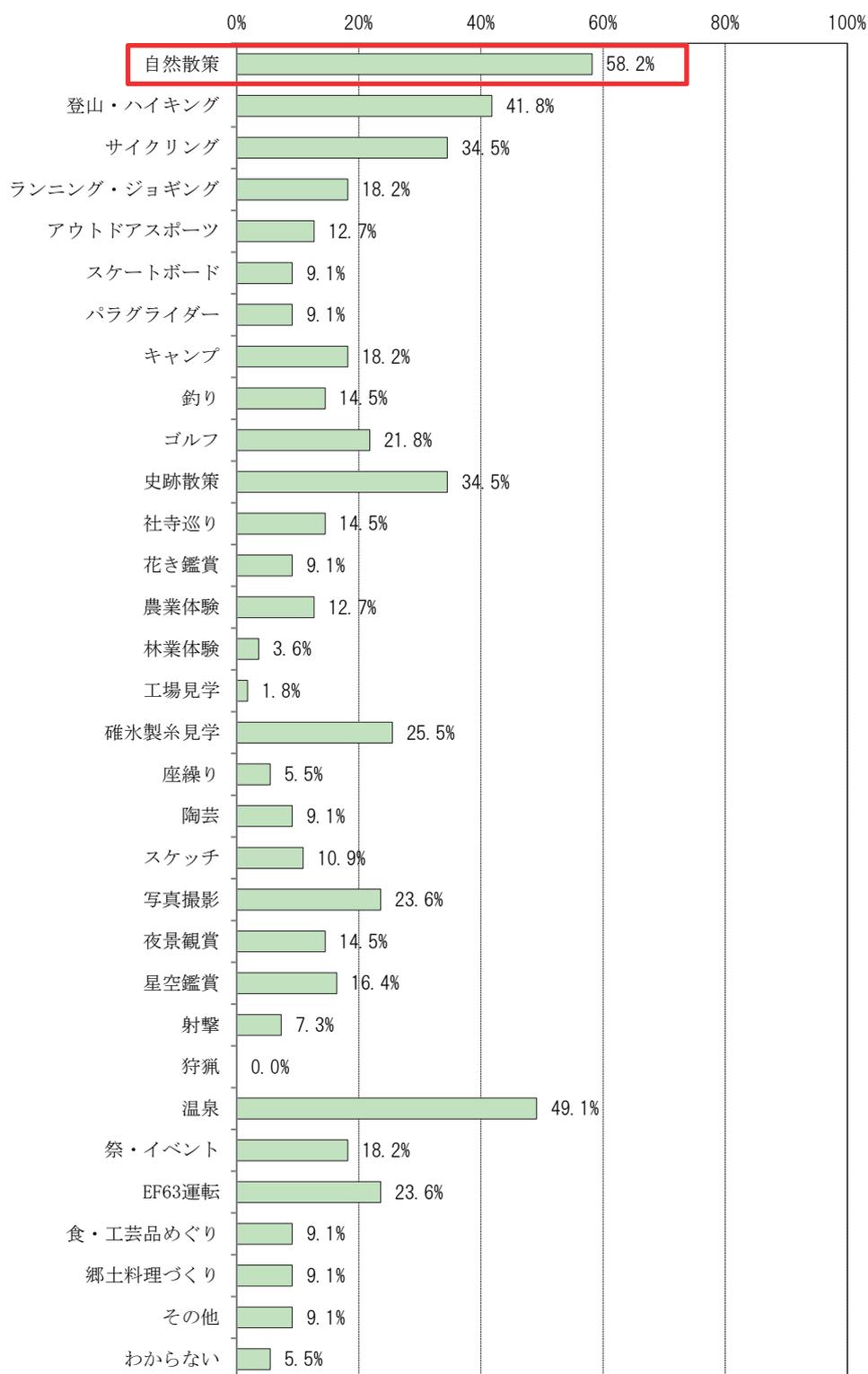
⑤ 良くないと感じる景色・風景

良くないと感じる景色・風景に関する回答状況は、「老朽化した空き家や空き店舗」が 70.9%で最も高く、次いで「景観への配慮が欠けたソーラーパネル」が 50.9%でした。



⑥ おすすめできる（やってみたい）アクティビティ

おすすめできる（やってみたい）アクティビティの回答状況は、「自然散策」が 58.2%で最も高く、次いで「温泉」が 49.1%でした。



5. 景観構造毎の現状・課題

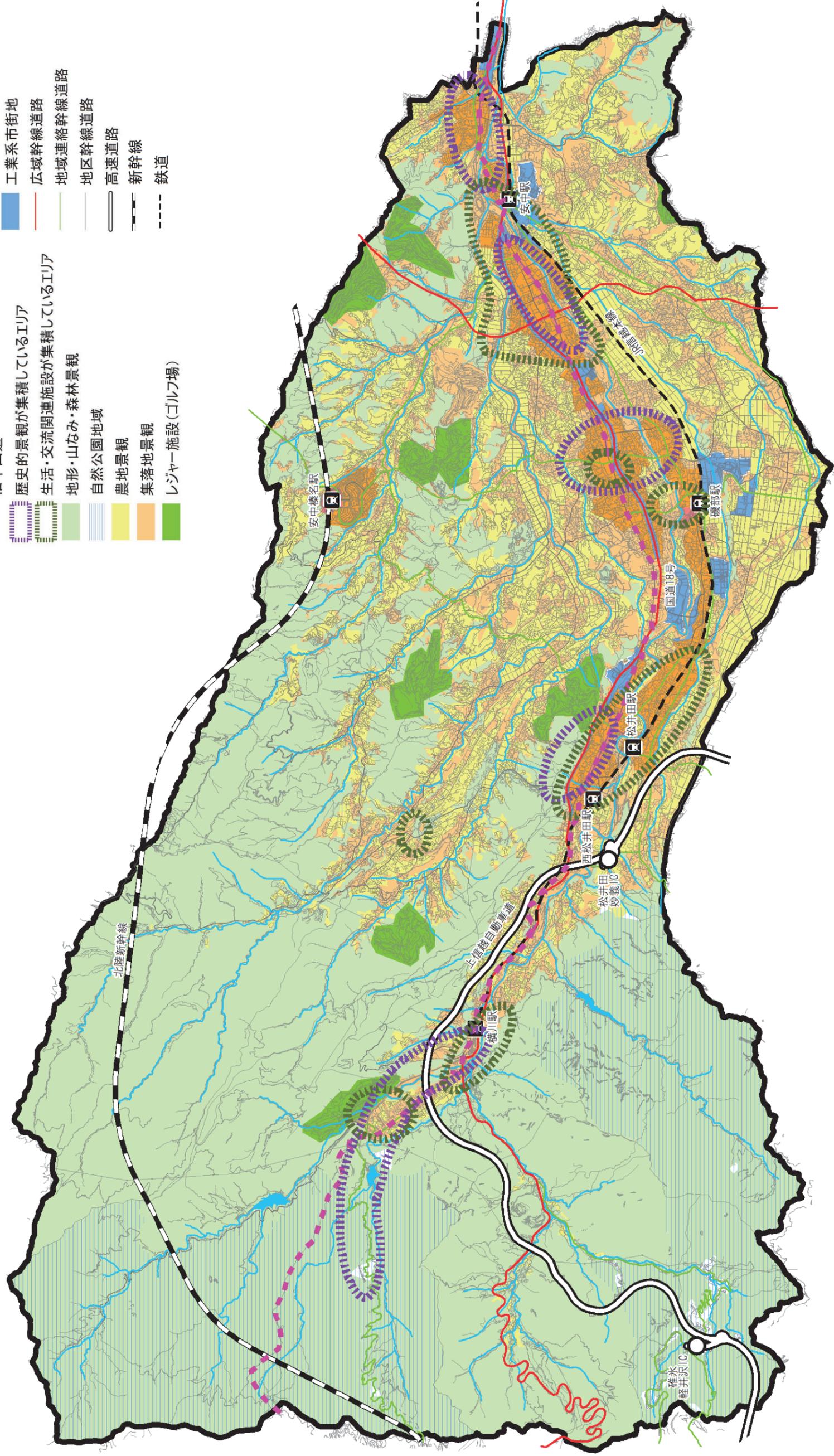
本市が有する景観資源をその広がりや位置等に応じて、点的・線的・面的なものに類型化して景観構造として整理し、それぞれの現状と課題を整理します。

表 景観構造一覧

	点的要素	線的要素	面的要素
自然的な景観		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水辺 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地形、山なみ ➤ 森林景観
歴史的な景観	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 史跡 ➤ 文化財 ➤ 寺社 ➤ 祭事 ➤ 重要樹木 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財（旧碓氷峠鉄道施設） ➤ 旧中山道 	
日常生活や交流に係わる景観	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共施設 ➤ 各種施設 ➤ 交通施設（駅・IC） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要道路 ➤ 鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ レジャー施設 ➤ 市街地景観（住宅系・商業系・工業系） ➤ 農地・集落地景観

【景観構造図】

- 凡例
- 水辺景観
 - 旧中山道
 - 歴史的景観が集積しているエリア
 - 生活・交流関連施設が集積しているエリア
 - 地形・山なみ・森林景観
 - 自然公園地域
 - 農地景観
 - 集落地景観
 - レジャー施設(ゴルフ場)
 - 住居系市街地
 - 商業系市街地
 - 工業系市街地
 - 広域幹線道路
 - 地域連絡幹線道路
 - 地区幹線道路
 - 高速道路
 - 新幹線
 - 鉄道



(1) 自然的な景観

<p>線的要素</p>	<p>【水辺景観】</p> <p>■現状</p> <p>東西方向に碓氷川と支流の九十九川をはじめとした河川が流れており、平野部では緑豊かな河川敷と合わせ、市街地・集落地を流れる河川としてゆとりある水辺景観を形成しています。</p> <p>また、山間では沿川の斜面緑地とともに美しい渓谷としての景観を形成している他、碓氷湖や妙義湖などのダム湖は周囲の山々と一体となった穏やかな水辺として親しまれています。更に山間では、仙ヶ滝や麻苧の滝など優れた自然景観が見られます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>本市の景観に潤いを与える河川景観を良好に保っていくことが必要です。</p> <p>また、碓氷川・九十九川等の河川敷は水に親しむことができる親水空間として、更なる整備や維持管理が必要です。</p>
<p>面的要素</p>	<p>【地形、山なみ】</p> <p>■現状</p> <p>本市は西部を碓氷峠、北部に石尊山、南部に妙義山と三方を山に囲まれ、遠くに赤城山、榛名山や浅間山などの山々を望める景観的特徴を有し、河岸段丘と合わせ起伏に富んだ地形を有しています。</p> <p>中でも日本三大奇勝・日本百景にも数えられる妙義山は、市民の心象風景として挙げられる本市を代表する自然景観です。</p> <p>一方で、西部の山々は送電のための鉄塔や高圧線等が多く設置されている他、一部自動車等の野積みが見られる箇所があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>本市が誇る雄大な山々の環境を守り、景観を良好に保っていくことが必要です。</p> <p>また、山々の景観をより良くするため、既存のものも含め工作物等を設置する際は、可能な限り遮らない、稜線を乱さない配慮が必要です。</p>

面的要素	<p>【森林景観】</p> <p>■現状</p> <p>本市には西部の山々と連坦する形で、河川沿川の斜面緑地と合わせ、豊かな森林景観が広がっています。また、小根山森林公園など身近に森林に触れあえる公園が整備されています。</p> <p>一方で、太陽光発電設備の設置が増えており、周辺景観に対し影響しているものも散見される他、管理しきれない森林は人が立ち入れない藪となっている箇所もあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>本市の景観に潤いを与える森林景観を今後も継承していく必要があります。</p> <p>また、太陽光発電設備については、既存の設備を含め設置の際には周辺景観へ配慮する必要があります。</p>

(2) 歴史的な景観

点的要素	<p>【史跡】【文化財】</p> <p>■現状</p> <p>市内には、旧中山道沿道を中心として宿場（板鼻宿、安中宿、松井田宿、坂本宿）の名残を現在に伝える碓氷関所跡、五料の茶屋本陣などの史跡、旧碓氷郡役所や安中教会などの文化財が残っています。これらは観光施設として活用されていたり、現役で使用されている歴史的な建築物もあり、市の個性を形づくる大きな要素となっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>史跡・文化財などの歴史資産を守り、特徴ある歴史的景観を、本市の個性として今後も持ち続けていく必要があります。</p> <p>併せて、これらが有する歴史的・文化的価値を積極的に活用し、本市の魅力を向上させていくことが重要です。</p> <p>また、広域観光交流ゾーンで史跡などが集中している安中城址周辺については更なる魅力向上に向けた景観形成が必要です。</p>

<p>点的要素</p>	<p>【寺社】【祭事】</p> <p>■現状</p> <p>旧中山道に設けられた宿場周辺には現在も寺社が多く立地している他、地域に息づく文化として安中中宿の灯籠人形などの祭事が根付いています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>寺社・祭事は史跡・文化財と同様市の個性となる要素であり、将来にわたって守り、今後も継承していく必要があります。</p> <p>また、積極的に情報発信などを行い、本市の魅力を向上させていくことが重要です。</p>
	<p>【重要樹木】</p> <p>■現状</p> <p>本市には、国指定天然記念物である安中原市のスギ並木をはじめ、天然記念物などに指定された重要な樹木が各所にあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>■課題</p> <p>樹木は歴史的価値だけでなく、植物としての景観的魅力を有しています。これらを守り、将来に継承していく必要があります。</p>
<p>線的要素</p>	<p>【文化財（旧碓氷峠鉄道施設）】</p> <p>■現状</p> <p>横川駅周辺には、本市を代表する文化財の一つである旧碓氷峠鉄道施設が残っており、遊歩道などとして活用されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>史跡・文化財などの歴史資産を守り、特徴ある景観を本市の個性として今後も持ち続けていく必要があります。</p> <p>併せて、これらが有する歴史的・文化的価値を積極的に活用し、本市の魅力を向上させていくことが重要です。</p>

線的要素

【旧中山道】

本市の東西を横断する形で江戸と京都を結んだ五街道の一つである旧中山道が通っています。旧街道沿いにはかつて板鼻宿・安中宿・松井田宿・坂本宿が設けられ、一部の建築物や史跡が現在も残っています。また、安中原市の杉並木の保全や歴史有る建築物の店舗等への活用、趣のあるしつらえとした建築物が立地しているなど、歴史を意識した沿道景観まちづくりが行われている他、市民参加によりベンチを設置する取組などが進められています。

一方で、沿道の大部分は歴史を感じる要素が薄れており、市内の他地区と変わらない状況にある他、電線類の張り出し等が多く見られます。



■課題

「歴史のまち安中」を象徴する歴史的資源として活かしていくため、沿道に残る歴史資産を守りつつ、宿場の歴史を感じさせる趣のある景観まちづくりを進めていくことが必要です。併せて、まちなみを積極的に活用し、本市の魅力を向上させていくことが重要です。

(3) 日常生活や交流に係わる景観

点的要素	<p>【公共施設】【各種施設】</p> <p>■現状</p> <p>本市には市役所や安中市文化センターや大規模なスポーツ施設の他、碓氷峠鉄道文化むらのような鉄道の運転体験ができる特色ある施設が立地しています。また、碓部温泉・霧積温泉といった観光地では、特徴的な温泉地の景観が形成されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>■課題</p> <p>公共施設やスポーツ・文化的な施設については、本市における交流の拠点として、景観形成はもちろん更なる魅力の向上と活用を推進していく必要があります。</p> <p>また、広域観光交流ゾーンである碓部温泉及び秋間梅林は良好な景観形成による魅力向上が必要です。</p>	
<p>【交通施設(駅・IC)】</p> <p>■現状</p> <p>本市は広域的・地域的な交通の拠点となる鉄道駅や上信越自動車道のインターチェンジを有しており、他の地域からの移動の際の本市の玄関口として機能しています。</p> <p>松井田妙義インターチェンジ周辺は、斜面等に太陽光発電設備が多く設置されています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>■課題</p> <p>本市を訪れる人の多くが目にする施設であるため、施設やその周辺において良好な景観形成を進め、魅力向上を図っていく必要があります。</p>	

線的要素

【主要道路(広域交通軸)】

■現状

本市には自動車による広域交通軸として、国道 18 号が東西に走っている他、西毛広域幹線道路の事業が進められています。

国道 18 号は高崎方面から本市を訪れる人の多くが利用する道路であり、本市を往来する主要な経路です。国道 18 号からは、妙義山をはじめとした山々を望むことができる一方、沿道には屋外広告物が多く設置されている他、草木が伸びていたり、一部区間を除き電線類が多い状況にあります。また、沿道では太陽光発電設備や資材などの野積みが見られる箇所があります。



■課題

国道 18 号は、本市を横断する重要な道路であることから、道路自体の適切な維持・管理の他、沿道の建築物・工作物等・屋外広告物や利用方法に配慮が必要です。

【主要道路】地域連絡交通軸、補助幹線道路

■現状

市内では東西の交通軸から南北に延びる地域連絡交通軸としての道路があり、これらは主に市内各所を結ぶ道路で市民の移動に使われている道路です。また、補助幹線道路として東西交通を補完する道路があります。

市内の住宅地や集落地をはじめ農地・山林にも延びる道路であり、落ち着いた沿道景観を望むことができる道路ですが、周辺景観への配慮にかかる太陽光発電施設の設置や資材などの野積みが見られる箇所があります。



■課題

市民生活に欠かせない道路であるため、道路自体の適切な維持・管理を行うとともに、沿道の建築物・工作物等については周辺景観への配慮が必要です。

<p>線的要素</p>	<p>【鉄道】</p> <p>■現状</p> <p>本市には横川駅を終点とする JR 信越本線が東西に走っています。</p> <p>車窓からは本市の市街地や農地、山間部までの沿線景観を望むことができ、特に妙義山や工場景観は特徴的な要素となっています。</p> <p>一方で、沿線には線路を背にした建築物・工作物等も多く立地しており、車窓からの景観に配慮されていないものも散見されます。</p>
	<p>■課題</p> <p>市民の日常の交通手段である他、磯部温泉や横川駅周辺などへの来訪者も多く利用する交通機関です。沿線景観が楽しめるよう、遮蔽物を設置しないなどの配慮が必要です。</p> <p>また、そうした取組を通じて車窓からの景観をより魅力的にしたり、そこに価値を見いだして活用を図っていくことが重要です。</p>
<p>面的要素</p>	<p>【レジャー施設】</p> <p>■現状</p> <p>本市には、八風平キャンプ場やゴルフ場などのレジャー施設が多数立地しています。</p> <p>また、市内各所に整備され、市民などの憩いの場として活用されている公園の多くは整備から 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいるものもあります。</p> <div data-bbox="320 1041 1396 1310" style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>■課題</p> <p>レジャー施設は大規模で広域的な集客力のある交流の拠点であることから、施設の景観や魅力の維持・向上や活用を図っていくことが重要です。</p> <p>市内の公園については、適切に維持・管理と改修を計画的に実施していくことが必要です。</p> <p>その際は、周辺景観へ配慮しつつ利用者や周辺住民が快適に過ごすことができるよう整備を行うほか、周辺の民間施設や街並みと調和した一体的な景観まちづくりの検討が必要です。</p>

面的要素

【市街地景観 住居系市街地】

■現状

<秋間みのりが丘>

北陸新幹線安中榛名駅周辺は計画的に整備された良好な低層住宅市街地です。立地している住宅はいずれも落ち着いたしつらえてガーデニングなど敷地内にも緑を多くとったゆとりある住宅地の景観を形成しています。また、電柱などの色が周辺に配慮されたものとなっている他、大きな公園や展望スペースなどが整備され、妙義山などの山々をはじめ市内を一望できる空間が確保されています。

一方で、一部区画は空き地として残されています。



<安中城址周辺>

安中城址周辺の高台には、歴史を感じる趣のある低層住宅や、手入れされた生け垣や敷地内の緑によって緑豊かでゆとりある住宅地景観が形成されています。また、電柱の色や道路舗装などが周辺に配慮されたもので整備され、「歴史のまち安中」にふさわしい風格ある景観が形成されています。



<その他の住居系市街地>

市内の住居系市街地は、落ち着いた色彩の低層住宅地が主であり、敷地内の緑や市街地内に点在する畑などによりゆとりある住宅地景観が形成されています。

一方で、手入れされていない空き家・空き地などや、太陽光発電設備の設置が増えており、周辺景観に配慮されていないものも散見されます。

■課題

既に良好な住宅地が形成されている地域については、その景観を維持・保全していくことが必要です。

その他の住宅地では、建築物・工作物の周辺景観への配慮や美化活動などの取組を通じた住宅地景観形成が重要です。

また、住宅地景観の形成には荒れた空き家・空き地への対応が重要です。

面的要素

【市街地景観 商業系市街地】

■現状

<安中市役所周辺>

安中市役所周辺は拠点商業業務地に位置付けられており、市役所をはじめ金融機関などの機能が立地しています。しかし、商業機能の集積は少なく店舗又は店舗併用住宅が点在するのみで、空き地や駐車場が多く、表通りの後背は主に住宅などが占めている状況です。また、周辺に立地している施設は表通り沿いに駐車場を配置しているものも多く、規模の大小やデザインと併せ一体感のある景観にはなっていません。

西毛広域幹線道路沿道では、沿道景観に配慮した道路整備が検討されています。



<磯部温泉>

広域観光交流ゾーンである磯部温泉では、温泉旅館やお土産店などが集積し、手入れされた植栽や統一的な案内看板を設置するなど、温泉地としての景観が形成されています。一方で、表通り沿道及び後背地には老朽化した店舗や空き家・空き店舗などが散見されます。また、施設の裏側や、避難階段や室外機などの屋外設備が見えている状況にあります。



<その他の商業系市街地>

本市の商業地は、主に国道18号及び安中駅・松井田駅付近の旧中山道沿道などに形成されています。

国道18号沿道は、駐車場と屋外広告物を有するロードサイド型の店舗であり、空き店舗・空き地も見られ、商業地としての一体的な景観形成はできていない状況です。

旧中山道沿道などに見られる商業地では、主に個人店舗や店舗併用住宅が立地していますが、住宅や駐車場なども多く、老朽化した店舗や空き店舗も見られることから商業地としての一体的な景観形成はできていない状況です。

■課題

市役所周辺では、市の拠点として風格ある景観形成が必要です。そのため、周辺の公共施設等は、周辺景観に配慮した外構やしつらえ、意匠を検討することが重要です。

店舗などについては、周辺と調和した一体的でにぎわいのある商業地景観形成が必要です。点在する空き店舗・空き地などについては、その発生を抑制しつつ、にぎわいや交流の場として積極的に活用を検討し、商業地として景観形成を図ることが重要です。

<p style="writing-mode: vertical-rl;">面的要素</p>	<p>【市街地景観 工業系市街地】</p> <p>■現状</p> <p>市内には、大規模な工業団地が複数立地しており、本市の特徴的な景観の一つとなっています。また、小規模な工場も点在している状況にあります。</p> <p>これらの工場では、建築物などの高さへの配慮や敷地の周囲を緑化することで周辺市街地への圧迫感を抑えるなどの取組がされているものもありますが、そうした対応が難しいものや老朽化した工場も見られます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>良好な工業系市街地の景観形成に向け、大規模工場などの周辺景観への配慮の継続と、更なる取組の検討が重要です。また、こうした取組を行っていない工場や老朽化した工場などについては、可能な限り周辺景観への影響を抑える取組が重要です。</p> <p>また、市内の特徴的な工場景観については、夜景についても注目されており、本市の新たな魅力として捉え、積極的に活用を検討していくことが重要です。</p>
	<p>【農地・集落地景観】</p> <p>■現状</p> <p>本市の平野部や丘陵地には、豊かな農地が広がっており、周辺の集落地と一体となったゆとりある景観を形成しています。</p> <p>一方で、耕作されず荒れた農地、農地からの住宅・資材置き場などへの転用や太陽光発電施設の設置が見られ、農地景観の一体性が失われつつある場所もあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
	<p>■課題</p> <p>ゆとりある農地景観は本市の落ち着いたふるさとのイメージに合致しており、今後も継承していくべき景観であり、今後も守っていくことが必要です。そのためには人材戦略・生産戦略の検討など、再度農地として利活用を促し耕作放棄地を減らしていく仕組みづくりが重要です。</p> <p>その他の用途へ転用を行う際は周辺景観へ配慮し、影響が小さくなるよう配慮することが必要です。</p>

Ⅲ. 眺望点の指定について

1. 眺望点の考え方

妙義山をはじめとし、安中市を代表する様々な景観を楽しめる場所を『眺望点』として位置づけます。

眺望点は、本市の個性ある良好な景観を楽しめる場所として市内外へアピールするとともに、眺望点を訪れた人が安全・快適に景観を楽しむことができるような場づくりを検討します。

2. 眺望点指定の考え方

眺望点は下記の流れで選定しました。

- 1) 市民意向調査・住民意見交換会結果から、安中市を代表する様々な景観『市の大事な景観』や『特徴的な景観』を抽出
- 2) 特に重要な要素を『妙義山』に決定し、妙義山がきれいに見える箇所を妙義山眺望 50 選(市による景観写真募集企画)にて市民より募集
- 3) 1) 2) で抽出した候補から、『安全に景観を楽しめること』を条件に絞り込みを行い、各地区毎に『妙義山がきれいに見える場所』『特色ある景観が楽しめる場所』をそれぞれ選定

【市民意向調査結果】

- 自然景観・農業景観への満足度が高い
- 好きな景観は『妙義山』
- その他上位は『浅間山』『碓氷第三橋梁(めがね橋)』『九十九川桜並木』『碓氷湖周辺』

⇒市を代表する景観として妙義山が見えることを重視

【住民意見交換会 各地区で挙げた意見】

九十九・細野	松井田城址から見る妙義山、九十九川、上野の用水から見る浅間山
板鼻・岩野谷	板鼻堰(蛍が飛ぶ)、板鼻宿(歴史的な建物)、長伝寺 東邦垂鉛(安中駅からの夜景)
臼井・坂本	鉄道遺産群、峠の湯から見る裏妙義、星穴岳、妙義湖
安中・秋間	寺社、宿場
原市・後閑	松井田の旧街道から見る浅間山、碓氷峠、後閑城址公園から見る妙義山
松井田・西横野	碓氷峠の紅葉
磯部・東横野	愛妻橋から見る磯部温泉、妙義山から見る軽井沢方面(霧氷) 上宿公会堂の常夜灯、扇城橋

3. 眺望点(視点場)の特性による分類

一点に留まって眺める固定的な眺望景観と、線的な道路や車窓などの移動しながら見る非固定的な眺望景観に分け、それらをさらに、恒久的である場所か恒久的でない場所かに分類しました。

4. 眺望対象の見え方の特性による分類

眺望のタイプとして、水平方向に広がりのある眺望をパノラマ景、軸線上にまっすぐ見通す眺望を見通し景(ビスタ景)として、それぞれの眺望点を分類しました。

5. 眺望点一覧

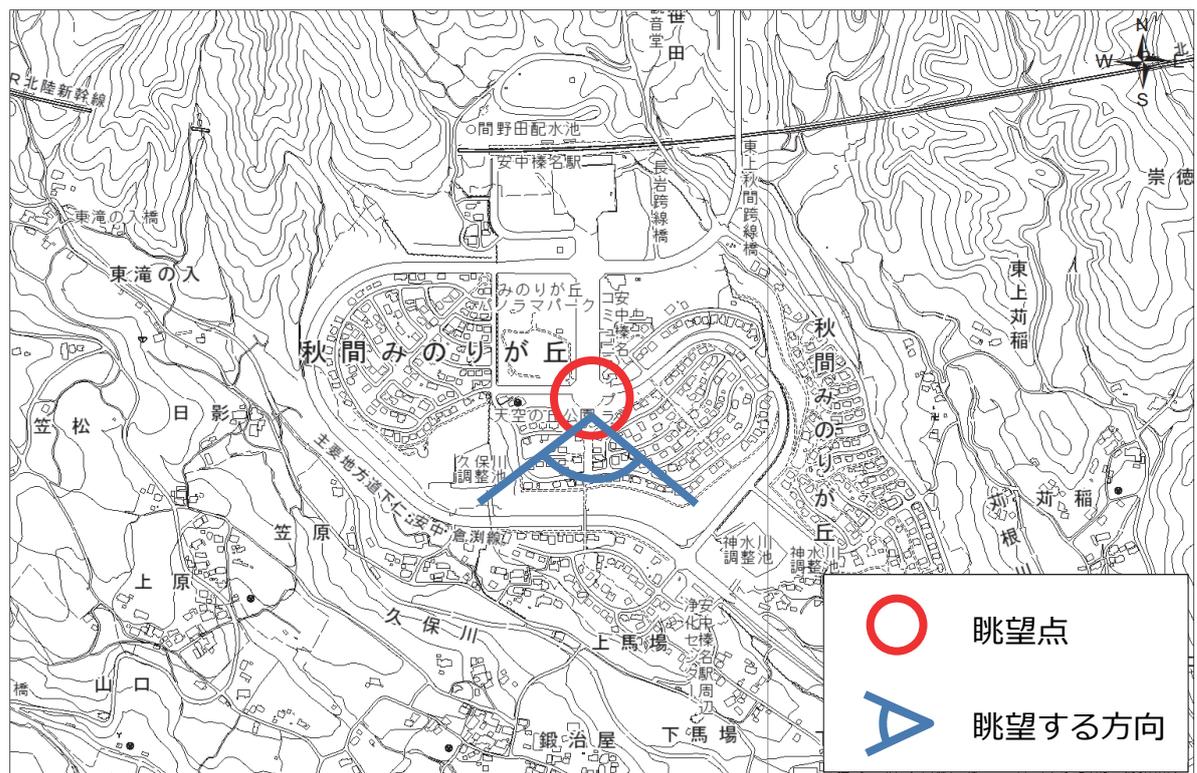
no.	名称	no.	名称
①	安中榛名駅周辺	⑮	国道18号松井田バイパス
②	松井田文化会館	⑯	五料の茶屋本陣
③	西横野・東横野眺望ライン	⑰	臼井小学校周辺
④	安中駅	⑱	碓氷峠の森公園
⑤	安中市スポーツセンター	⑲	国道18号碓氷バイパス入山峠
⑥	安中原市のスギ並木	⑳	熊野神社・見晴台
⑦	磯部温泉 愛妻橋	㉑	碓氷関所跡
⑧	中野谷観光公園	㉒	津雲神社
⑨	崇台山	㉓	細野スポーツ広場
⑩	岩井陸橋	㉔	碓氷第三橋梁(めがね橋)
⑪	碓氷川・九十九川サイクリングロード	㉕	国道18号(旧道)・碓氷峠
⑫	石尊山(麓)	㉖	坂本宿
⑬	後閑城址公園	㉗	安中中心市街地
⑭	花の木橋		

6. 眺望点カルテ

(1) 安中榛名駅周辺

眺望の概要	<p>周囲の景色を展望できる広場である「天空の丘」が整備されており、南側からは眼下に秋間みのりが丘の住宅地と、遠くに妙義山をはじめとした山々の眺望を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】</p> <p>【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市秋間みのりが丘
選定の理由	<p>安中榛名駅からの直線道路や高台からの見晴らしがよく、広場や駐車場が整備されているなど、立ち止まって景色を眺めることができる場所であるため。</p> <p>また、良好な街並・環境の維持を行っていくことを目的とした独自の建築協約に基づいて建築された住宅街を見渡せる場所となっているため。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園として整備されており、ベンチに座って景観を楽しむことができる。 ➤ 先に見える山並みの稜線をかたどったモニュメントが建っている。 ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能 ➤ 固定的で恒久的でない場所 <div style="text-align: center;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】</p> <p>妙義山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【住宅市街地】</p> <p>秋間みのりが丘 景観の種別：中景</p>

位置図



眺望景観



(2) 松井田文化会館

眺望の概要	<p>施設入り口付近及び併設された『いこいの広場』から、南西方向に妙義山をはじめとした山々を眺望することができます。『いこいの広場』は広い広場に芝生がはられている他、ベンチや遊具が設置されており、ゆっくりと景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】</p> <p>【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町新堀 530
選定の理由	妙義山と浅間山の両方を望むことができるとともに、公共施設として誰でも立ち入ることができる場所であるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園として整備されておりベンチに座って景観を楽しむことができます。 ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能（松井田文化会館の閉館時でも展望可能） ➤ 固定的で恒久的でない場所 
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】</p> <p>妙義山 景観の種別：遠景</p> <p>妙義山を近くからゆっくりと眺望することができますが、眼前に鉄塔が設置されています。</p>
歴史的要素	-
生活・産業的要素	<p>【農地】</p> <p>景観の種別：中景</p>

位置図



眺望景観



(3) 西横野・東横野眺望ライン

眺望の概要	<p>農道を自動車などで走りながら、周囲には整然と整備された農地と、西側に妙義山をはじめとした山々を遮るものなく眺望することができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町人見～二軒在家
選定の理由	高い建築物がほとんどなく、道路からの妙義山が一望できる場所であるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動車などで走りながら景観を楽しむことができます。 ➢ 駐車場・トイレはありません。 ➢ 常時眺望可能 ➢ 農道であるため、農業用車両も多く通行します。通行される際は農業用車両への配慮をお願いいたします。 ➢ 非固定的で恒久的である場所 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	<p>【道】 古代東山道の伝路（圃場整備に伴う埋蔵文化財発掘調査で道路状構造を発見） 景観の種類：中景・遠景</p>
生活・産業的要素	<p>【農地】 圃場整備された大規模農場 景観の種別：中景・遠景</p>

位置図



眺望景観



(4) 安中駅

<p>眺望の概要</p>	<p>駅周辺・ホームより南側に、東邦亜鉛精錬所の工場景観を楽しむことができます。山の斜面に工場が立地しており、夜間作業のためライトアップされ、夜景も楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼・夜間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
<p>視点場について</p>	
<p>所在地</p>	<p>安中市中宿</p>
<p>選定の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 誰でも立ち寄ることができる駅（公共施設）であること。 ➢ そこから見える東邦亜鉛精錬所は、夜には工場内のライトが点灯し、ライトアップされた景色は幻想的であり、産業景観として新しい景観を産み出す場所となっているため。
<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 駅前の歩道橋やホームから景観を楽しむことができます ➢ JR 信越本線が利用可能 ➢ 駐車場・トイレ有り ➢ 歩道橋は常時眺望可能 ➢ 固定的で恒久的でない場所 
<p>眺望の要素について</p>	
<p>自然的要素</p>	<p>【山】 景観の種別：<u>遠景</u></p>
<p>歴史的要素</p>	<p>—</p>
<p>生活・産業的要素</p>	<p>【工場】 景観の種別：<u>中景・遠景</u></p> <p>【鉄道】 駅舎・電車：<u>近景</u></p>

位置図



眺望景観



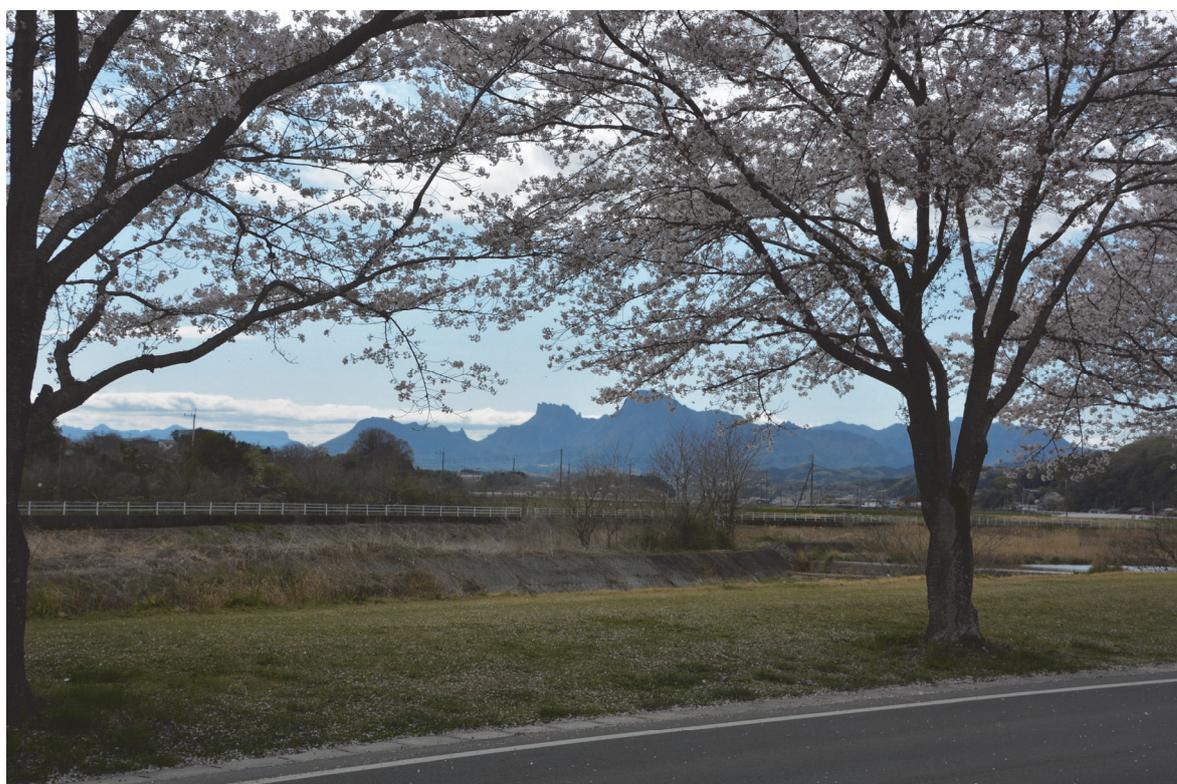
(5) 安中市スポーツセンター

眺望の概要	<p>本市のスポーツ施設であり、周辺の農地と九十九川と、遠くに妙義山をはじめとした山々を眺望することができます。 春には桜並木を楽しみながらの散策ができます。</p> <p>【おすすめの季節：春・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景・見通し景（ビスタ景）】</p>
視点場について	
所在地	安中市安中 1531-1
選定の理由	広い駐車場とグラウンド、広場を有しており、景色を眺めたり、川沿いの桜並木を散策するのに適した場所となっているため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 九十九川の河川敷からゆっくりと景観を楽しむことができます ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時眺望可能（安中市スポーツセンター閉館時でも展望可能） ➤ 固定的で恒久的である場所 <div data-bbox="496 913 1305 1451" style="text-align: center;"> </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景</p> <p>【河川】 九十九川 景観の種別：近景・中景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【農地】 景観の種別：中景</p>

位置図



眺望景観



(6) 安中原市のスギ並木

眺望の概要	<p>旧中山道に残る国指定天然記念物である『安中原市のスギ並木』を自動車などで走りながら、または歩道を歩きながら見ることができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：見通し景（ビスタ景）】</p>
視点場について	
所在地	安中市原市 付近
選定の理由	旧中山道の一部であり、交通の要衝として栄えてきた当市を特徴づける場所であるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路であり、自動車などは停まることはできません。 ➤ 歩道を歩きながら景観を楽しむことができますが、交通安全・通行に配慮をお願いいたします。 ➤ 地元の活動により、プランター等の花が置かれるなど、景観維持の意識も高い場所です。 ➤ 常時眺望可能 ➤ 非固定的で恒久的である場所 
眺望の要素について	
自然的要素	-
歴史的要素	<p>【史跡】 安中原市のスギ並木 景観の種別：近景・中景</p> <p>【道路】 旧中山道 景観の種別：中景</p>
生活・産業的要素	<p>【商業系市街地】 景観の種別：近景・中景</p>

位置図



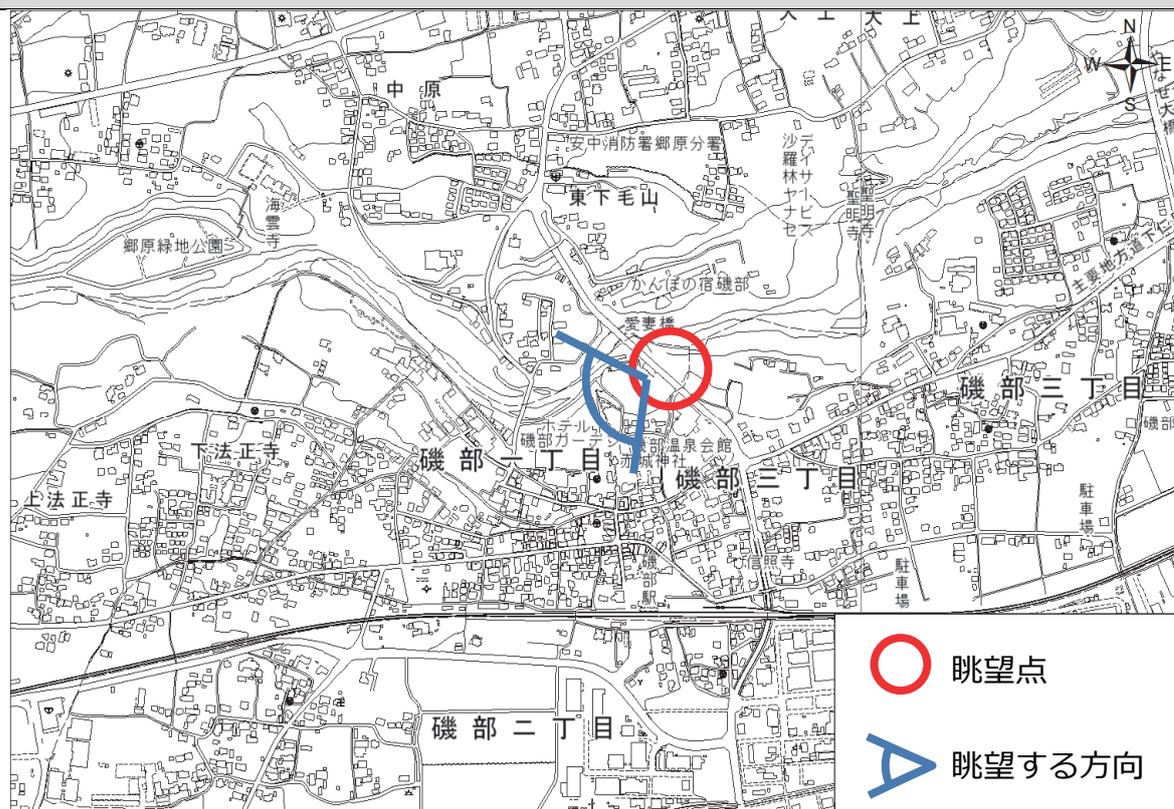
眺望景観



(7) 礪部温泉 愛妻橋

<p>眺望の概要</p>	<p>河岸段丘により高低差の大きい愛妻橋は、自動車などで走りながら、または歩きながら眼下を流れる碓氷川と、西側に礪部温泉のまちなみや妙義山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
<p>視点場について</p>	
<p>所在地</p>	<p>安中市礪部一丁目 付近</p>
<p>選定の理由</p>	<p>高い場所に位置しているため眺望景観がよく、碓氷川の清流沿いには開けた礪部温泉も望むことができるため。</p>
<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路であり、自動車などは停まることはできません ➤ 歩道に展望デッキがあり、そこから眺望を楽しむことができます。 ➤ 歩道を歩きながら景観を楽しむことができますが、交通安全・通行に配慮をお願いいたします ➤ 常時眺望可能 ➤ 固定的で恒久的でない場所 
<p>眺望の要素について</p>	
<p>自然的要素</p>	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景 【河川】 碓氷川 景観の種別：中景</p>
<p>歴史的要素</p>	<p>—</p>
<p>生活・産業的要素</p>	<p>【商業系市街地】 礪部温泉 景観の種別：遠景</p>

位置図



眺望景観



(8) 中野谷観光公園

眺望の概要	<p>工業団地に併設された公園であり、西側に整然と整備された工場景観と農地と併せ、妙義山・浅間山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市中野谷
選定の理由	妙義山と浅間山の両方を望むことができるとともに、公共施設として誰でも立ち入ることができる場所であるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公園として整備されており、自由に景観を楽しむことができます。 ➢ 駐車場・トイレ無し ➢ 常時展望可能 ➢ 固定的で恒久的でない場所 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山・浅間山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【工業系市街地】 景観の種別：近景・中景</p> <p>【農地】 景観の種別：近景・中景</p>

位置図



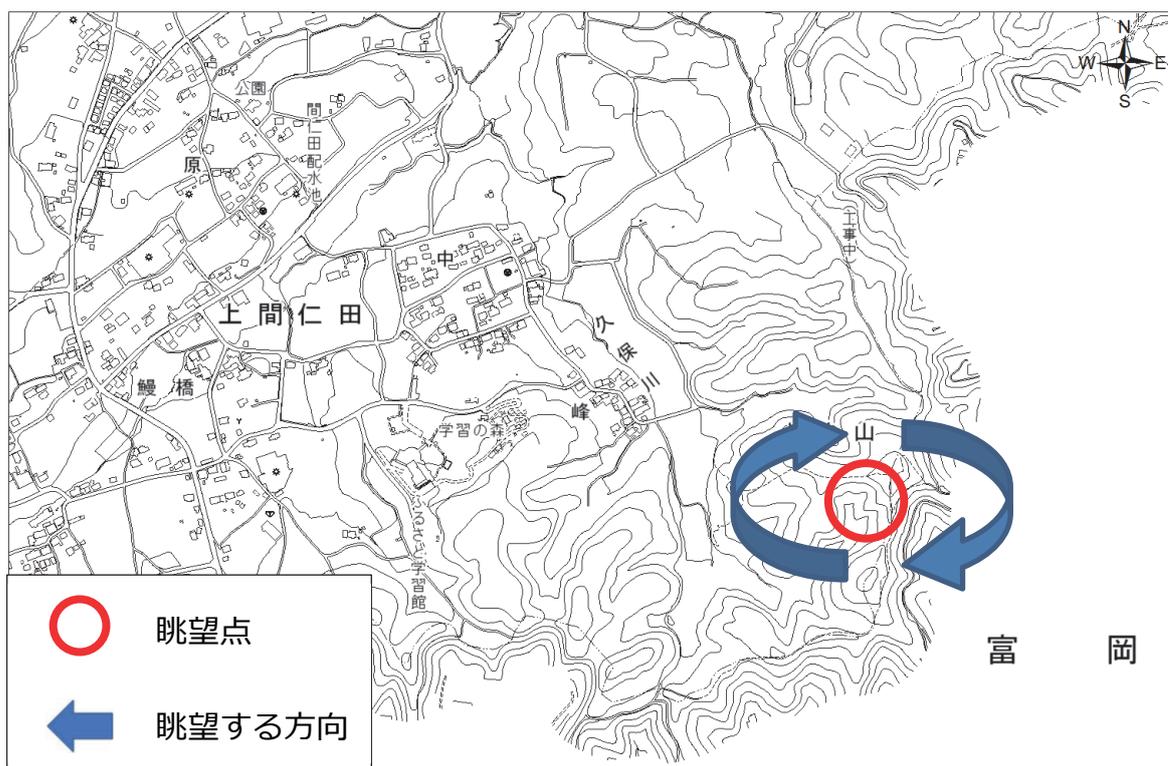
眺望景観



(9) 崇台山

眺望の概要	<p>360°展望することができる高台であり、目線を上げると妙義山・浅間山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市上間仁田
選定の理由	ぐんま百名山の1つに選ばれ、標高299mから見下ろす農村集落や上毛三山と浅間山を見渡せる景色は格別であるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ よく整備されており、ベンチに座って景観を楽しむことができます。 ➤ 地元有志により登山道が整備され、麓から頂上までは15分程度で登ることができます。 ➤ 駐車スペース有り ➤ 常時展望可能 ➤ 固定的で恒久的である場所 <div style="text-align: center;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山・浅間山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【市街地】 景観の種別：遠景</p> <p>【農地】 景観の種別：遠景</p>

位置図



眺望景観



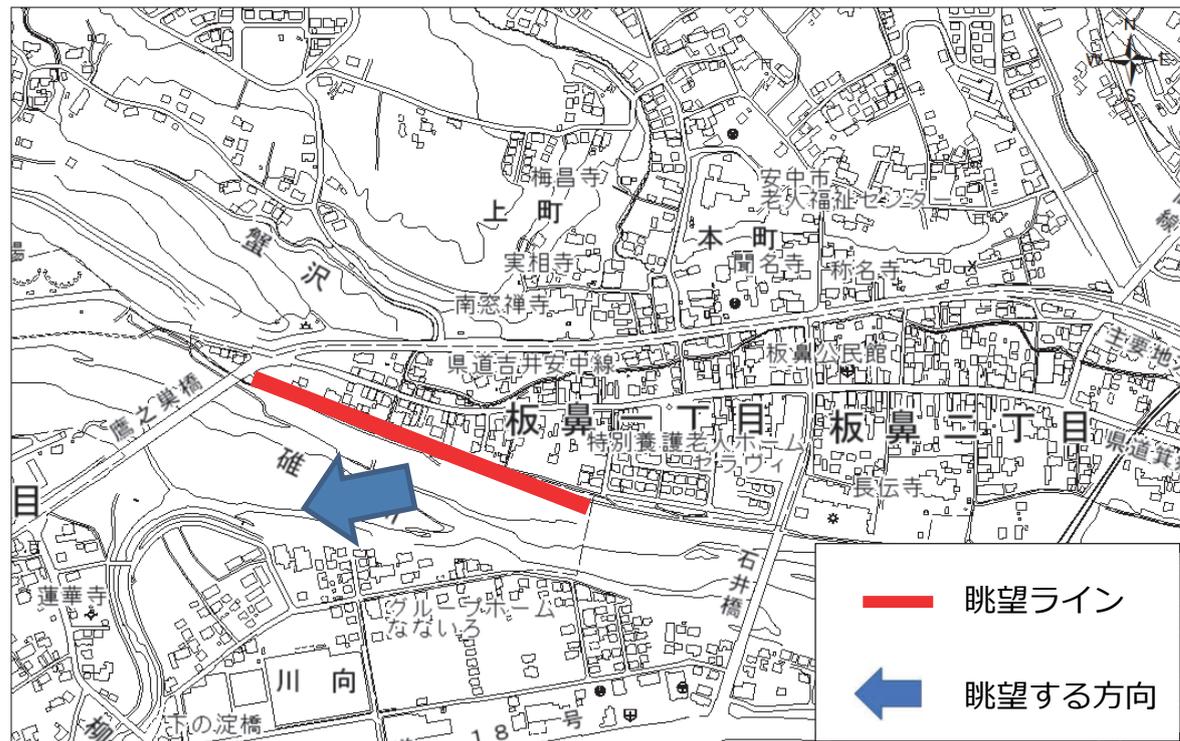
(10) 岩井陸橋

眺望の概要	<p>本市を東西に横断し、市民や来訪者が利用する主要な路線である国道 18 号を自動車などで走りながら、沿道市街地や遠くに妙義山・浅間山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：見通し景（ビスタ景）】</p>
視点場について	
所在地	安中市岩井
選定の理由	正面に妙義山を望む景色と、国道 18 号沿いに並ぶ商業施設はまちのにぎやかさを印象付けているため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路の両側には商業施設が立ち並んでいます。 ➤ 交通量の多い国道のため、自動車などは停まることはできません ➤ 歩道を歩きながら景観を楽しむことができますが、交通安全・通行に配慮をお願いいたします ➤ 常時眺望可能 ➤ 固定的で恒久的でない場所 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山・浅間山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【商業系市街地】 景観の種別：近景・中景</p>

(11) 碓氷川・九十九川サイクリングロード

眺望の概要	<p>川沿いに整備された自転車道であり、自転車で走ったり、または歩きながら碓氷川・九十九川のうらおいある景観と、遠くに妙義山をはじめとした山々の景観、さらに東邦亜鉛の工場景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市板鼻一丁目
選定の理由	<p>碓氷川の川沿いをゆっくり散策しながら、景観を楽しむことができる場所である。また、周辺には板鼻本陣跡や寺院なども点在するとともに、板鼻宿の趣を感じられる場所となっているため。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サイクリングロードであり、自動車などは進入することはできません ➤ 歩道を歩きながら景観を楽しむことができますが、交通安全・通行に配慮をお願いいたします ➤ 常時眺望可能 ➤ 非固定的で恒久的である場所 <div data-bbox="502 1043 1264 1615" style="text-align: center;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景</p> <p>【河川】 碓氷川・九十九川 景観の種別：近景：中景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【住居系市街地】 景観の種別 中景・遠景</p>

位置図



眺望景観



(12) 石尊山(麓)

眺望の概要	<p>市北部にある高台であり、南側に秋間みのりが丘の住宅地や山々を展望することができ、遠くに妙義山をはじめ、天候によっては筑波山や南アルプスまで一望できる景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市東上秋間
選定の理由	ぐんま百名山のひとつに選ばれており、山頂から見下ろす景観が良いため。麓の南側の道路からでも景観を楽しむことができるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動車などで走りながら、また歩きながら景観を楽しむことができます ➢ 駐車場・トイレはありません ➢ 常時展望可能 ➢ 固定的で恒久的である場所 
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景 様々な山並みを見渡すことができますが、傾斜地に太陽光発電設備が増加しています。</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【市街地】 景観の種別：遠景</p>

位置図



眺望景観



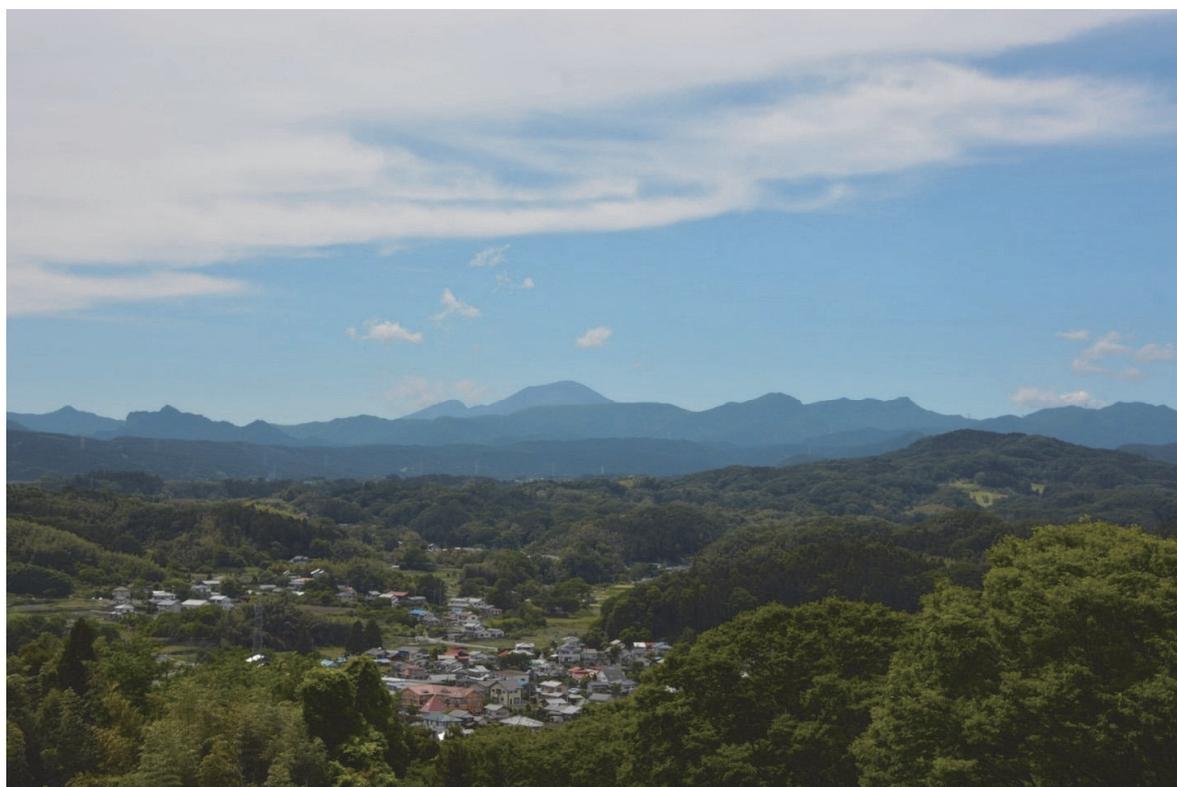
(13) 後閑城址公園

<p>眺望の概要</p>	<p>戦国時代に西上州の要城として存在した「後閑城」をもとに、当時の形状を生かした広場が配置された公園です。本丸跡には史跡を多く見ることができる他、周辺の農地を展望しつつ遠くに妙義山・浅間山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。 また、春には桜を楽しむことができます。 【おすすめの季節：通年、春・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
<p>視点場について</p>	
<p>所在地</p>	<p>安中市中後閑</p>
<p>選定の理由</p>	<p>高台から四方を見渡すことができる場所であるが、特に妙義山と雪化粧をした浅間山を借景に桜を鑑賞できる春の眺望は一見の価値があるため。</p>
<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園として整備されており、東屋の中のベンチに座って景観を楽しむことができます ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能 ➤ 固定的で恒久的である場所 <div data-bbox="518 999 1281 1509" style="text-align: center;"> </div>
<p>眺望の要素について</p>	
<p>自然的要素</p>	<p>【山】 妙義山・浅間山 景観の種別：遠景</p>
<p>歴史的要素</p>	<p>【史跡】 景観の種別：近景</p>
<p>生活・産業的要素</p>	<p>【住居系市街地】 景観の種別：中景・遠景 【農地】 景観の種別：中景・遠景</p>

位置図



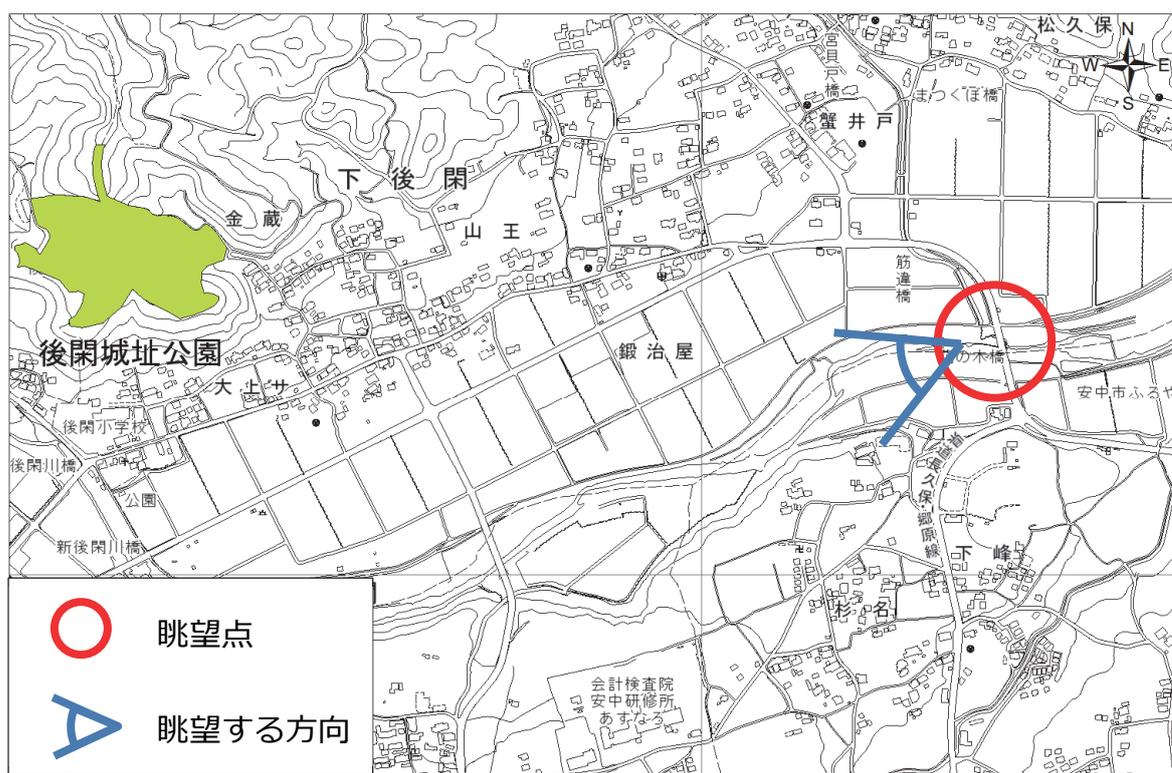
眺望景観



(14) 花の木橋

<p>眺望の概要</p>	<p>九十九川にかかる橋で、自動車などで走りながら、また歩きながら河川や周辺の農地と、遠くに妙義山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。九十九川は緑豊かな河川敷を有しており、遠くに見える山々と一体となった、うるおいある風景があります。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
<p>視点場について</p>	
<p>所在地</p>	<p>安中市原市</p>
<p>選定の理由</p>	<p>景観を遮る建築物等がなく、自然豊かな場所であることと、妙義山眺望 50 選でも多数の応募があった場所であるため。</p> <p>また、田植えの時期には、田んぼの水面にうつった妙義山を眺めることができる。</p>
<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 九十九川に沿ってサイクリングロードが続いています ➢ 道路であり、自動車などは停まることはできません ➢ 歩道を歩きながら景観を楽しむことができますが、交通安全・通行に配慮をお願いいたします ➢ 常時眺望可能 ➢ 固定的で恒久的でない場所 
<p>眺望の要素について</p>	
<p>自然的要素</p>	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景</p> <p>【河川】 九十九川 景観の種別：中景・遠景</p>
<p>歴史的要素</p>	<p>—</p>
<p>生活・産業的要素</p>	<p>【農地】 景観の種別：近景・中景</p>

位置図



眺望景観



(15) 国道18号松井田バイパス

<p>眺望の概要</p>	<p>本市の主要な路線である国道18号の高台に位置しており、自動車などで走りながら松井田市街地や碓氷川の河岸段丘の他、信越線越しに妙義山をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
<p>視点場について</p>	
<p>所在地</p>	<p>安中市松井田町松井田</p>
<p>選定の理由</p>	<p>眼下に広がる市街地景観と、道路脇に植えられている桜の木、奥に広がる妙義山は眺めがよく、写真撮影や風景絵画のスポットとなっているため。</p>
<p>現況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車道脇に停車スペースがあります。 ➢ 常時眺望可能 ➢ 非固定的で恒久的でない場所 <div data-bbox="480 936 1318 1487" style="text-align: center;"> </div>
<p>眺望の要素について</p>	
<p>自然的要素</p>	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景</p>
<p>歴史的要素</p>	<p>—</p>
<p>生活・産業的要素</p>	<p>【市街地】 景観の種別：中景・遠景</p>

位置図



眺望景観



(16) 五料の茶屋本陣

眺望の概要	<p>県指定史跡となった歴史的な建築物であり、かつて大名や公家が休息された施設です。建物や庭から周辺のまちなみや妙義山を近くに展望することができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町五科
選定の理由	<p>中山道の茶屋本陣として、天皇や参勤交代時の大名や公家、幕府の役人などが利用した休憩所であり、特に「お西」は妙義山の借景庭園が良く残っているため。</p> <p>入館料はかかるものの、公共性の高い場所であると言える。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般公開されており、敷地内に入ってゆっくりと建物を見たり、周辺の景観を楽しむことができます（入館料がかかります） ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 五料の茶屋本陣開館時に展望可能 ➤ 固定的で恒久的でない場所 <div data-bbox="528 999 1289 1503" style="text-align: center;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	<p>【文化財】 五料の茶屋本陣 景観の種別：近景</p>
生活・産業的要素	<p>【住居系市街地】 景観の種別：近景・中景</p>

位置図



眺望景観



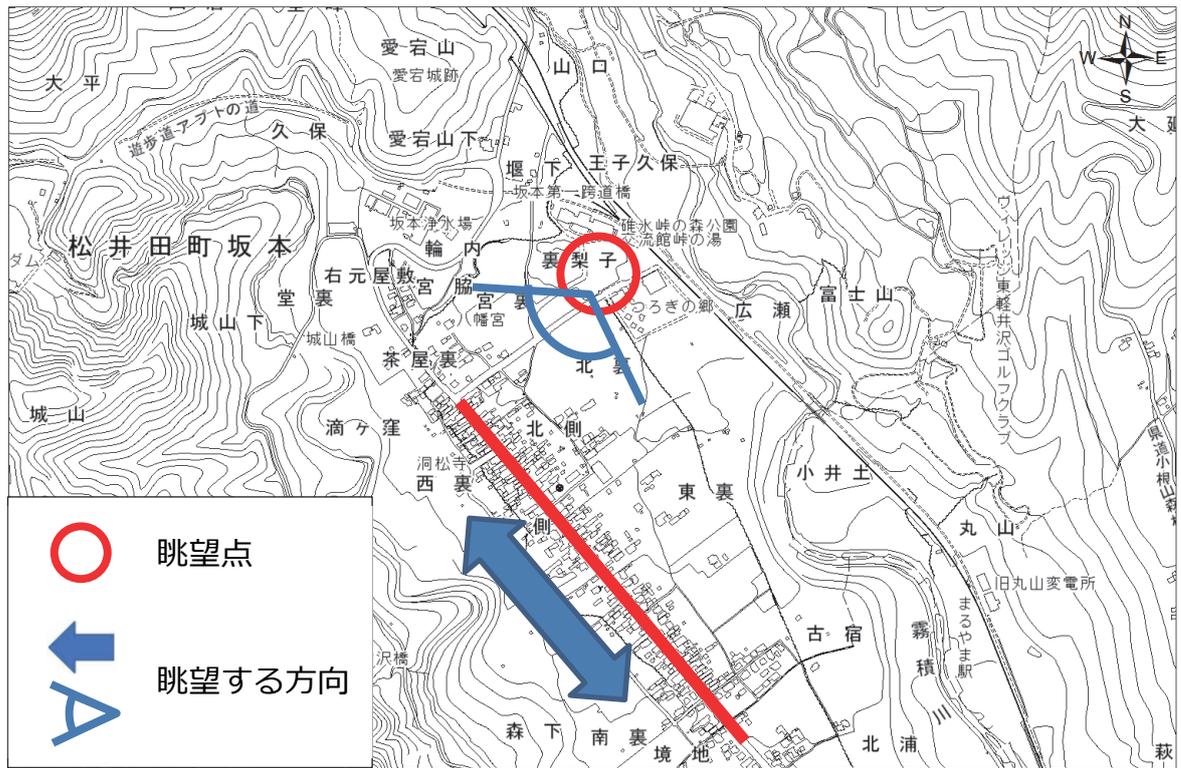
(17) 白井小学校周辺

眺望の概要	<p>碓氷川近くの河岸段丘上に立地している白井小学校周辺からは、妙義山・裏妙義などの山々を近くに楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町五科
選定の理由	<p>「星穴岳」と呼ばれる、百合若大臣が弓で矢を放ち射貫いたと言われている穴が山腹に2つあるのを、視点場からみることができるため。</p> <p>また、この周辺から見る妙義山は、見る角度や気象条件によって、女性の横顔、スヌーピーの横顔、ゴリラの横顔、ワニの横顔、背中を丸めた猫など、様々な見立てをすることができる。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国道18号から旧中山道に入る道のため、道幅は狭くなっています ➢ 小学校に隣接する道路を歩きながら、山々の景観を楽しむことができます ➢ 駐車場・トイレはありません ➢ 常時展望可能 ➢ 固定的で恒久的である場所 <div data-bbox="502 1137 1295 1662" style="text-align: center;"> </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山・裏妙義 景観の種別：中景・遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	—

(18) 碓氷峠の森公園

眺望の概要	<p>横川駅からアプトの道を通って訪れることもできる公園で、公園内からゆっくりと裏妙義をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。また、公園内には峠の湯が立地しており、天然温泉につかりながら、景観を楽しむこともできます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景・坂本宿からは見通し景（ビスタ景）】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町坂本
選定の理由	<p>公園の南側には旧中山道の宿場町であった坂本宿があり、今でもその趣を残している。</p> <p>北側には剱石山が、浮世絵に描かれたそのままの姿でそびえており、風光明媚な眺望が広がっているため。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園として整備されておりベンチに座って景観を楽しむことができます ➤ 敷地内に併設されたコテージもあり、宿泊することも可能です ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能 ➤ 固定的で恒久的でない場所 <div style="text-align: center;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 裏妙義 景観の種別：中景・遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【各種施設】 碓氷峠の森公園・峠の湯 景観の種別：近景</p>

位置図



眺望景観



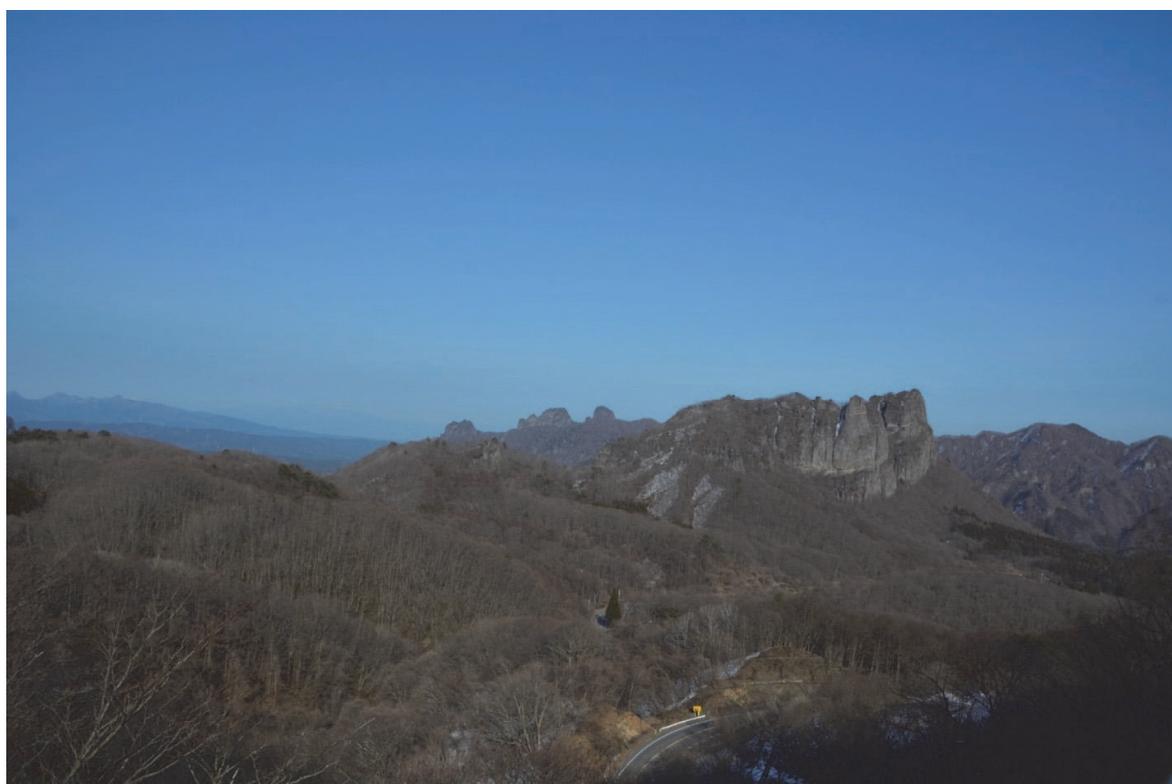
(19) 国道18号碓氷バイパス入山峠

眺望の概要	<p>国道18号の長野県との境界付近からは、山々を見下ろす形で展望できる他、裏妙義を概ね目線の高さで見ることができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町入山
選定の理由	<p>市内でも標高が高い場所になっていて、周辺は国有林などの山林に囲まれているため、建築物がなく見晴らしがよい場所となっているため。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自動車などで走りながら景観を楽しむことができます ➢ 路肩に車を停めるスペースがあります。 ➢ 駐車場・トイレはありません ➢ 常時展望可能 ➢ 非固定的で恒久的である場所 
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 裏妙義 景観の種別：中景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	—

位置図



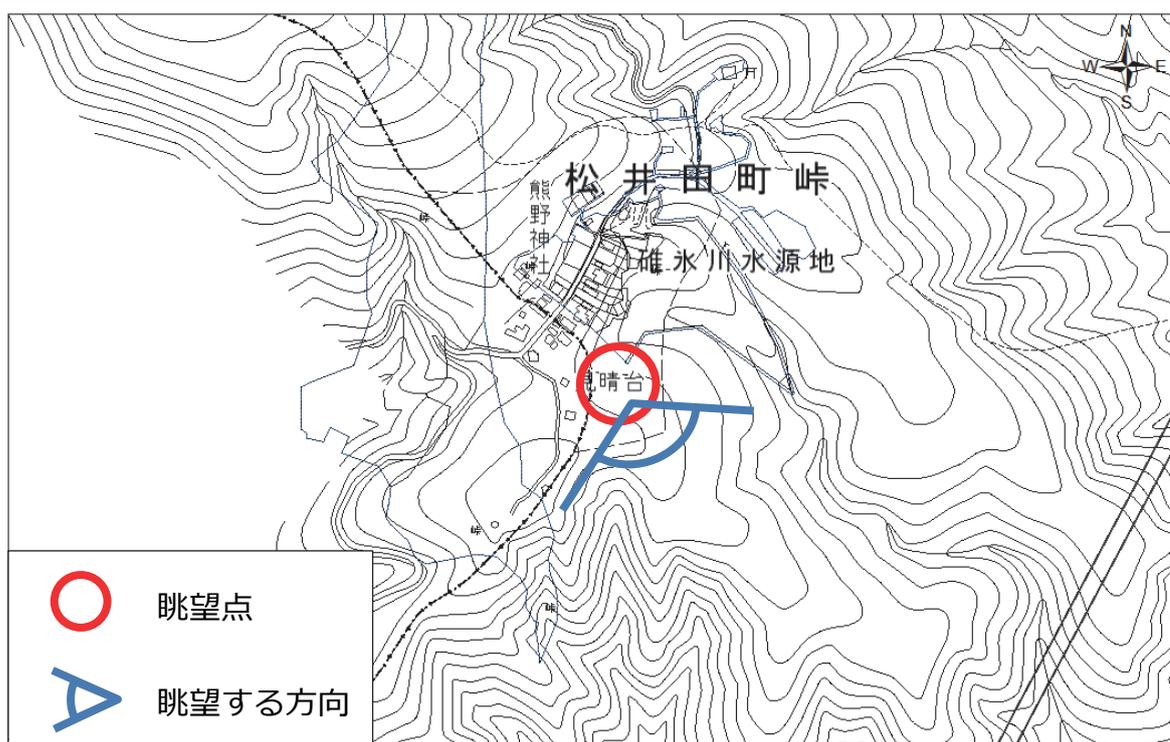
眺望景観



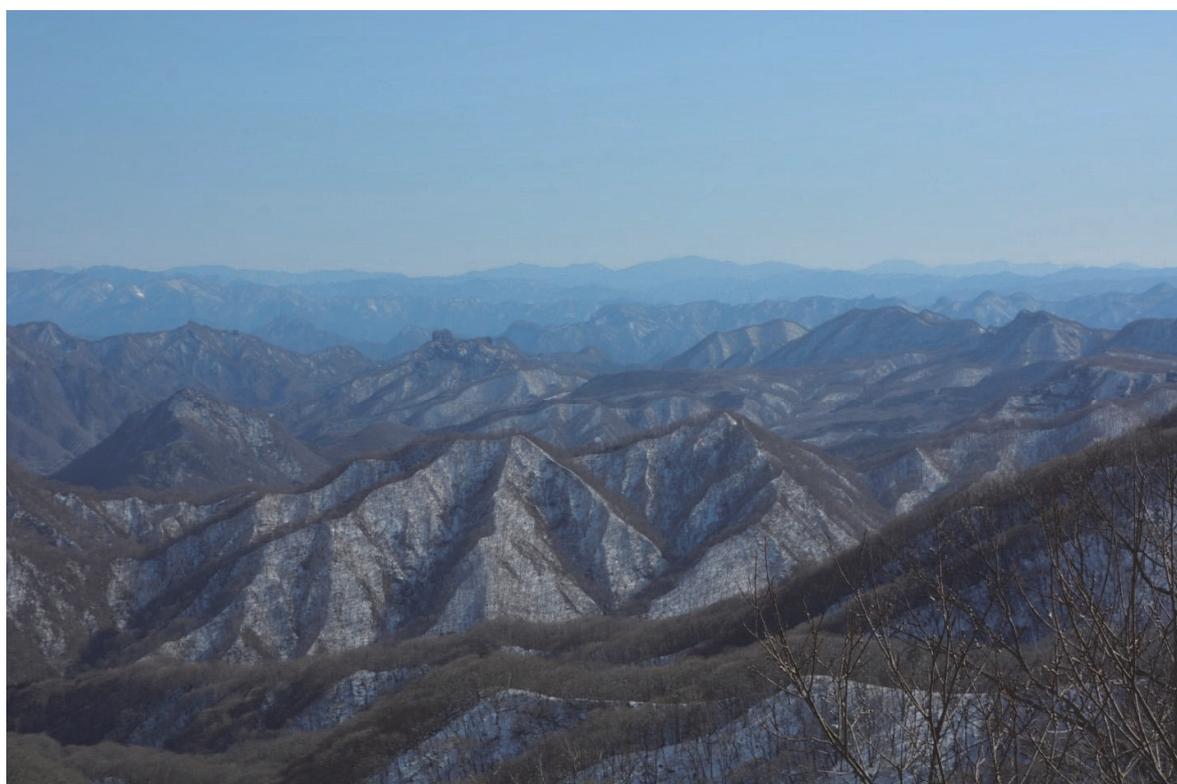
(20) 熊野神社・見晴台

眺望の概要	<p>熊野神社は群馬県と長野県の境界に位置している神社です。旧中山道碓氷峠を登った先に位置しており、周辺の山々を見下ろす形で遠方まで展望する景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町峠
選定の理由	<p>標高が高い場所で、眼前に広がる壮大な浅間山をはじめ、その他の山々や、遠方に安中の市街地を見下ろすことができる場所となっているため。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 見晴台は景観を遮るものがなく、ベンチに座ってゆっくりと景観を楽しむことができます ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能 ➤ 固定的で恒久的である場所 
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 <u>浅間山 景観の種別：中景</u></p>
歴史的要素	<p>【史跡】 <u>熊野神社 景観の種別：近景</u></p>
生活・産業的要素	—

位置図



眺望景観



(21) 碓氷関所跡

眺望の概要	<p>碓氷関所は旧中山道に設置された関所で、復元された関所を見ることができます。また、敷地内のからは裏妙義を近くに見ることができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町横川
選定の理由	群馬県指定文化財に指定されている場所で、旧中山道の重要な関所として復元されている。遠足侍マラソンの走路にもなっており、交通の要衝として栄えてきた本市にとっては馴染みられている場所であるため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 敷地内から景観を楽しむことができます ➢ 古いトイレ有り ➢ 会館の閉館時でも展望可能 ➢ 固定的で恒久的でない場所 <div data-bbox="507 987 1294 1512" style="text-align: center;"> </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 裏妙義 景観の種別：中景・遠景</p>
歴史的要素	<p>【史跡】 碓氷関所跡 景観の種別：近景</p> <p>【道路】 旧中山道 景観の種類：近景・中景</p>
生活・産業的要素	—

位置図



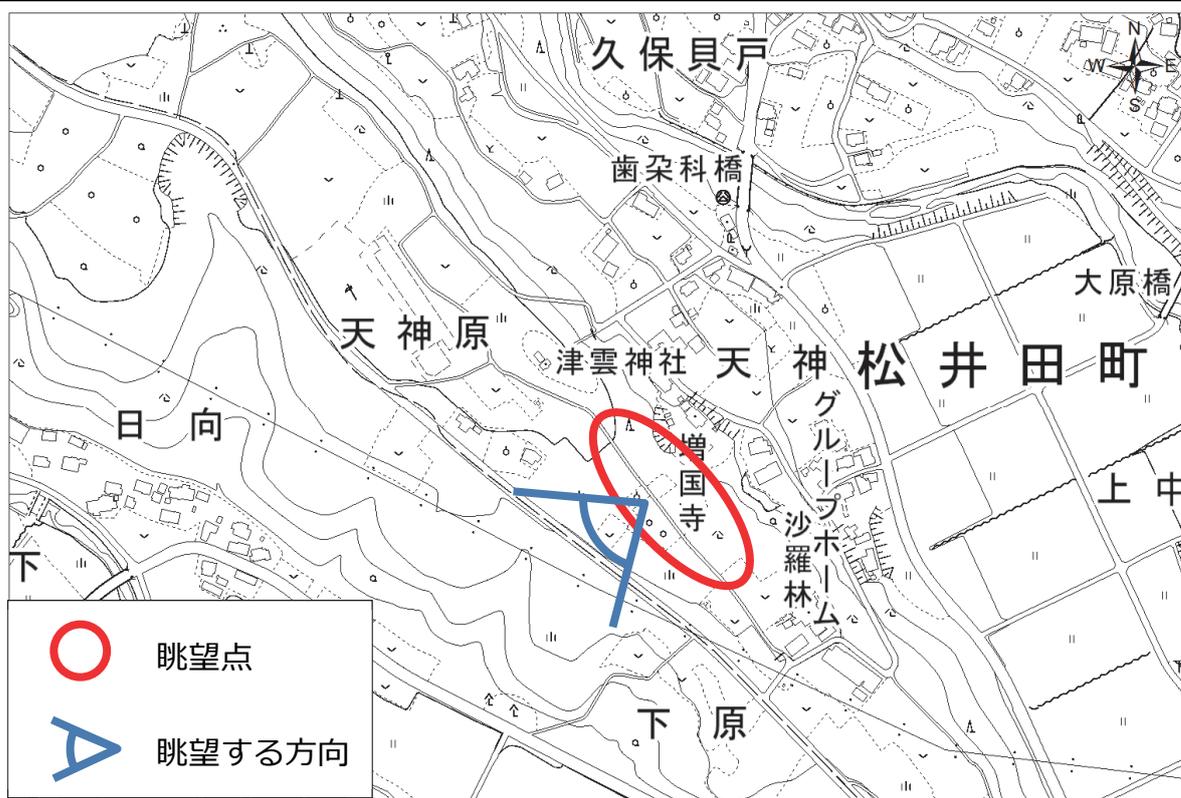
眺望景観



(22) 津雲神社

眺望の概要	<p>高台にある神社であり、周辺を散策しながら農地や妙義山をはじめとする山々の景観を楽しむことができます。趣のある石段や大きい木々があり、大変静かな空間となっています。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町下増田
選定の理由	<p>参道入口に一際目を引く赤い鳥居と一緒に、周辺の農村集落と妙義山を見渡すことができる。参道を進んで行くと遠方に浅間山も望むことができ、とても見晴らしのよい眺望となっているため。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 入り口は石段となっており自動車の進入はできません ➢ 駐車場・トイレなし ➢ 常時展望可能 ➢ 固定的で恒久的である場所 
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山・浅間山 景観の種別：中景・遠景</p>
歴史的要素	<p>【史跡】 津雲神社 景観の種別：近景</p>
生活・産業的要素	<p>【農地】 景観の種別：近景・中景</p>

位置図



眺望景観



(23) 細野スポーツ広場

眺望の概要	<p>細野に整備されている市民が利用できるグラウンドで、南側に農地と妙義山・裏妙義をはじめとした山々の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町上増田
選定の理由	誰でも立ち寄ることができる公共施設であることと、妙義山は手前の山に遮られて上部だけが見える状態であるが、建築物がほとんどないため、自然景観をゆったりと眺められる場所のため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園として整備されておりゆっくりと景観を楽しむことができる ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能 ➤ 固定的で恒久的である場所 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 妙義山・裏妙義 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	—
生活・産業的要素	<p>【農地】 景観の種別：近景・中景</p>

位置図



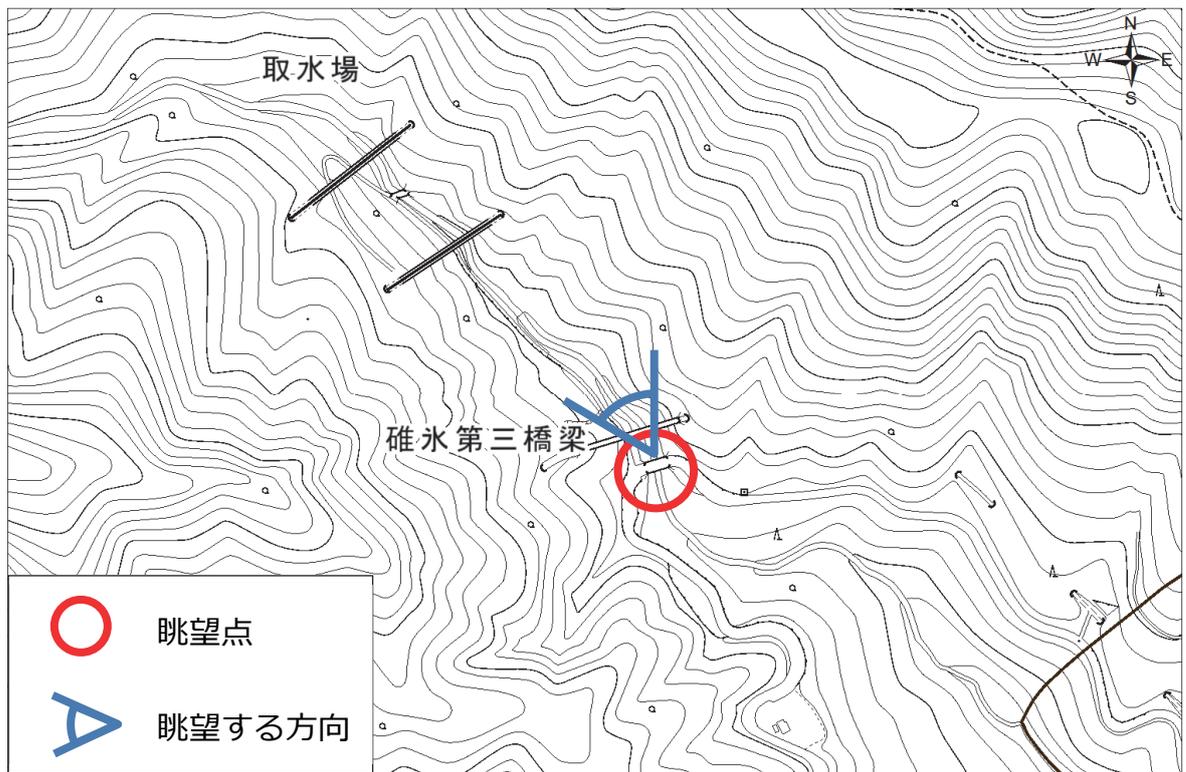
眺望景観



(24) 碓氷第三橋梁（めがね橋）

眺望の概要	<p>明治 25 年に建設された国内最大級のレンガのアーチ橋で、国重要文化財に指定されています。旧国道 18 号を自動車などで走りながら、また近くに整備された駐車場から歩いて訪れることもでき、歴史的にも価値の高く美しい建造物の景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：通年・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町坂本 地内
選定の理由	<p>本市を代表する建造物であり、最近ではめがね橋周辺の廃線跡を歩くイベント、廃線ウォークを開催し人気を集めている場所であるため。四季折々のめがね橋の風景や、めがね橋に登り上からの眺望を楽しむことができる。</p>
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自動車などで走りながら、歩道を歩きながら景観を楽しむことができます ➤ 駐車場・トイレ有り ➤ 常時展望可能 ➤ 非固定的で恒久的である場所 
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 景観の種別：近景・中景</p>
歴史的要素	<p>【史跡】 碓氷峠第三橋梁 景観の種別：近景</p>
生活・産業的要素	—

位置図



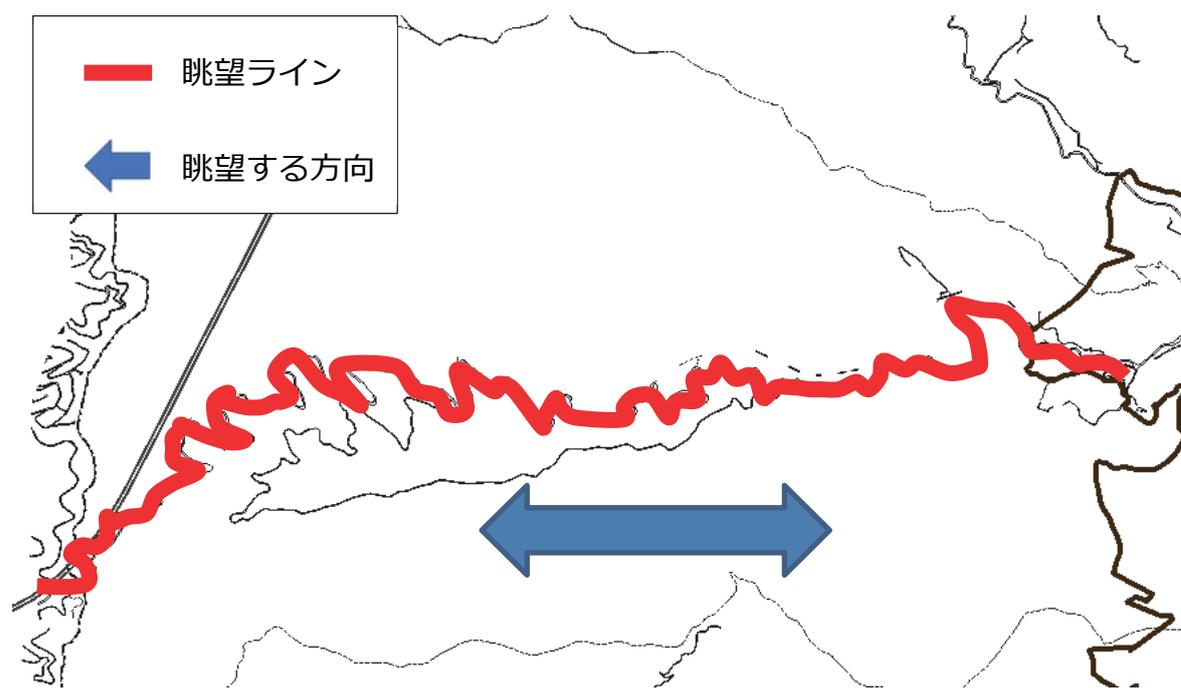
眺望景観



(25) 国道18号(旧道)碓氷峠

眺望の概要	<p>緩やかな勾配と全部で184個の連続したカーブがあります。道の途中にはめがね橋や碓氷湖、落葉樹林など、様々な自然景観を楽しむことができます。</p> <p>【おすすめの季節：春～秋・時間帯：昼間】</p> <p>【眺望のタイプ：パノラマ景】</p>
視点場について	
所在地	安中市松井田町坂本
選定の理由	道路脇の落葉樹や山肌、いくつかのカーブを抜けると視界が開ける場所、谷など、いくつもの楽しめる近景が連続して見られる場所となっているため。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自動車などで走りながら景観を楽しむことができますが、道幅も狭くカーブがたくさんあるので交通安全・通行に配慮をお願いします。 ➤ 常時展望可能 ➤ 非固定的で恒久的である場所 <div data-bbox="539 925 1214 1373" style="text-align: center;">  </div>
眺望の要素について	
自然的要素	<p>【山】 景観の種別：近景</p> <p>【山林】 景観の種類：近景</p> <p>【谷】 景観の種類：近景</p>
歴史的要素	<p>【史跡】 碓氷峠第三橋梁 景観の種別：近景</p>
生活・産業的要素	—

位置



眺望景観



(26) 坂本宿

眺望の概要	<p>直線道路の先に、アイストップとなる剝石山を望むことができます。道の両側には旅籠など、宿場町の趣を残す建築物があります。徒歩や自転車を利用した周辺散策がおすすめです。</p> <p>【おすすめの季節：春～秋・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：ビスタ景】</p>
-------	---

視点場について

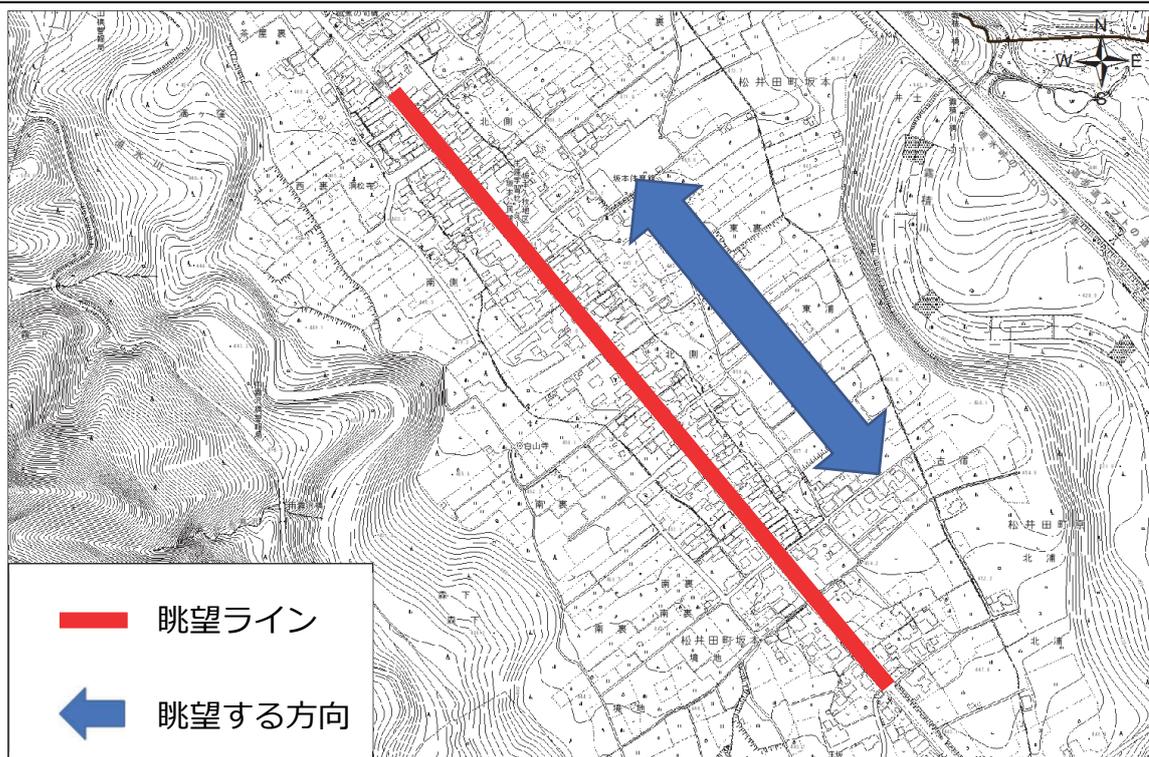
所在地	安中市松井田町坂本
選定の理由	浮世絵に描かれている坂本宿の面影が今でも色濃く残っており、風光明媚な場所であるため。また、ビスタ景の特徴をよく表している。
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 常時展望可能 ➤ 道路沿いに公衆トイレが設置されているほか、周辺施設の峠の湯にも、駐車場・トイレ有り ➤ 非固定的で恒久的である場所



眺望の要素について

自然的要素	<p>【山】 剝石山 景観の種別：遠景</p>
歴史的要素	<p>【町割り】 江戸幕府により整備された宿場町 間口が狭く奥行が深い（家の後背地に間口の幅の畑が二反歩から四反歩続き、奥行きが極端に深い）</p> <p>景観の種別：近景</p>
生活・産業的要素	<p>【水路】 景観の種別：近景</p>

位置



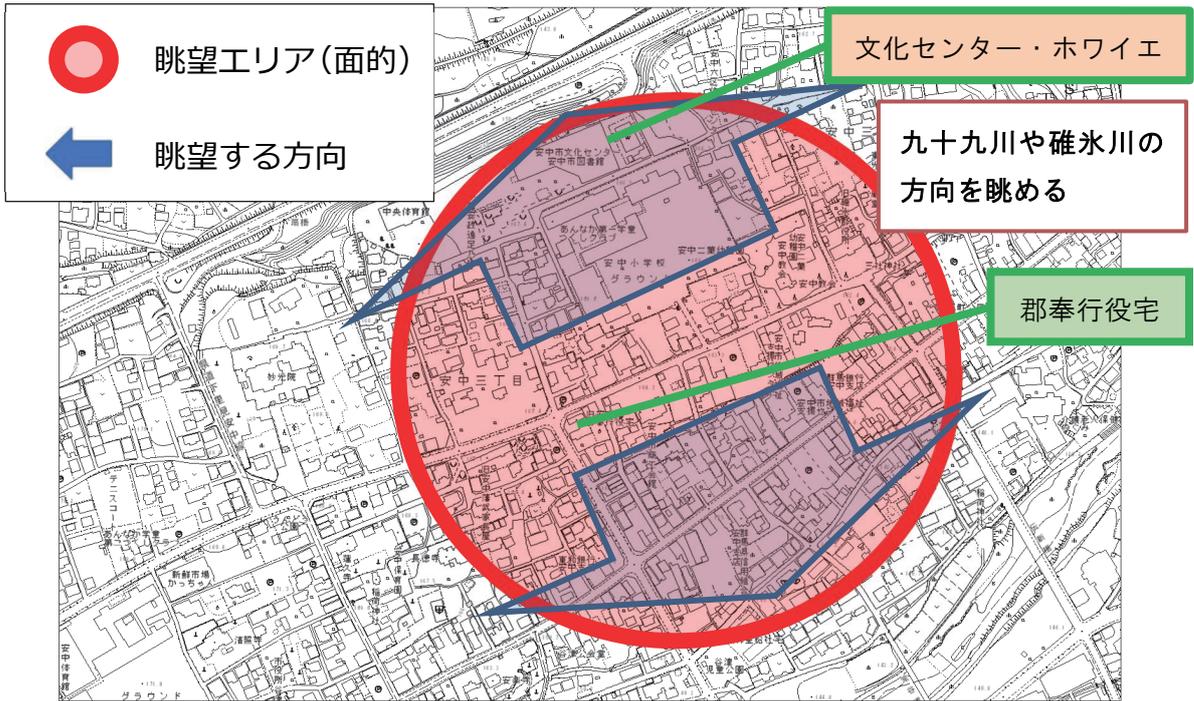
眺望景観



(27) 安中中心市街地

眺望の概要	<p>碓氷川と九十九川に挟まれた河岸段丘に形成された市街地の景観を眺めることができます。碓氷川に向かっては、坂道と橋の情景、九十九川方面には農地が広がります。また、住宅街の一部では丸石が積まれた石垣の景観をみることもできます。</p> <p>【おすすめの季節：春～秋・時間帯：昼間】 【眺望のタイプ：ピスタ景・パノラマ景】</p>	
視点場について		
所在地	安中市安中（中心市街地）	
選定の理由	河岸段丘に形成された市街地の特徴がよく表れており、地形に合わせた土地利用が行われている景観が広がっているため。	
現況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 常時展望可能（文化センター内・ホワイエからは、開館時のみ可能） ➢ 周辺に公共施設が点在しており、公共施設の開館時は駐車場・トイレ利用可 ➢ 固定的で恒久的である場所（視点場・一例） 	
		
眺望の要素について		
自然的要素	<p>【川】 碓氷川・九十九川 景観の種別：<u>中景・遠景</u></p> <p>段丘崖と段丘面 景観の種別：<u>中景</u></p>	
歴史的要素	<p>【史跡】 武家長屋・旧碓氷郡役所 景観の種別：<u>近景</u> 寺社 景観の種別：<u>近景</u></p>	
生活・産業的要素	<p>【農地】 景観の種別：<u>中景・遠景</u></p> <p>【住居系市街地】 坂道 景観の種別：<u>近景・中景</u> 石垣 景観の種別：<u>近景</u></p>	

位置



眺望景観



IV. 安中市景観計画策定経緯

平成31年度	
4月1日	安中市が景観行政団体に移行
令和元年度	
7月22日 ～8月5日	安中市景観まちづくりに関するアンケート調査 (郵送配布・ウェブアンケート)
10月11日	第1回安中市景観計画庁内検討委員会
11月6日	第1回安中市景観計画策定委員会
11月18日 ～11月27日	景観まちづくりに関する住民意見交換会
1月17日	景観資源再発見のための現地視察(高崎経済大学・前橋工科大学)
2月10日	第2回安中市景観計画庁内検討委員会
令和2年度	
令和元年 10月～9月	妙義山眺望50選 写真募集を実施
7月3日	第2回安中市景観計画策定委員会
10月6日	第3回安中市景観計画庁内検討委員会
10月30日	第3回安中市景観計画策定委員会
2月2日	第4回安中市景観計画庁内検討委員会
2月22日	安中市景観まちづくりセミナー開催
2月24日	第4回安中市景観計画策定委員会
令和3年度	
5月	妙義山眺望MAPを発行
6月2日	第5回安中市景観計画庁内検討委員会
6月30日	第5回安中市景観計画策定委員会
9月2日	第6回安中市景観計画庁内検討委員会
9月22日	第6回安中市景観計画策定委員会
11月1日～ 11月30日	パブリックコメント
11月4日～ 11月5日	住民説明会
11月24日	都市計画審議会に諮問
11月24日	公聴会(公述申出なしのため中止)
12月23日	第7回安中市景観計画庁内検討委員会

V. 安中市景観計画策定体制

1. 安中市景観計画策定委員会

(1) 安中市景観計画策定委員会名簿

■令和元年度

No	所属・役職名	氏名
1	高崎経済大学 准教授	大澤 昭彦
2	前橋工科大学 准教授	杉浦 榮
3	群馬建築士会安中支部 支部長	三好 建正
4	安中市観光機構	奥原 美栄
5	安中市農業委員会 会長	竹内 佳重
6	碓氷川森林組合 組合長	上原 又樹
7	安中市文化財調査委員会 議長	中島 啓治
8	安中市商工会	飯島 岳史
9	安中市松井田町商工会 会長	高橋 正章
10	安中市区長会 会長	田島 勳
11	公募による市民	櫻井 喜久江
12	公募による市民	須藤 修司
13	公募による市民	吉田 正守
14	安中土木事務所 所長	宮前 勝美
15	群馬県まちづくり室 景観形成係長	堀口 佳奈子

■令和2年4月以降

No	所属・役職名	氏名
1	高崎経済大学 准教授(～令和3年3月) 東洋大学 准教授(令和3年4月～)	大澤 昭彦
2	前橋工科大学 准教授	杉浦 榮
3	群馬建築士会安中支部 支部長	三好 建正
4	安中市観光機構	奥原 美栄
5	安中市農業委員会 会長	竹内 佳重
6	碓氷川森林組合 組合長	上原 又樹
7	安中市文化財調査委員会 議長	中島 啓治
8	安中市商工会	飯島 岳史
9	安中市松井田町商工会 会長	高橋 正章
10	安中市区長会 会長	萩原 豊彦
11	公募による市民	櫻井 喜久江
12	公募による市民	須藤 修司
13	公募による市民	吉田 正守
14	安中土木事務所 所長	佐々木 実
15	群馬県まちづくり室 室長	青木 潔

※敬称略

(2) 安中市景観計画策定委員会設置要綱

安中市景観計画策定委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安中市景観計画策定委員会条例（平成31年安中市条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、安中市景観計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理)

第2条 条例第3条第2項第4号に掲げる者につき、任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理する者は、議事に参与し、議決に加わることができる。

(議長)

第3条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

2 委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

3 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(会議の非公開)

第4条 会議は、公開しないものとする。ただし、議長が特に認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第5条 委員長は、次に掲げる事項を記録した議事録を作成し、保存するものとする。

(1) 審議会の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事内容

(5) その他必要と認める事項

2 委員長は、議事録署名人2人を指名するものとする。

3 議事録は、前条の規定にかかわらず、安中市情報公開条例（平成18年安中市条例第18号）に基づき、公開できるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項は、委員長が定める。

2. 安中市景観計画庁内検討委員会

(1) 安中市景観計画庁内検討委員会名簿

区分	課名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委員長	建設部長	白石 久男	富田 千尋	富田 千尋
副委員長	都市整備課長	赤見 孝仁	赤見 孝仁	赤見 孝仁
委員	秘書政策課	主事 金井 良子	主事 金井 良子	主任 齋藤 雅文
委員	財政課	課長 萩原 正視	課長 萩原 正視	主任 金田 佑介
委員	環境政策課	主事 須藤 茜	主事 須藤 茜	主事 山田 晋平
委員	農林課	主事 西 亜里沙	主事 西 亜里沙	主事 西 亜里沙
委員	観光経済課	主事 小林 美月	主事 小林 美月	主事 小林 美月
委員	地域創造課	主査 岡田 智子	主事 井上 美穂	主事 井上 美穂
委員	土木課	主任 小此木 克之	主査 遠間 雄二	主査 遠間 雄二
委員	建築住宅課	主任 吉田 絵里子	主任 吉田 絵里子	主任 吉田 絵里子
委員	農業委員会事務局	事務局長 上原 充	事務局長 上原 充	事務局長 山田 幸則
委員	文化財保護課	主任 多胡 美佳	主任 多胡 美佳	主任 多胡 美佳

3. 景観まちづくりに関する住民意見交換会

(1) 開催概要

日程	会場	対象地区	参加者数
令和元年 11 月 18 日	九十九地区生涯学習センター	九十九・細野	11 名
令和元年 11 月 19 日	板鼻公民館	板鼻・岩野谷	9 名
令和元年 11 月 20 日	坂本・入牧地区生涯学習センター	臼井・坂本	8 名
令和元年 11 月 22 日	安中市役所	安中・秋間	8 名
令和元年 11 月 25 日	原市公民館	原市・後閑	5 名
令和元年 11 月 26 日	松井田支所	松井田・西横野	3 名
令和元年 11 月 27 日	磯部公民館	磯部・東横野	11 名

(2) 意見交換会の様子





安中市景観計画